

令和4年度下請取引等実態調査の結果について

1. 調査の概要

- ・調査目的: 建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導を実施
- ・調査対象: 全国の建設業者(大臣特定・一般許可、知事特定・一般許可)から無作為に抽出した **14,000 業者**
 ※本調査は、下請契約における元請負人(注文者)の不適正な行為に関する実態把握を目的としているため、知事許可建設業者に関しては、資本金1千万円以上の建設業者が対象
 ※福島県の一部市町村の地域に主たる営業所(本社等)を有する建設業者は調査対象外。
- ・調査方法: 郵送による書面調査(令和4年7月27日～令和4年10月24日)
- ・調査内容: 元請負人と下請負人との間及び発注者(施主)と元請負人との間の取引の実態等、見積方法(法定福利費、労務費、工期)の状況、価格転嫁や工期設定の状況、約束手形の期間短縮や電子化の状況、技能労働者への賃金支払状況 等
- ・調査対象期間: 令和3年7月1日～令和4年6月30日における取引
- ・回収業者数: **11,079 業者**(回収率 79.1%)
- ・集計対象業者数: **10,974 業者**(回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者(**105 業者**)を除いた者)

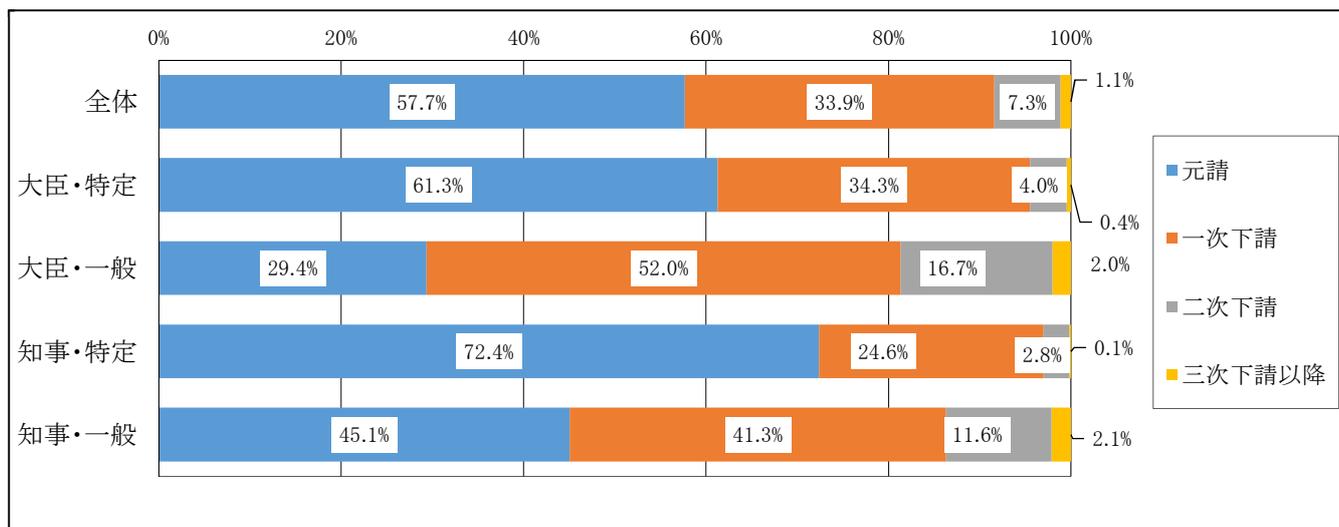
表－1 許可区分別回収率・集計対象業者数

許可区分	調査対象業者数 ①	回収業者数 ②	建設工事を下請負人に発注した実績がある	建設工事を下請負人に発注した実績がない	既に事業活動を終了した建設業者	回収率 ②/①	集計対象業者数 ②-③
					③		
大臣・特定	1,400	1,246	1,213	30	3	89.0%	1,243
大臣・一般	350	282	232	48	2	80.6%	280
知事・特定	5,530	4,538	4,207	302	29	82.1%	4,509
知事・一般	6,720	5,013	3,609	1,333	71	74.6%	4,942
計	14,000	11,079	9,261	1,713	105	79.1%	10,974

○回答業者の主な立場

特定建設業者は元請の割合が高く、一般建設業者は下請の割合が高くなっています。(図-1)

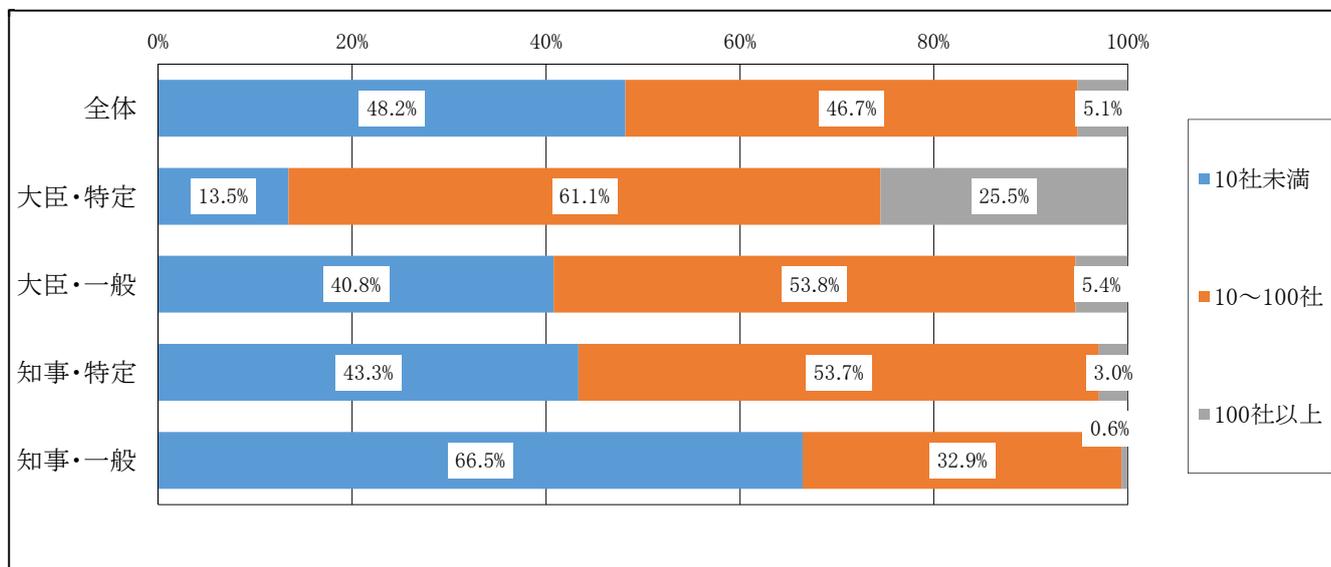
図-1 建設業者の立場



○取引業者数について

1年間に下請取引した会社数について、大臣特定建設業者においては86.6%が取引業者数10社以上でした。一方、知事一般建設業者においては、66.5%が取引業者数10社未満でした。(図-2)

図-2 1年間の下請取引業者数



2. 調査結果

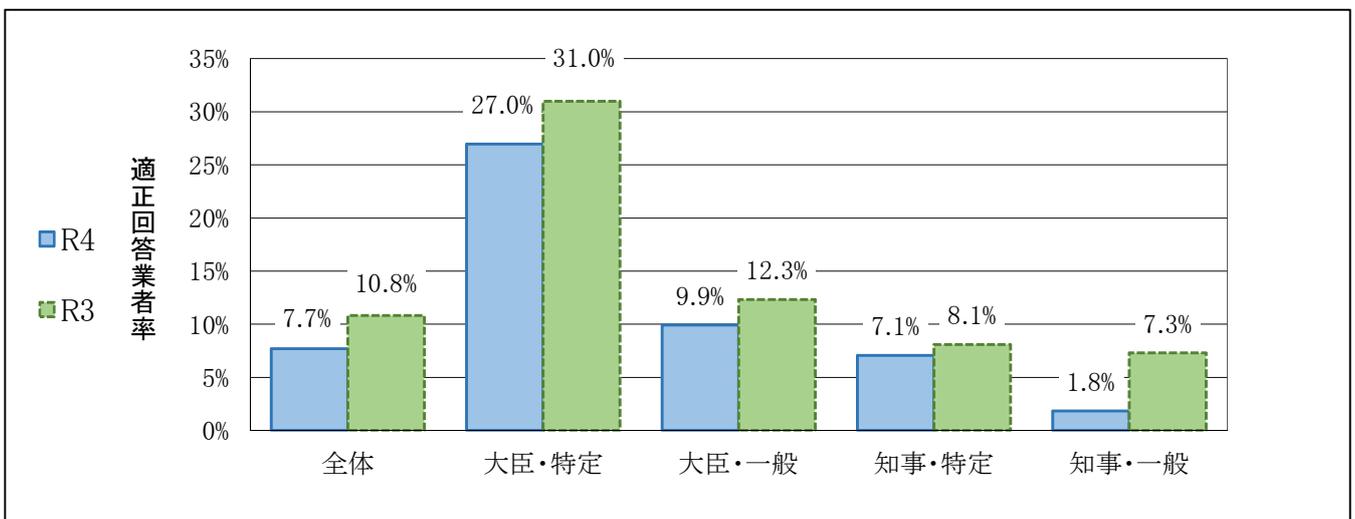
2.1 建設業法の遵守状況(概要)

元請・下請を問わず建設工事を下請負人に発注したことがある **9,261 業者**のうち、建設業法に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者(以下「適正回答業者」という。)は、**713 業者(7.7%: 以下「適正回答業者率」という。)**でした。

許可区分別でみると、大臣特定建設業者の適正回答業者率が最も高く(**27.0%**)、知事一般建設業者が最も低い(**1.8%**)結果となりました。(図-3(a))

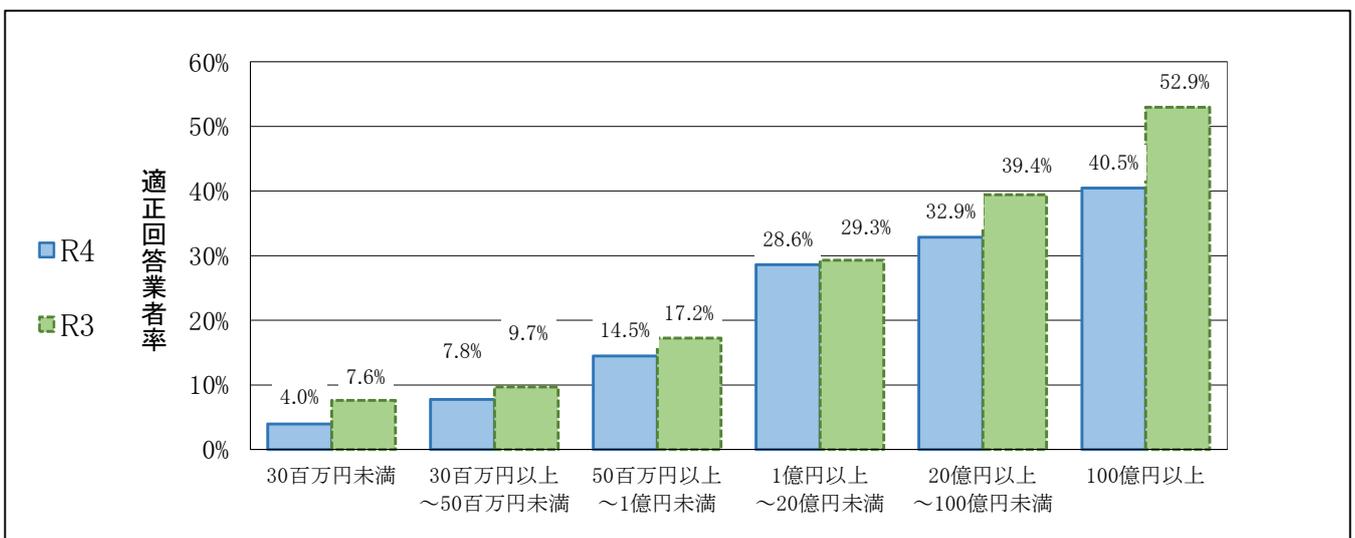
図-3 適正回答業者の割合

(a) 許可区分別



資本金階層別でみると、資本金階層が大きくなるほど適正回答業者率が高くなる傾向にあります。(図-3(b))

(b) 資本金階層別



2.2 建設業法の遵守状況(項目別)

以下のグラフにおいて、青色は「適正回答率」、赤色は「不適正回答率」、緑色は「R3調査適正回答率」を示します。なお、茶色は是正措置の指導対象外の調査項目です。

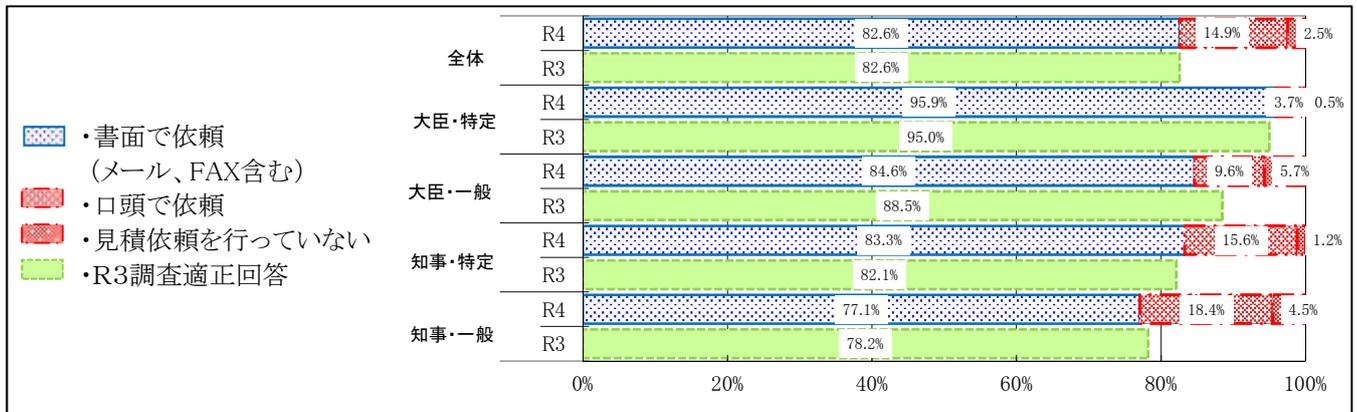
I 下請負人との見積りや下請代金の決定方法について

(1) 見積り依頼方法

見積りを依頼する際には、下請契約の具体的な内容を示すことが必要であり、「書面」でその内容を示すべきとされています。

「書面」で見積り依頼している建設業者は 82.6%(昨年度 82.6%)にとどまり、約 2 割が書面による見積り依頼を行っていない状況でした。(図-4)

図-4 見積り依頼方法

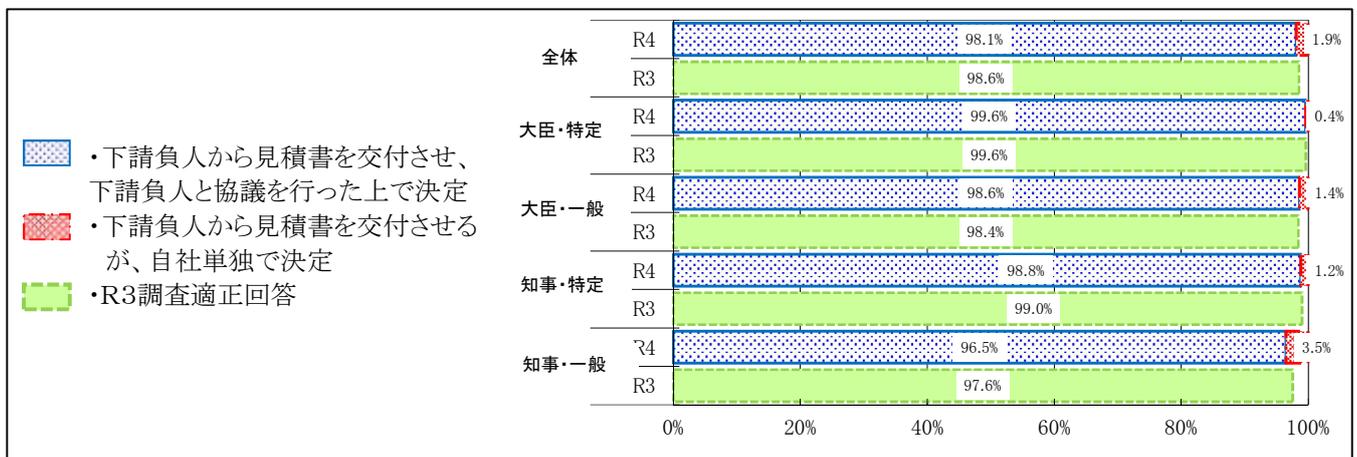


(2) 下請代金決定方法

下請契約を締結する際には、下請負人から見積書を交付させ、元請負人と下請負人双方が十分な協議を行うことが必要です。

見積書を交付させ、下請負人と協議を行った上で下請代金を決定している建設業者は 98.1%(昨年度 98.6%)と、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-5)

図-5 下請代金決定方法

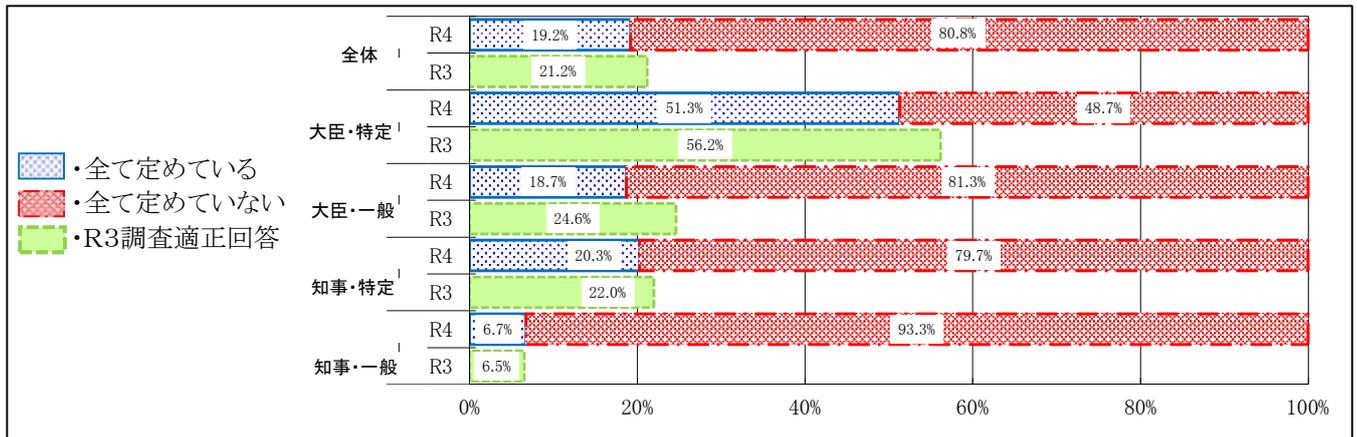


(3) 見積りを依頼する際に提示している内容

見積りを依頼する際には、契約書に記載すべき15項目のうち請負代金の額を除いた14項目について、できる限り具体的な内容を提示しなければなりません。

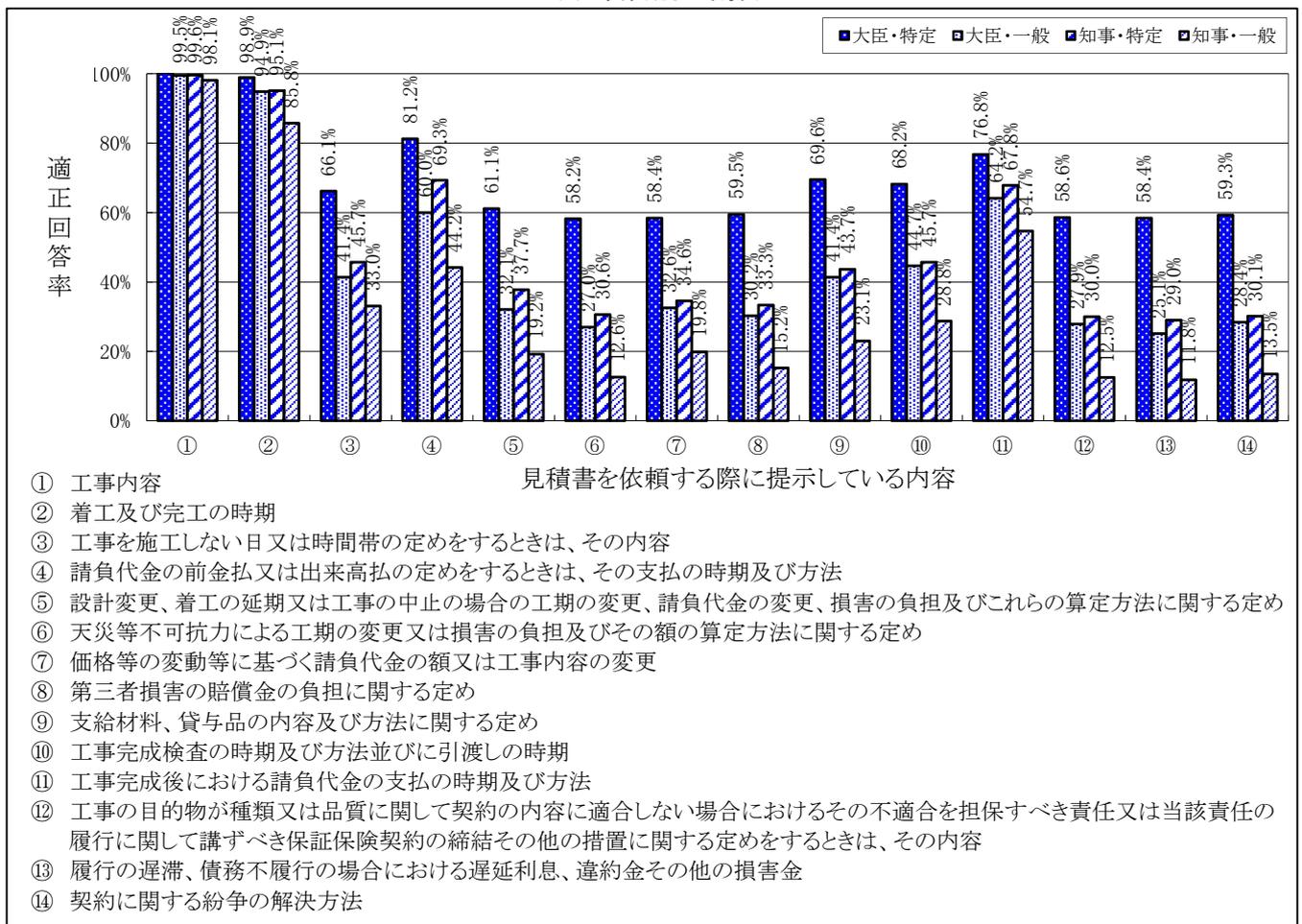
必要な項目を全て提示している建設業者は 19.2%(昨年度 21.2%)であり、約 8 割が必要な項目を提示していませんでした。最も高い大臣特定建設業者においても 51.3%(昨年度 56.2%)と約 5 割が適正回答ではなく、昨年度と同様に許可区分にかかわらず必要な項目を提示していない建設業者の割合が多くみられました。(図-6(a))

図-6 見積書を依頼する際に提示している内容
(a) 見積書を依頼する際に提示すべき項目を全て定めている割合



また、項目別にみると「①工事内容」、「②工期」については、許可区分にかかわらず概ね提示されている状況ですが、それ以外の項目については、提示されている割合が低い状況でした。(図-6(b))

(b) 項目別の割合



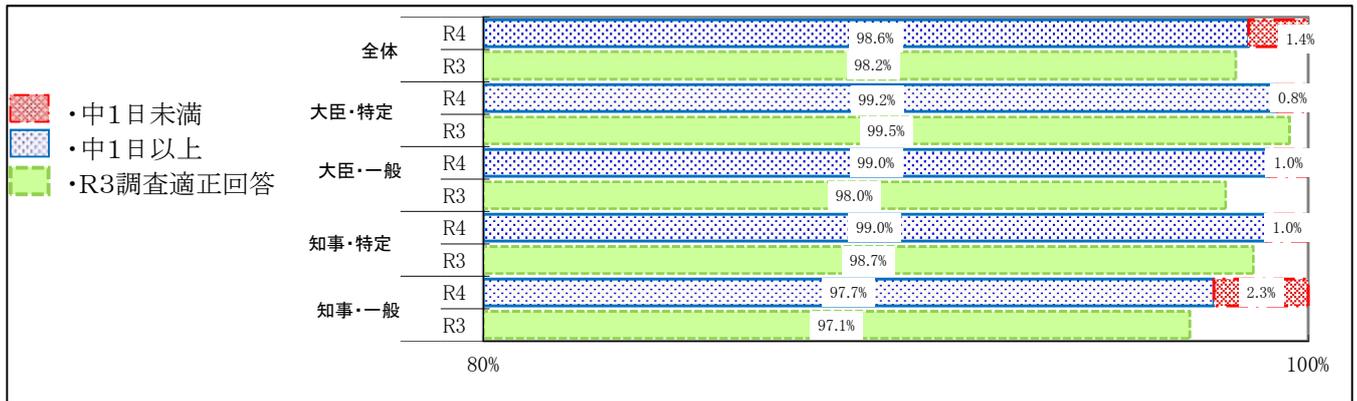
(4) 見積期間

建設工事の見積依頼をする際には、予定価格に応じた見積期間を適正に定めなければなりません。

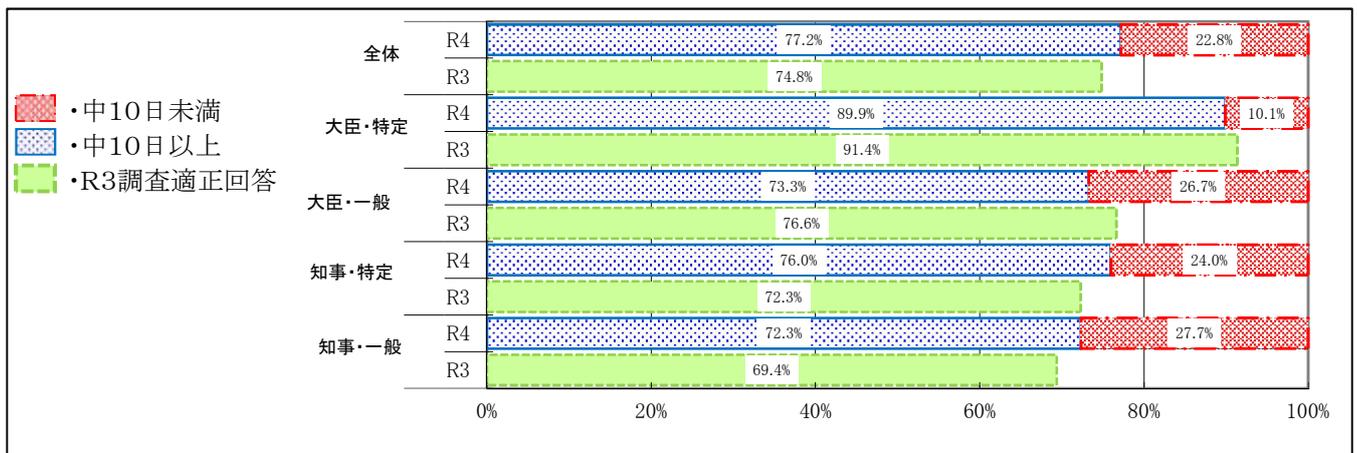
予定価格が 500 万円未満の場合には、98.6%(昨年度 98.2%)と、昨年度同様に概ね適正な見積期間を設けている状況ですが(図-7(a))、予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の場合には 77.2%(昨年度 74.8%)、5,000 万円以上の場合には 77.7%(昨年度 77.0%)と、約 3 割が適正な見積期間を設けていない状況でした。(図-7(b)、(c))

図-7 見積期間

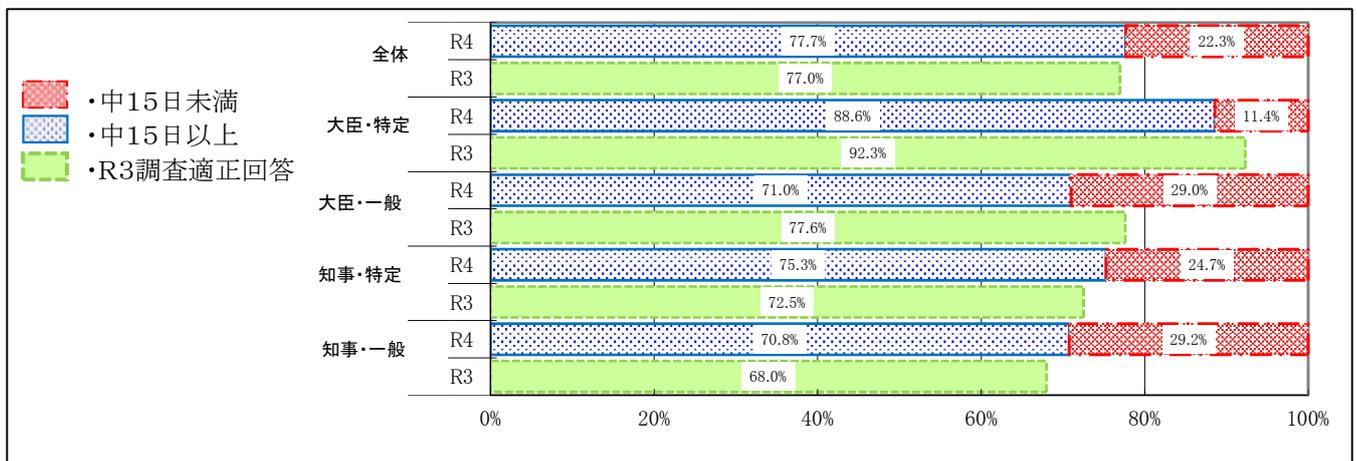
(a) 予定価格が 500 万円未満の場合



(b) 予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の場合



(c) 予定価格が 5,000 万円以上の場合



II 下請契約の締結方法

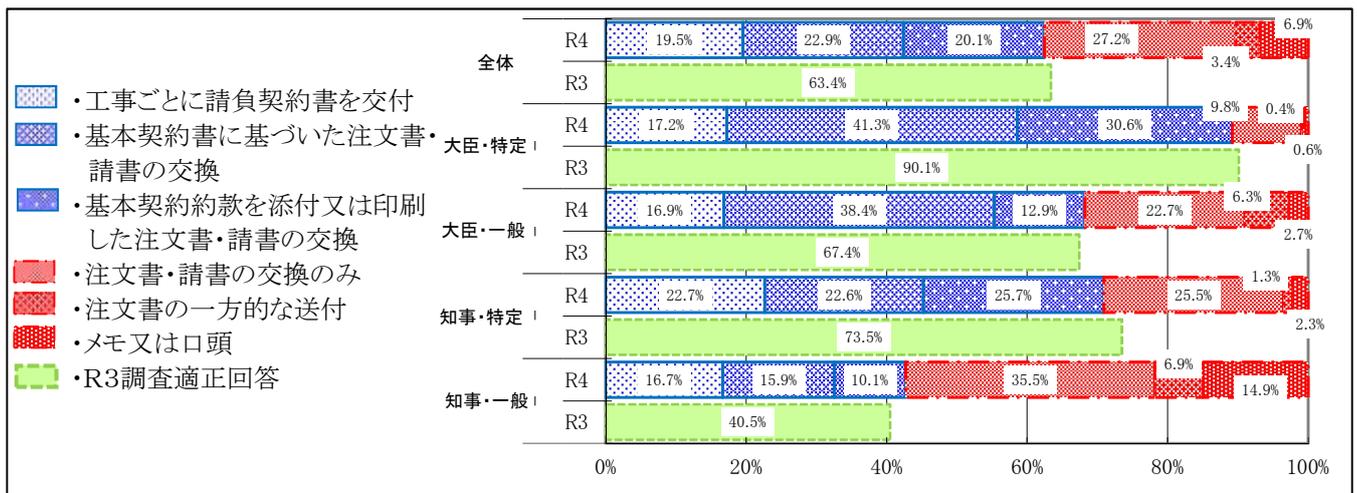
(1) 契約方法

建設工事の請負契約を締結する際には、工事ごとに請負契約書を相互に交付しなければなりません。また、注文書・請書による場合には基本契約約款を添付する等の一定の要件を満たすことが必要です。

全体の適正回答率は **62.5%**(昨年度 **63.4%**)となっており、大臣特定建設業者においては、**約 9 割**が適正に契約締結をしていますが、知事一般建設業者に至っては**約 4 割**まで低下する状況でした。

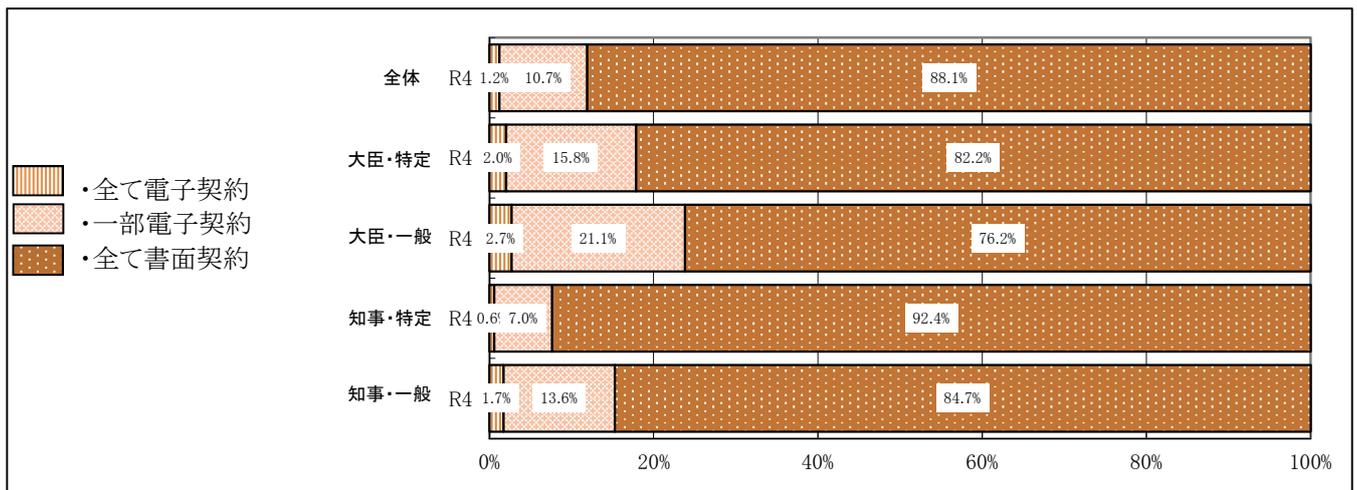
特に、知事一般建設業者においては、**14.9%**(昨年度 **17.6%**)が「メモ又は口頭」による契約をしているなど、一定の要件を満たした書面による契約が徹底されていない状況でした。(図-8(a))

図-8 契約方法
(a)契約の締結方法



請負契約を締結する際に、一部でも電子で契約を行っている建設業者は **11.9%**となっており、**約 9 割**が書面契約を行っている実態でした。(図-8(b))

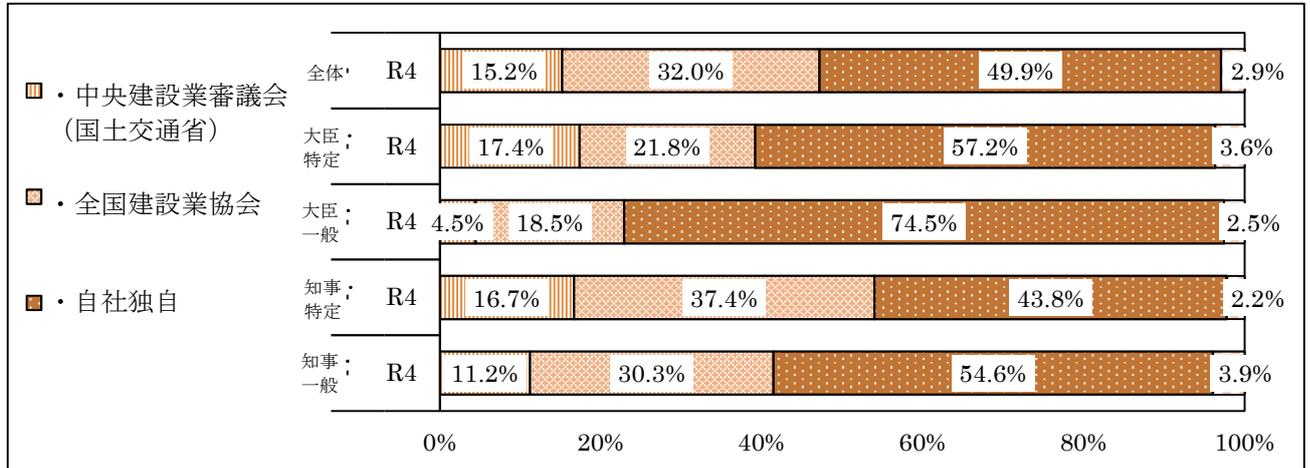
(b) 電子契約の状況



(2) 契約に使用している約款・契約書

書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、国土交通省（中央建設業審議会）が作成した最新の建設工事標準下請契約約款を契約に使用している建設業者は全体で **15.2%**であり、自社独自のものを使用している建設業者が全体で **49.9%**と最も高い割合となっています。（図－9）

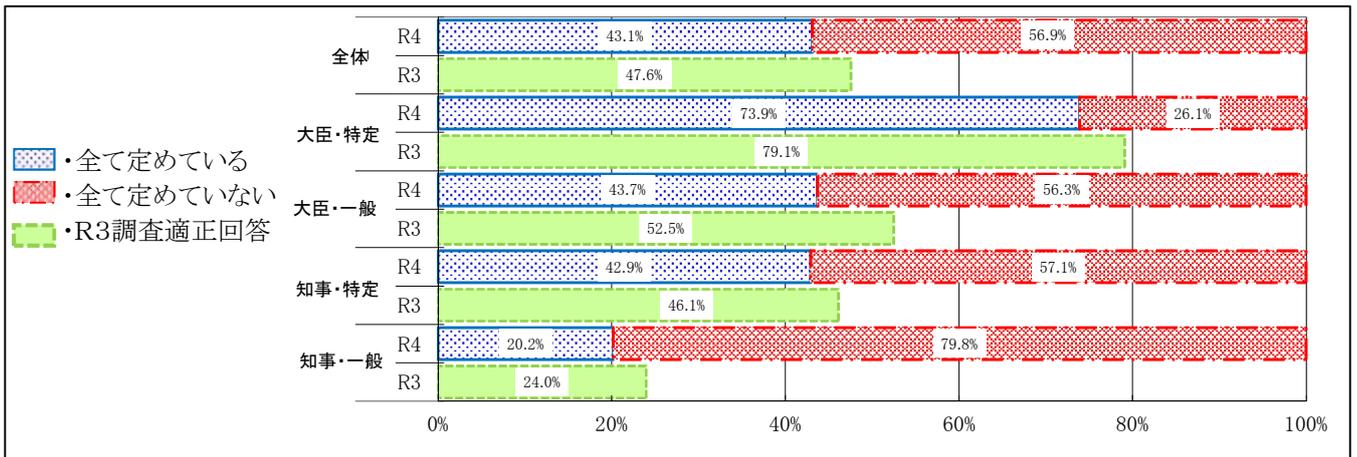
図－9 契約に使用している約款
（適正な方法で契約締結している建設業者が集計対象）



(3) 契約書で定めている条項

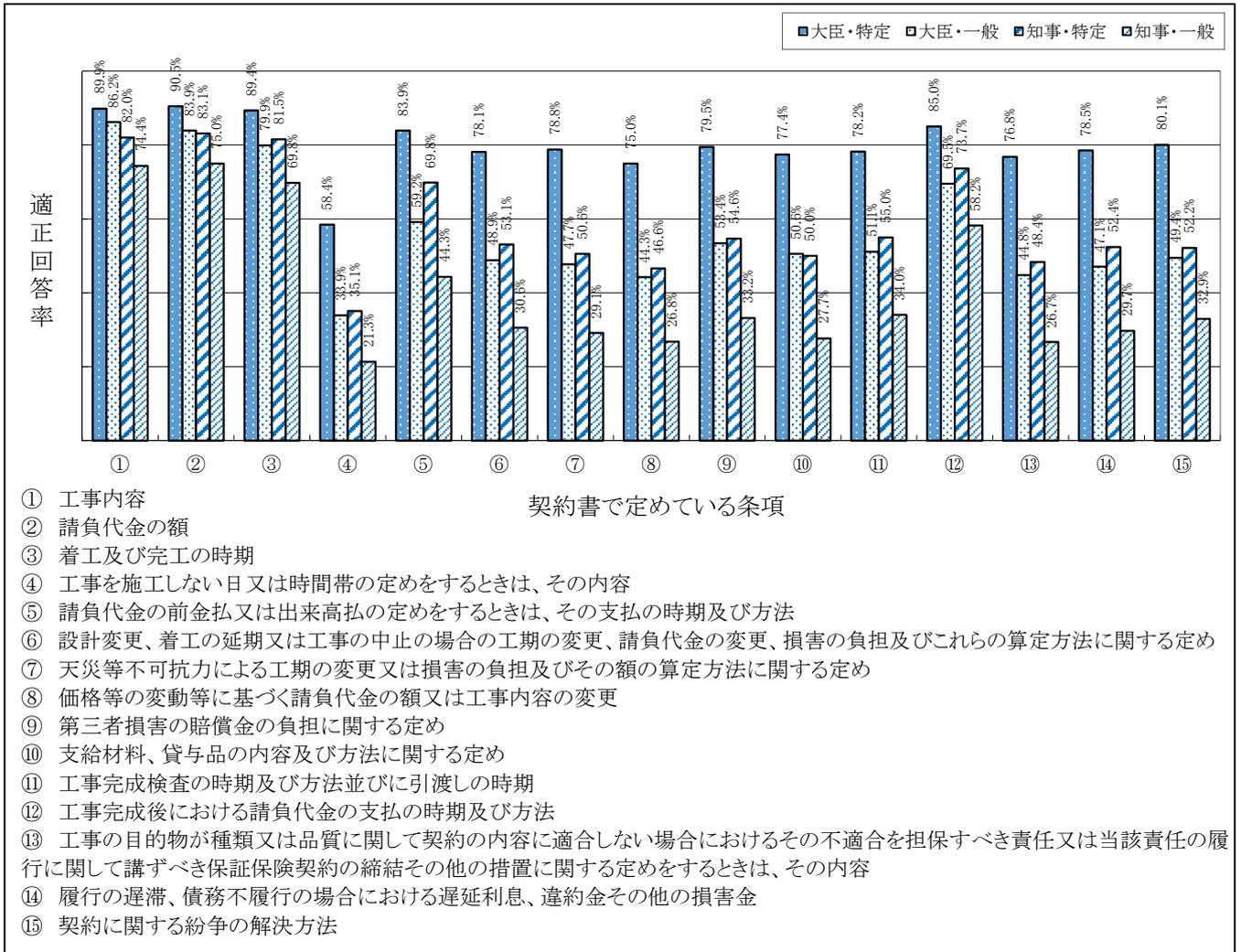
契約書には、建設業法第19条第1項で定められている15項目の条項を明示しなければなりません。書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、建設業法上定めるべき条項を全て定めているのは、**43.1%**(昨年度 **47.6%**)と昨年度と概ね同じ状況であり、最も高い大臣特定許可業者においても **73.9%**(昨年度 **79.1%**)と約 **2割**が、知事一般許可業者に至っては **20.2%**(昨年度 **24.0%**)にとどまり約 **8割**が、必要な条項を全て定めている割合が低い状況でした。（図－10(a)）

図－10 契約書で定めている条項（適正な方法で契約締結をしている建設業者が集計対象）
(a) 契約書で定めるべき条項を全て定めている割合



また、契約条項別にみると、「①工事内容」、「②請負代金」、「③工期」の項目については、許可区分にかかわらず概ね定められている状況ですが、それ以外の項目については、大臣特定建設業者以外の区分において定めている割合が低い状況でした。（図－10(b)）

(b) 条項別の割合

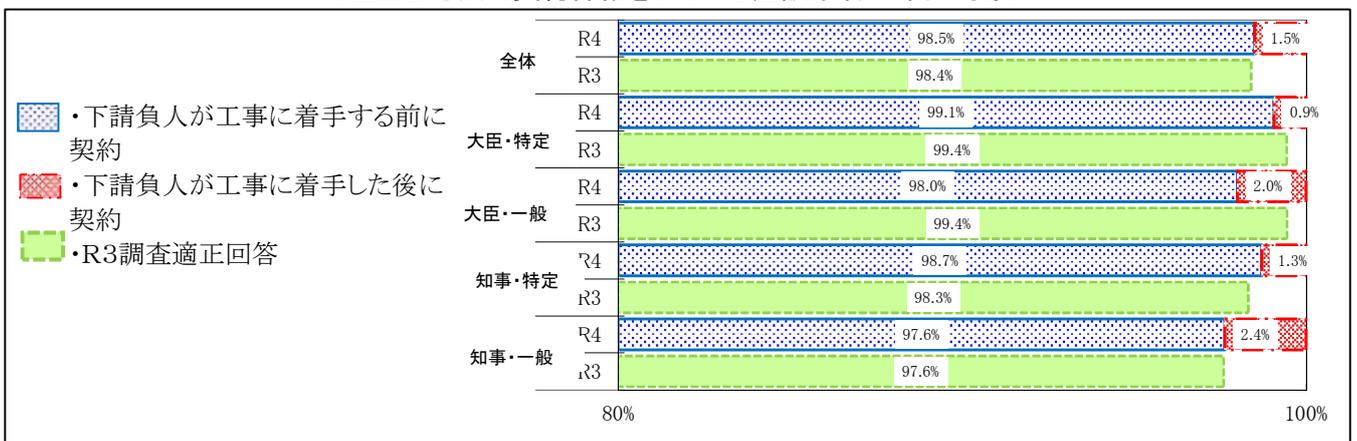


(4) 契約締結時期

契約の締結は、下請工事の着手前までに行う必要があります。

書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、「工事に着手する前に契約」している建設業者は 98.5%(昨年度 98.4%)と、昨年度と同様に概ね適正な時期に行われていました。(図-11)

図-11 契約締結時期
(適正な方法で契約締結をしている建設業者が集計対象)

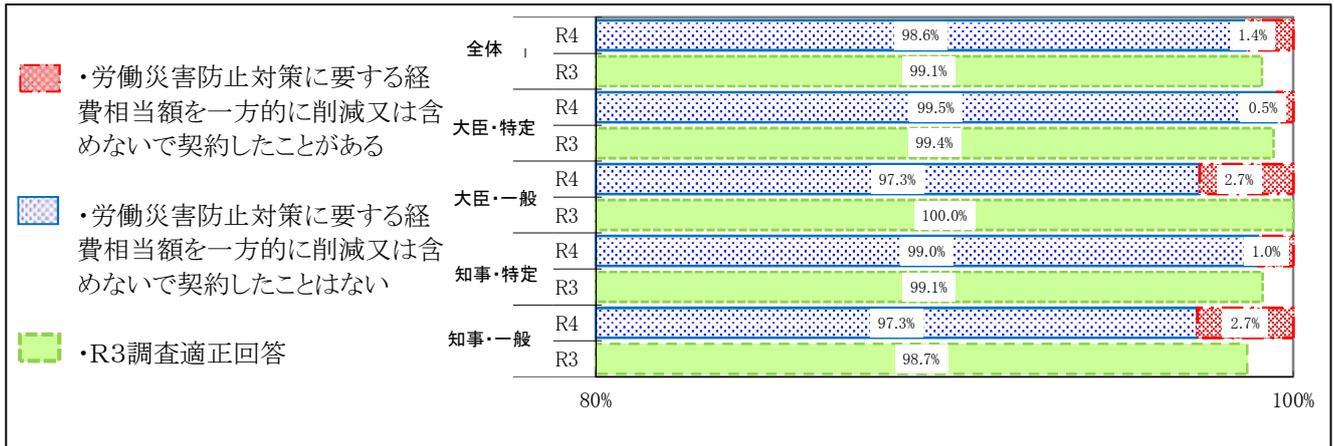


(5) 労働災害防止対策に要する経費を含めない契約の有無

労働災害防止対策を講ずることは労働安全衛生法で定められており、当該対策に要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用です。下請負人の見積書に適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにもかかわらず、元請負人が当該経費相当額を一方的に削減し、又は当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結した場合、建設業法に違反するおそれがあります。

適正回答率は 98.6%(昨年度 99.1%)であり、適正な労働災害防止対策に要する経費が見積書に明示されている場合には、昨年度と同様に概ね当該経費を含んだ金額で契約されている状況でした。(図-12)

図-12 労働災害防止対策に要する経費を含めない契約の有無
(適正な方法で契約締結をしている建設業者が集計対象)



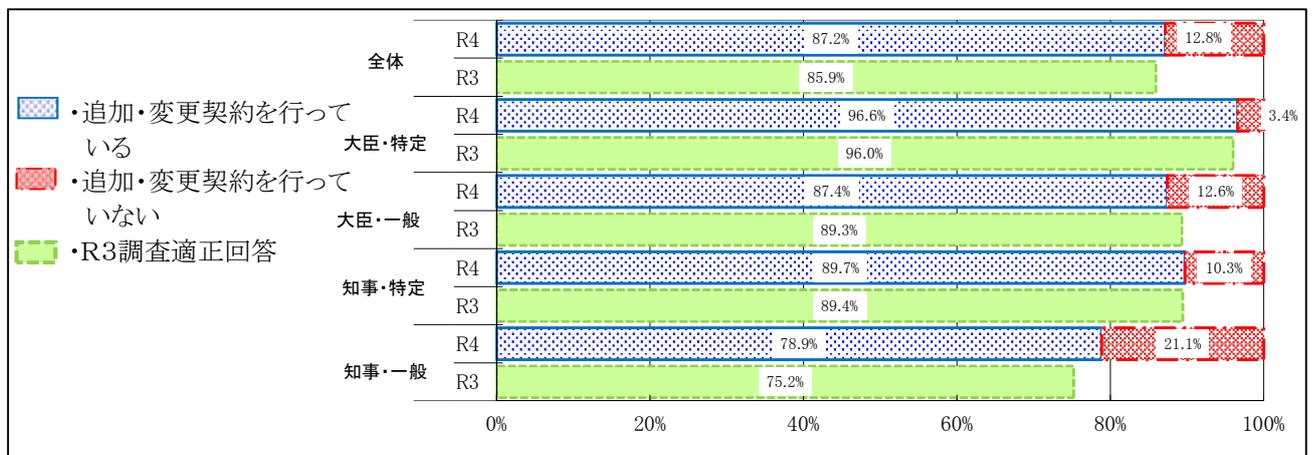
III 下請契約の追加・変更契約

(1) 追加・変更契約時の契約締結の有無

追加工事等の発生により請負契約書の内容を変更するときは、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着手前に変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

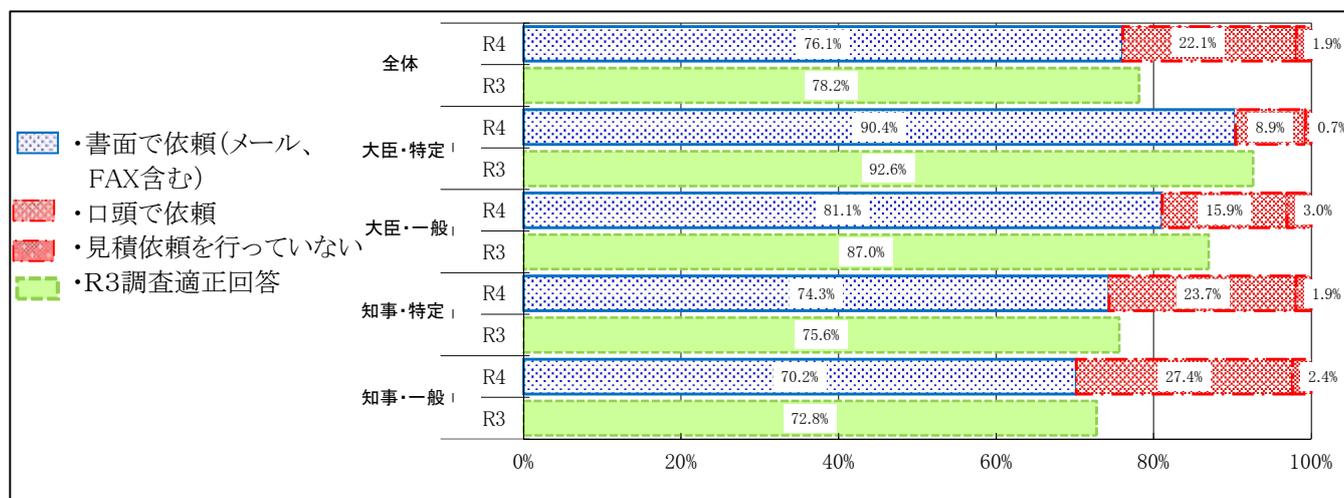
下請負人との間に追加工事等が生じた場合に追加・変更契約を行っているのは、87.2%(昨年度 85.9%)と、約2割が追加・変更契約を行っていない状況でした。(図-13(a))

図-13 追加・変更契約
(a) 追加・変更契約時の契約締結の有無



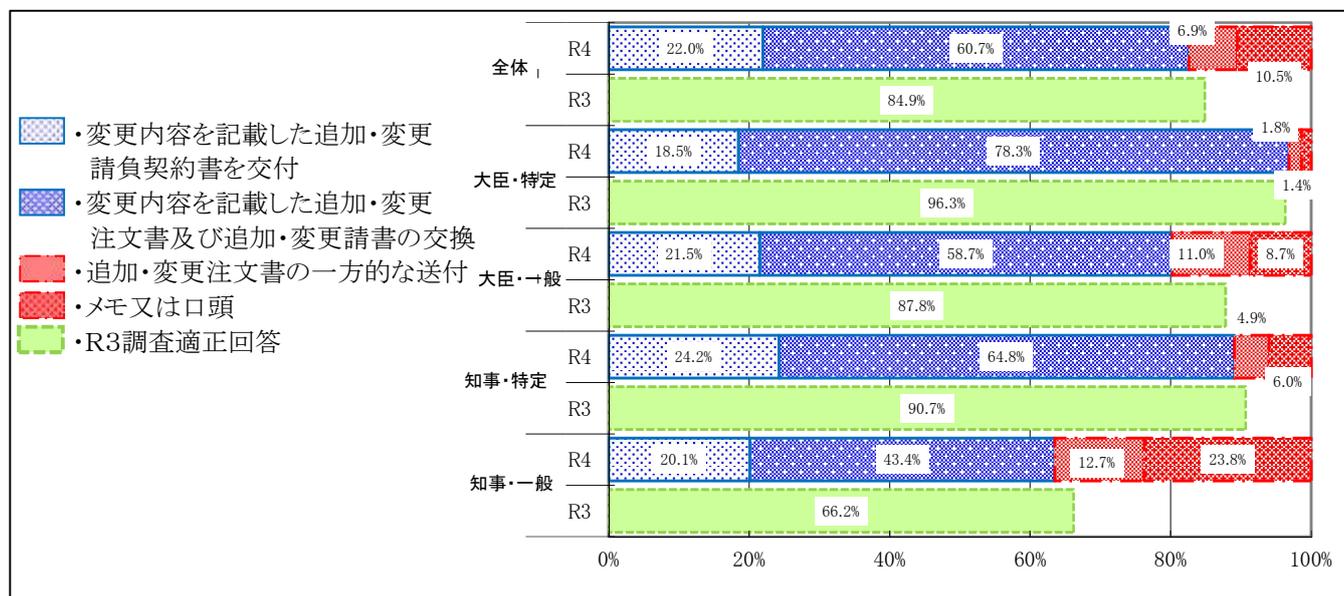
追加・変更契約の見積依頼方法については、「書面で依頼」している建設業者は **76.1%**(昨年度 **78.2%**)にとどまり、**約 2 割**が追加・変更契約に際して書面による見積依頼を行っていない状況でした。(図-13(b))

(b) 追加・変更契約の見積依頼方法
(追加・変更契約をしている建設業者が集計対象)



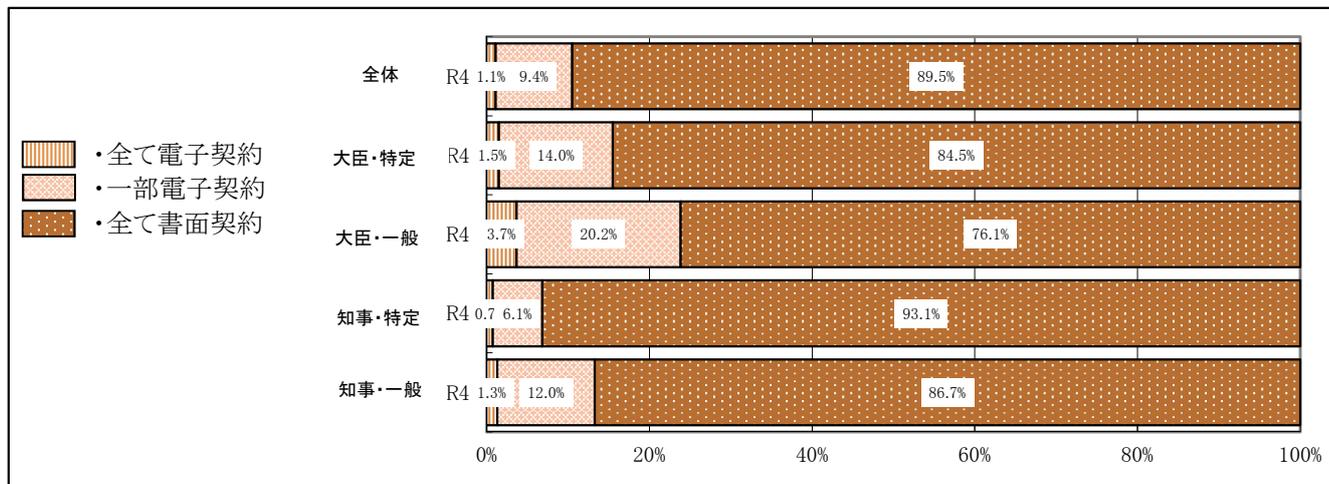
追加・変更契約の方法については、一定の要件を満たした書面による契約を行っている建設業者は **82.7%**(昨年度 **84.9%**)にとどまり、**約 2 割**が一定の要件を満たした書面による追加・変更契約を行っていない状況でした。(図-13(c))

(c) 追加・変更契約の方法



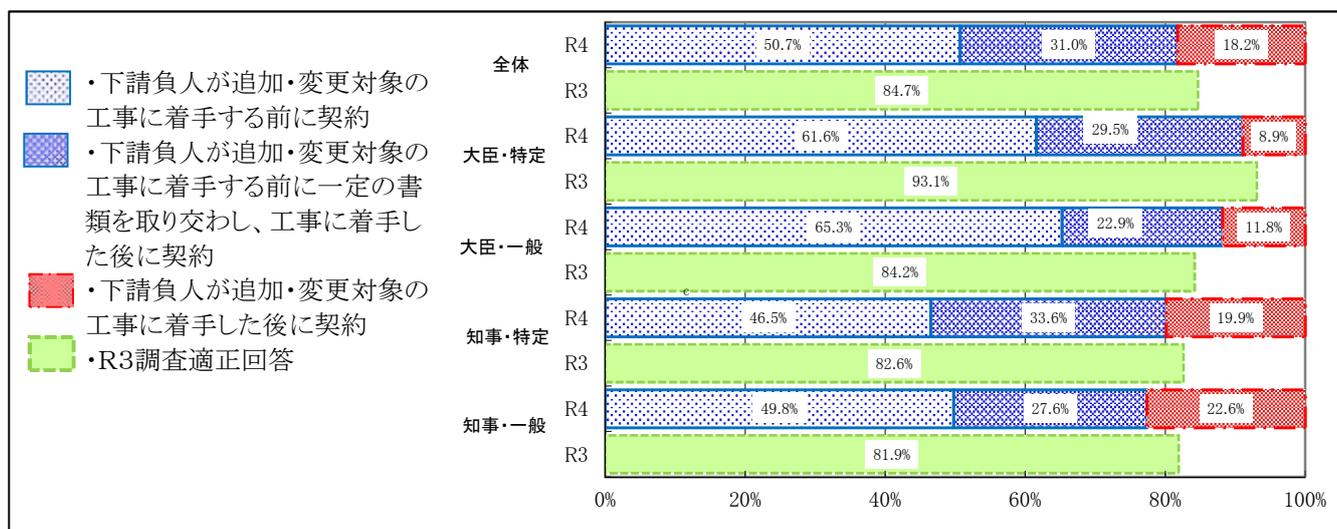
追加・変更契約を締結する際に、一部でも電子で契約を行っている建設業者は **10.5%** となっており、**約 9 割** が書面契約を行っている実態でした。(図-13(d))

(d) 追加・変更時の電子契約の状況



また、追加・変更契約の時期については、追加・変更対象の工事に着手する前に契約している建設業者は **81.8%**(昨年度 **84.7%**)と**約 2 割**が追加・変更対象の工事の着手前に追加・変更契約を行っていない状況でした。(図-13(e))

(e) 追加・変更契約の時期



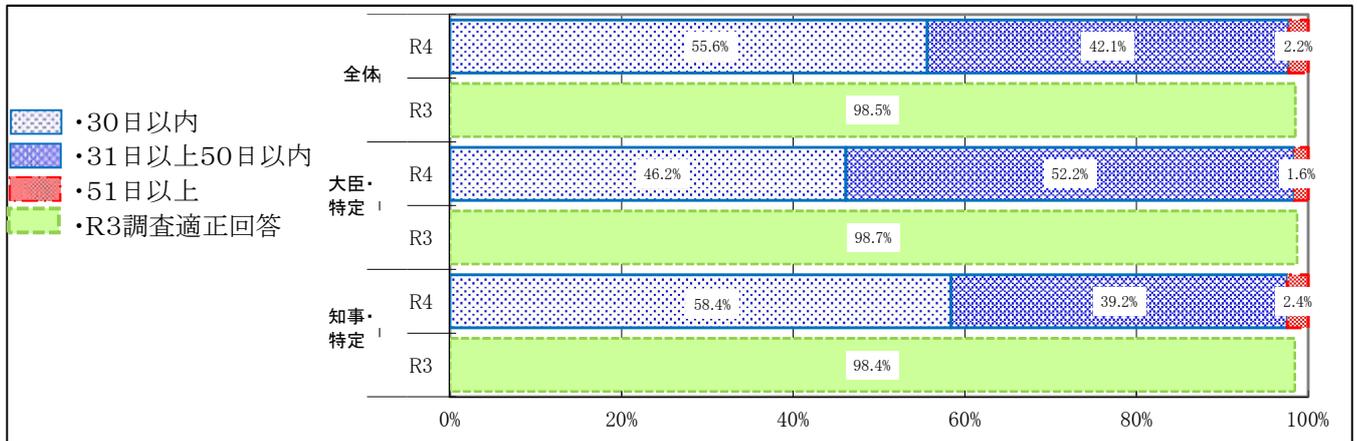
IV 下請代金の支払期間・方法

(1)引渡し申し出があつてから支払までの期間

特定建設業者は、下請負人からの引渡し申し出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

支払期間が50日以内である特定建設業者は97.7%(昨年度98.5%)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-14)

図-14 引渡し申し出があつてから支払までの期間

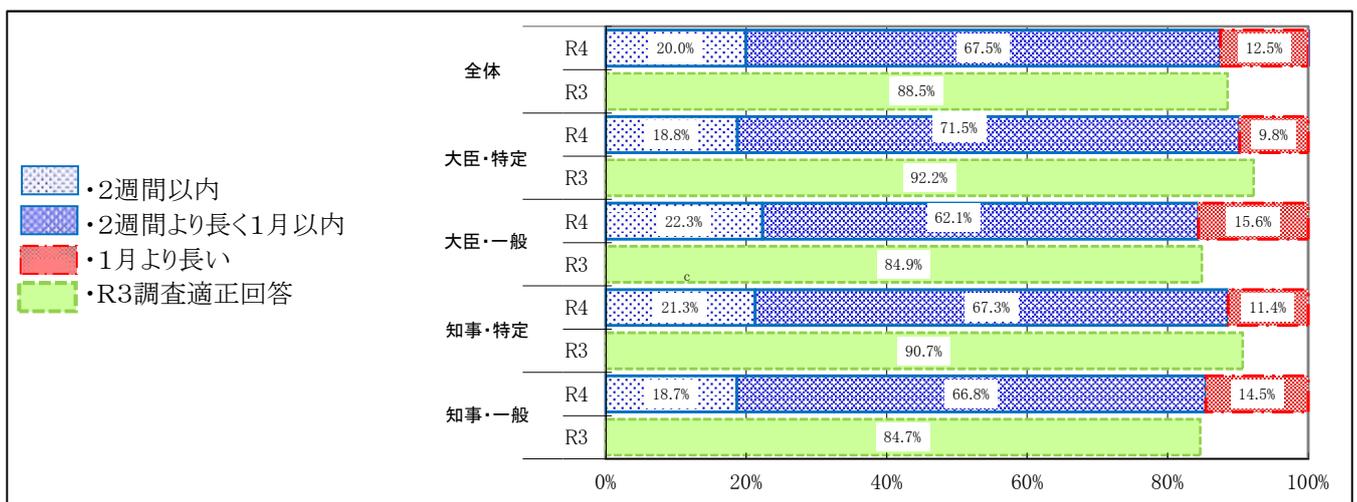


(2)注文者から支払を受けてから下請負人に支払うまでの期間

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けた時は、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1月以内に支払わなければなりません。

支払期間が1月以内である建設業者は87.5%(昨年度88.5%)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-15)

図-15 注文者から支払を受けてから下請負人に支払うまでの期間

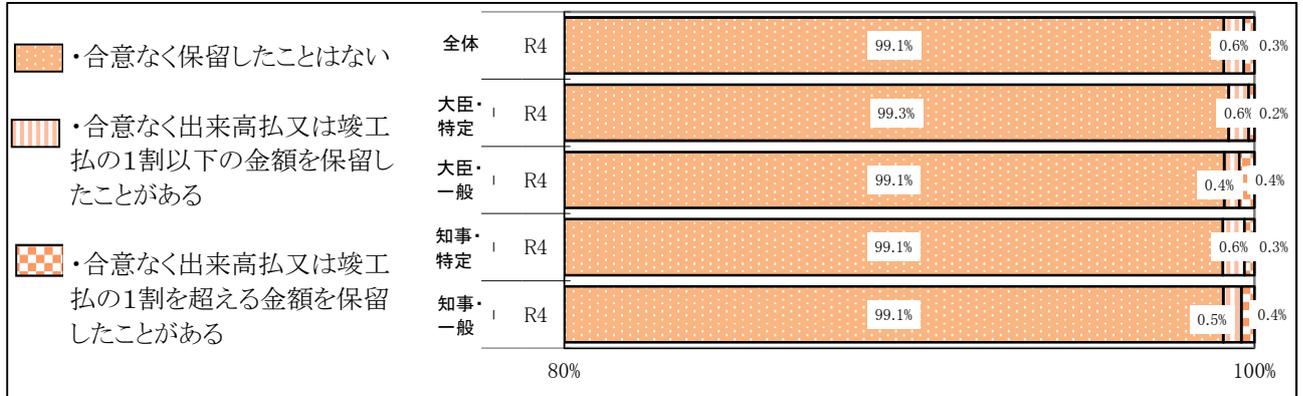


(3) 出来高払

下請負人に対し、下請負人との合意なく支払の保留を行ったことがあるかについて、「合意なく保留したことはない」と回答した建設業者が **99.1%**と、ほとんどの建設業者が合意なく支払保留していない状況でした。(図-16(a))

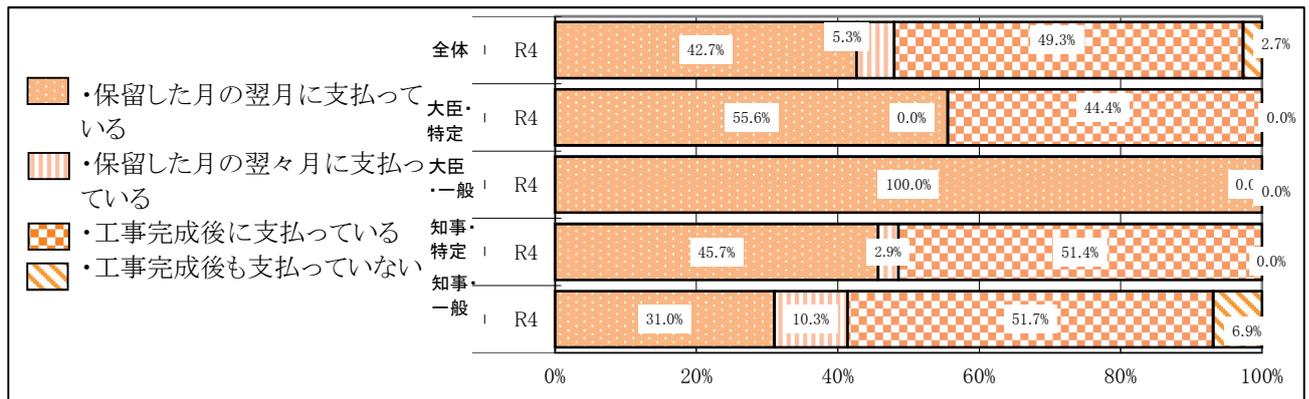
図-16 合意なき支払保留の有無

(a) 注文者からの出来高払の有無にかかわらず下請負人への出来高払



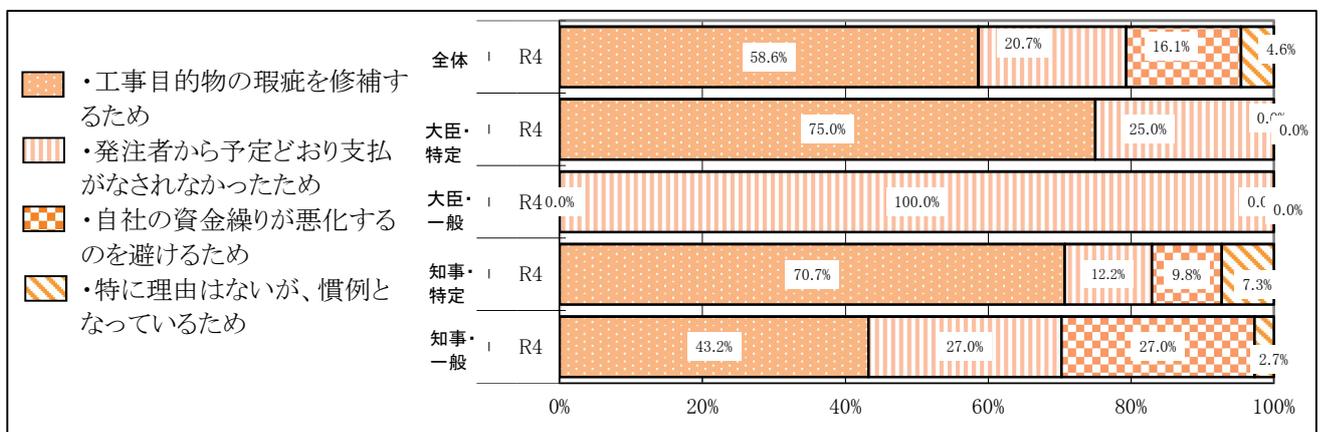
「合意なく出来高払又は竣工払の1割以下の金額を保留したことがある」もしくは「合意なく出来高払又は竣工払の1割を超える金額を保留したことがある」と回答した建設業者のうち、残代金の支払時期を「工事完成後」としているのは **49.3%**であり、次いで「保留した月の翌月」(**42.7%**)が多い状況でした。(図-16(b))

(b) 保留金の扱い



また、支払の保留を行う理由として、「工事目的物の瑕疵を修補するため」が **58.6%**であり、次いで「発注者から予定どおり支払がなされなかったため」(**20.7%**)が多い状況でした。(図-16(c))

(c) 支払の保留を行う理由

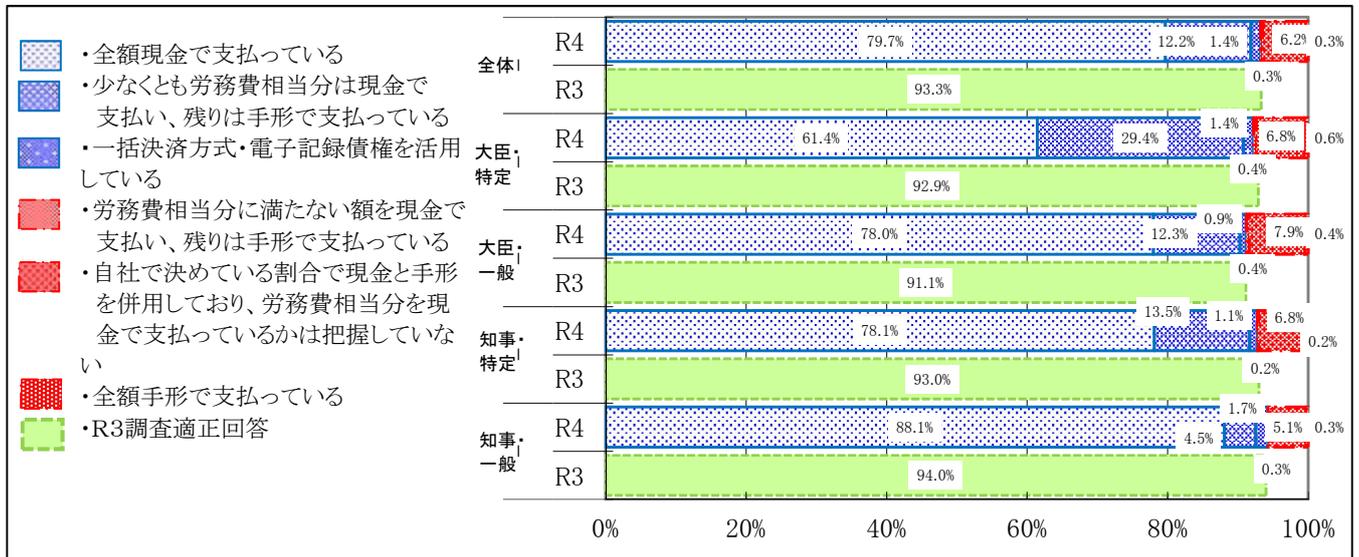


(4) 支払手段

請負代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については現金払いとしなくてはなりません。

「全額現金で支払っている」、「少なくとも労務費相当分は現金で支払っている」、又は「一括決済方式・電子記録債権を活用している」と回答した建設業者は 93.2%(昨年度 93.3%)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-17)

図-17 支払手段



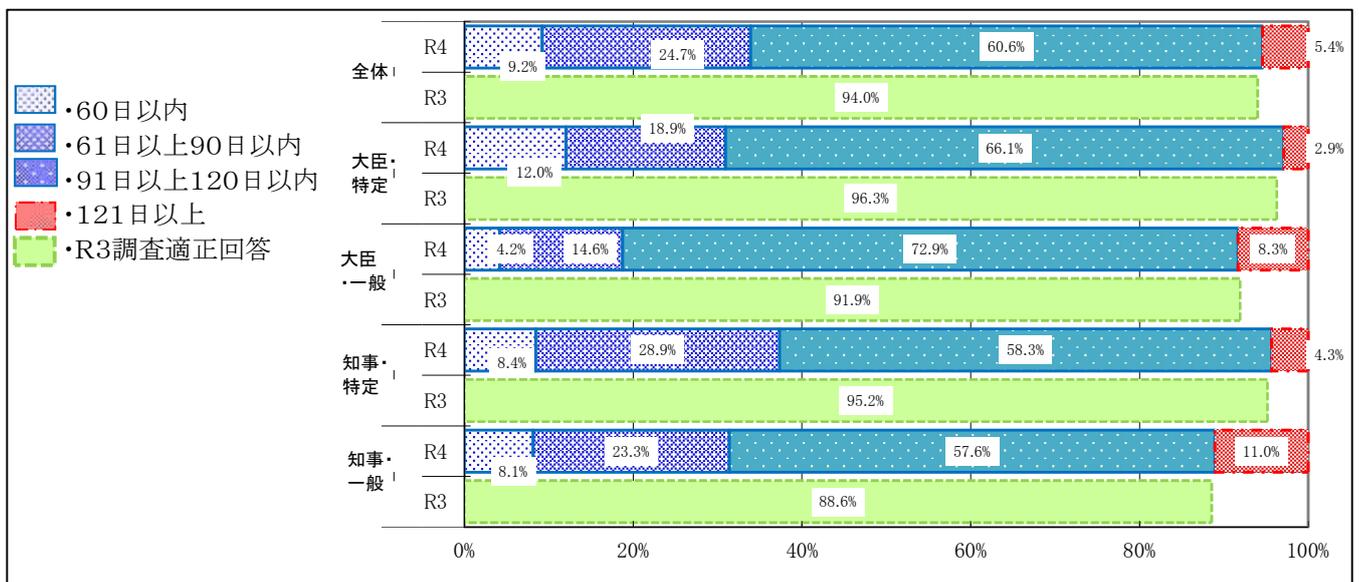
(5) 手形期間

特定建設業者は、下請負人が資本金 4,000 万円未満の一般建設業者である場合における下請代金の支払いについて、手形期間が 120 日を超える長期手形の交付は「割引を受けることが困難である手形の交付」として建設業法に違反するおそれがあります。また、一般建設業者についても手形期間が 120 日を超えない手形を交付することが望ましいとされています。

手形期間が 120 日を超えない手形を交付している建設業者は、94.6%(昨年度 94.0%)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-18)

図-18 手形期間

(手形を設定している建設業者が集計対象)

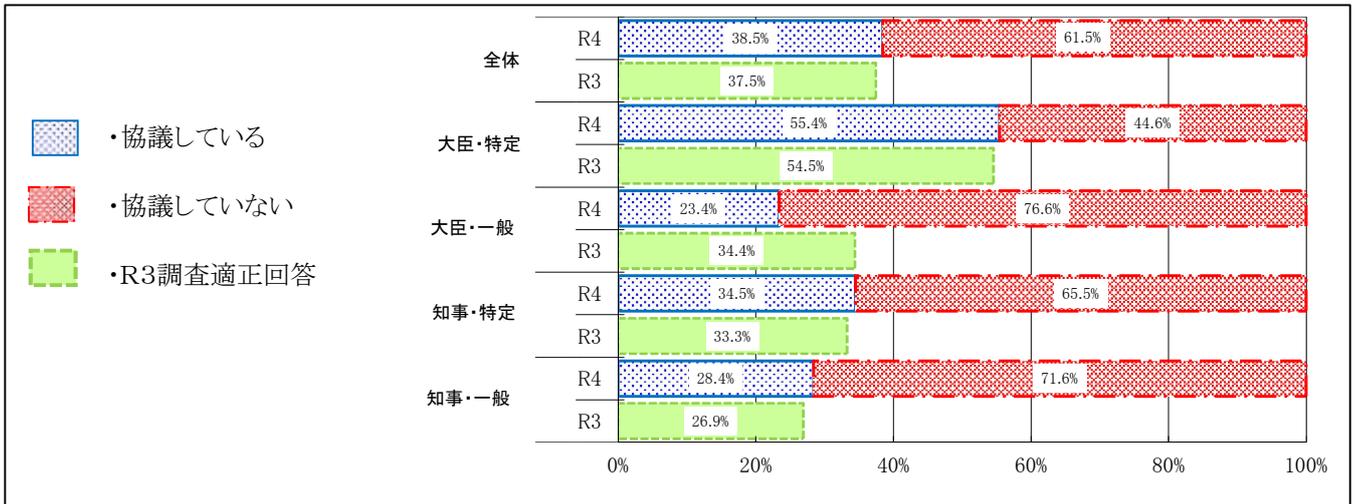


(6) 手形の現金化等にかかるコスト負担の協議

手形を現金化する際の割引料等のコスト負担については、下請負人の負担とすることがないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定しなければなりません。

適正回答率は **38.5%**(昨年度 **37.5%**)で、未だ**約 6 割**が下請負人との十分なコスト負担の協議を経ないまま下請代金を決定している状況でした。(図－19)

図－19 手形の協議
(手形を設定している建設業者が集計対象)

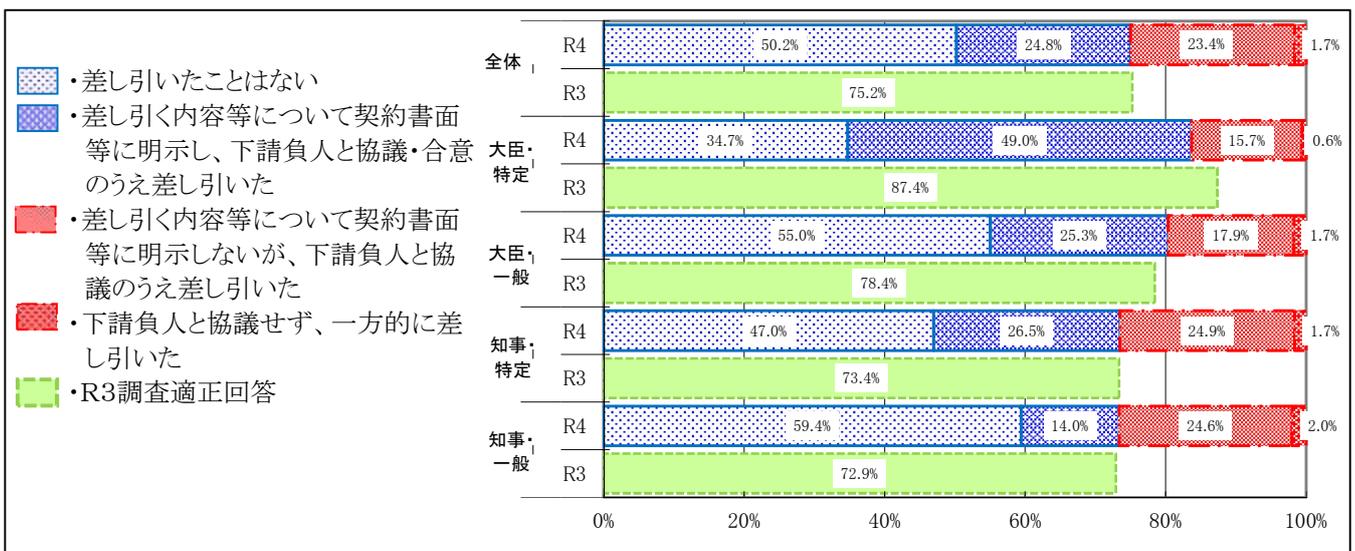


(7) 赤伝処理

下請代金の支払時に諸費用を差し引く(相殺する)行為は赤伝処理と呼ばれています。赤伝処理を行う際には、差し引く内容や根拠等について、あらかじめ下請負人と協議・合意し、見積条件や契約書面に明示されていなければなりません。

適正回答率は **75.0%**(昨年度 **75.3%**)と昨年度とほぼ同じであり、引き続き**約 3 割**の建設業者が適正な手続きを経ないまま諸費用を差し引いているという状況でした。(図－20)

図－20 赤伝処理



V 施工体制台帳・施工体系図の作成状況

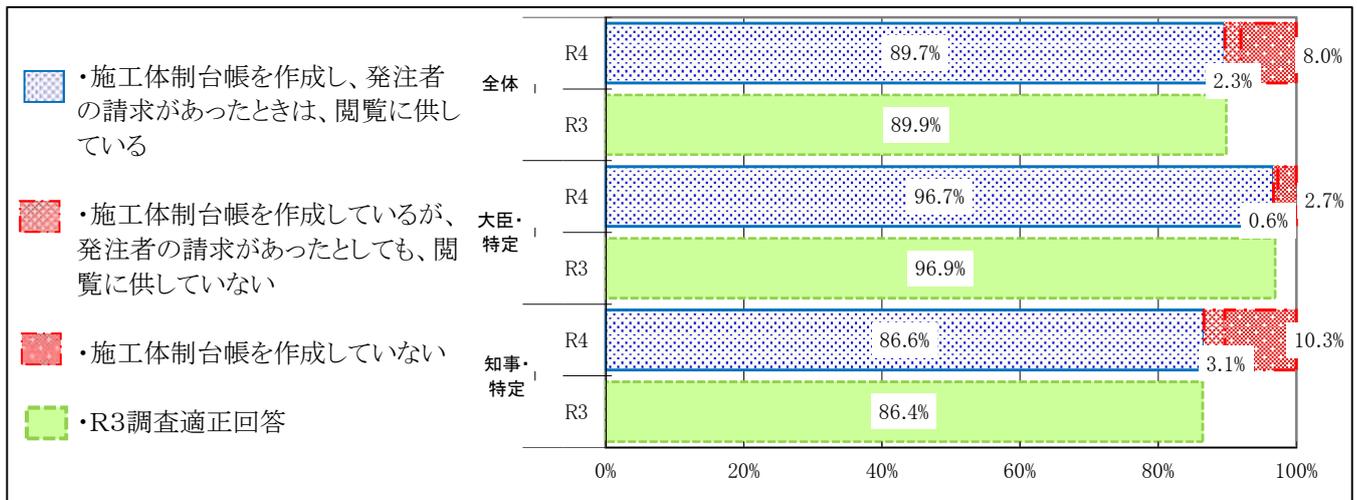
(1) 施工体制台帳・施工体系図

特定建設業者は、発注者から直接工事を請け負った民間工事において、下請契約の請負代金の合計が4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上※となる時は、定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。

施工体制台帳の作成については、民間工事で89.7%(昨年度89.9%)と、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-21(a))

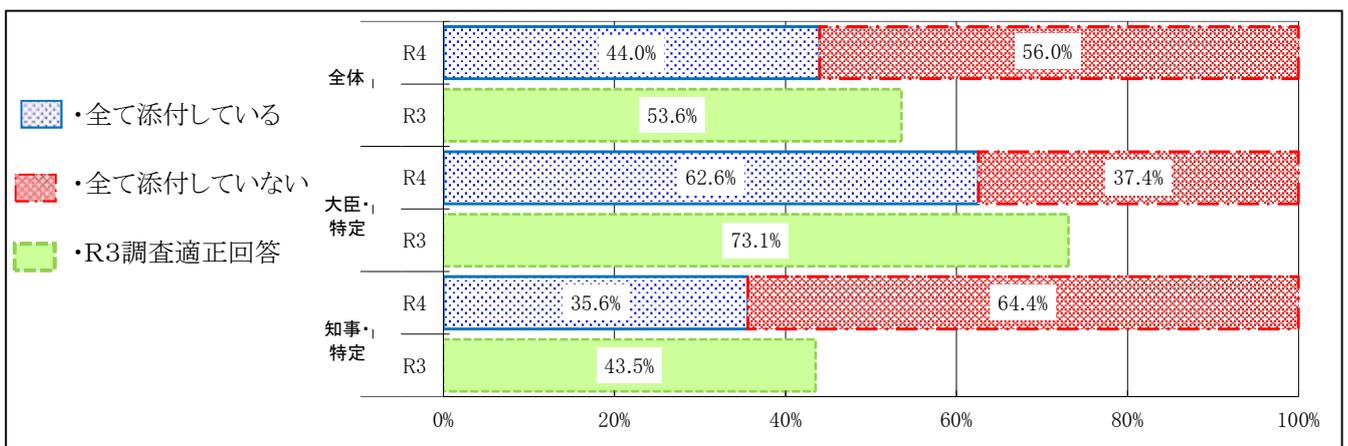
※令和5年1月1日施行の「建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)」により、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について、4000万円(建築一式工事の場合は6000万円)から4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)に引き上げられました。

図-21 (a) 施工体制台帳(民間工事)



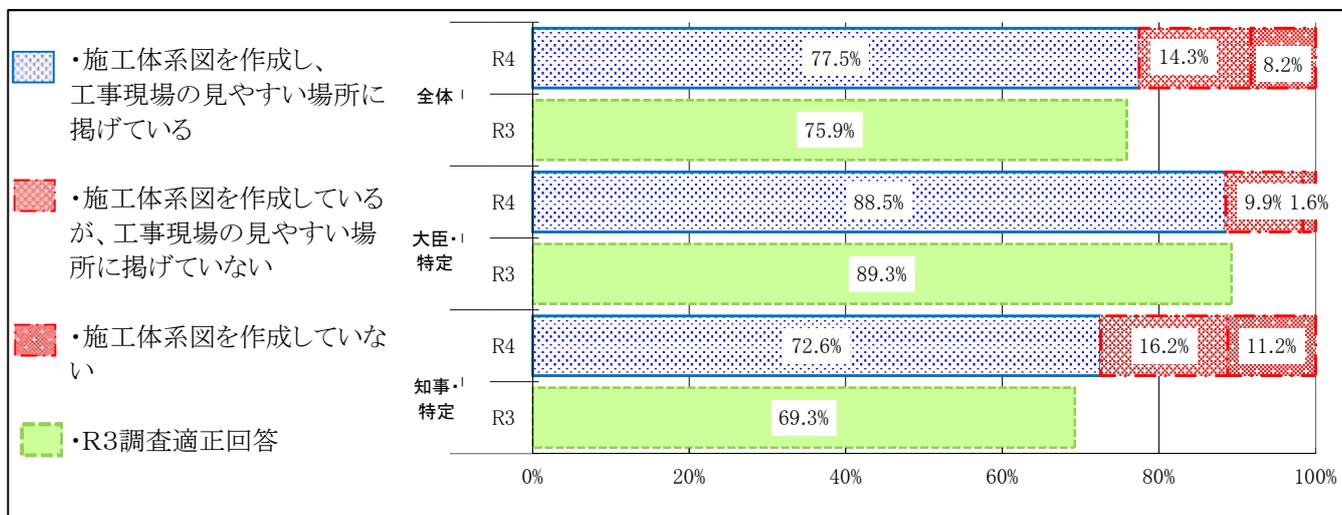
一方、定められた書類を添付していない建設業者は、民間工事44.0%(昨年度53.6%)で、昨年度と同様に約6割の建設業者が添付書類の不足又は何も添付していない傾向が多い状況でした。(図-21(b))

(b) 施工体制台帳の添付書類(民間工事)
(施工体制台帳を作成している建設業者が集計対象)



施工体系図の作成・掲示については、民間工事では77.5%(昨年度75.9%)と約2～3割が遵守されていない状況でした。(図-22)

図-22 施工体系図(民間工事)



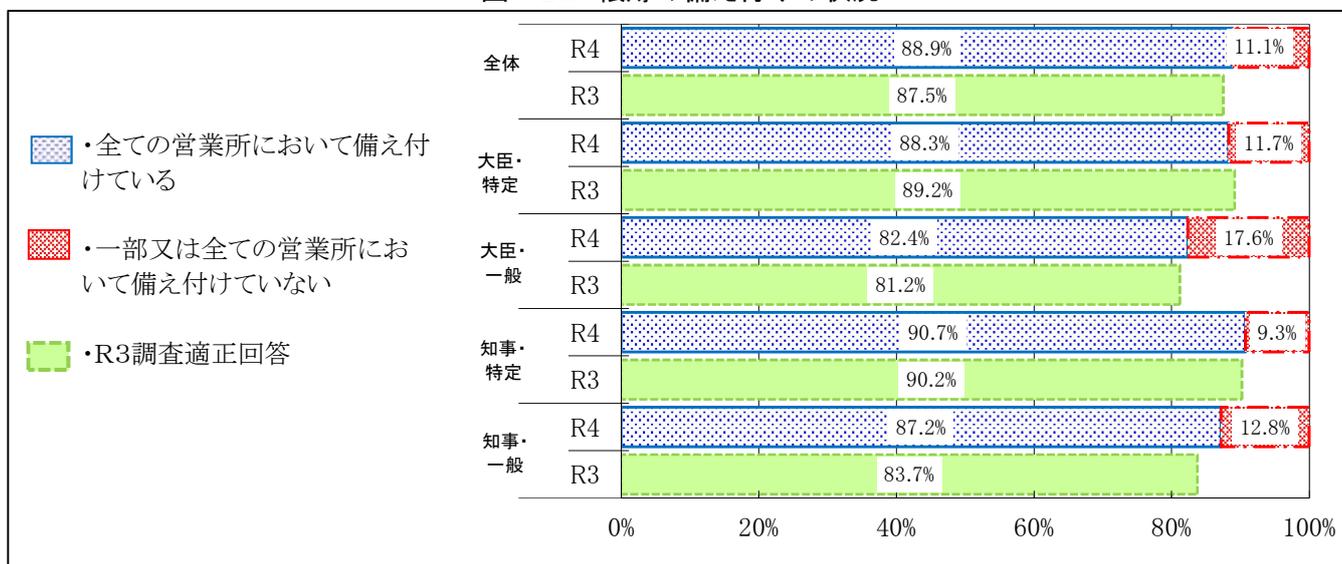
VI 帳簿の作成状況

(1) 営業に関する事項を記載した帳簿の備え付け

建設業者は、営業所ごとに営業に関する帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。

全ての営業所において帳簿を備え付けていると回答した建設業者は88.9%(昨年度87.5%)、昨年度と同様に概ね適正な結果となりました。(図-23)

図-23 帳簿の備え付けの状況



Ⅶ 元請負人として行っている下請負人への指導状況

(1) 下請負人への指導について

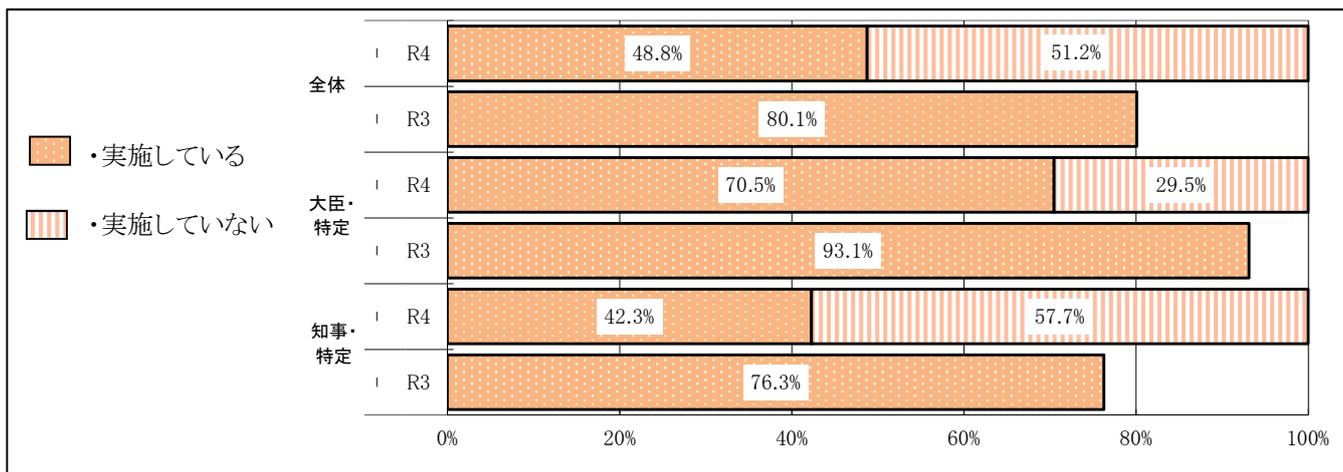
発注者から直接請け負った特定建設業者は、建設工事の施工に関し、下請負人に対して法令遵守に係る指導に努めるものとされています。

下請負人に対して指導を実施している建設業者は全体の **48.8%**(昨年度 **80.1%**)となっており、**約 5 割**の建設業者が実施していないと回答している状況でした。(図-24(a))

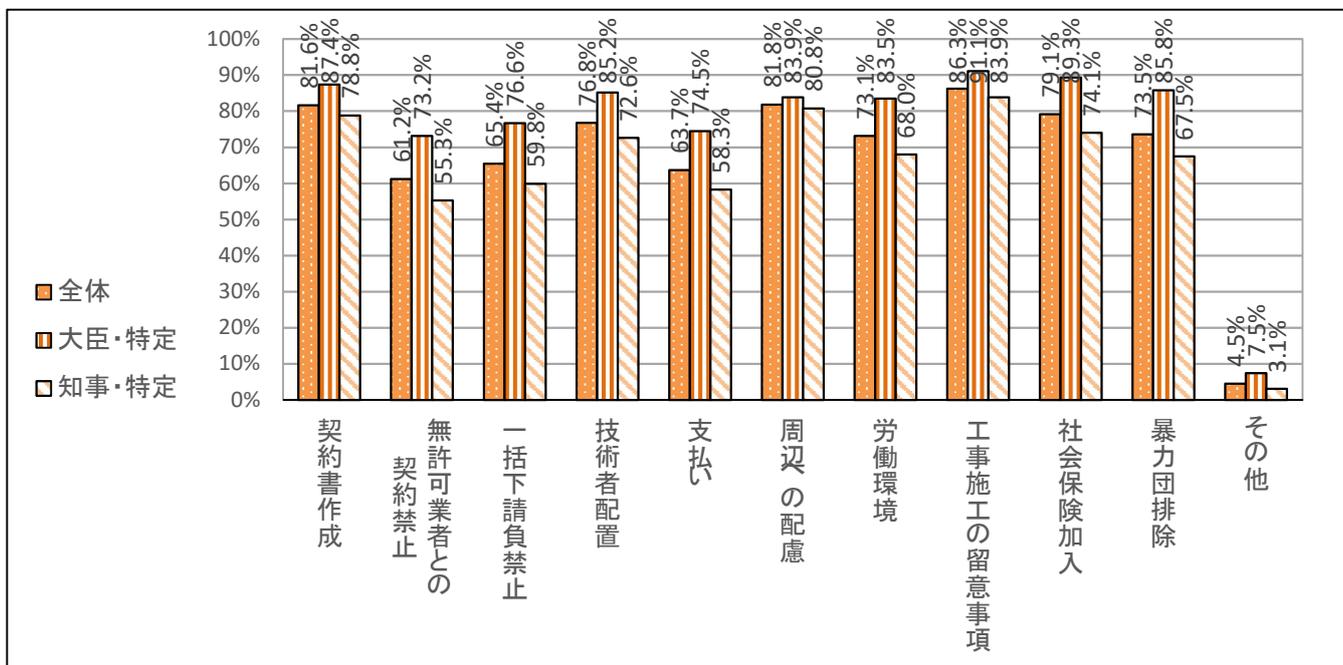
なお、指導内容については多岐に渡って実施されていました。(図-24(b))

図-24 下請負人への指導等について

(a) 指導の実施



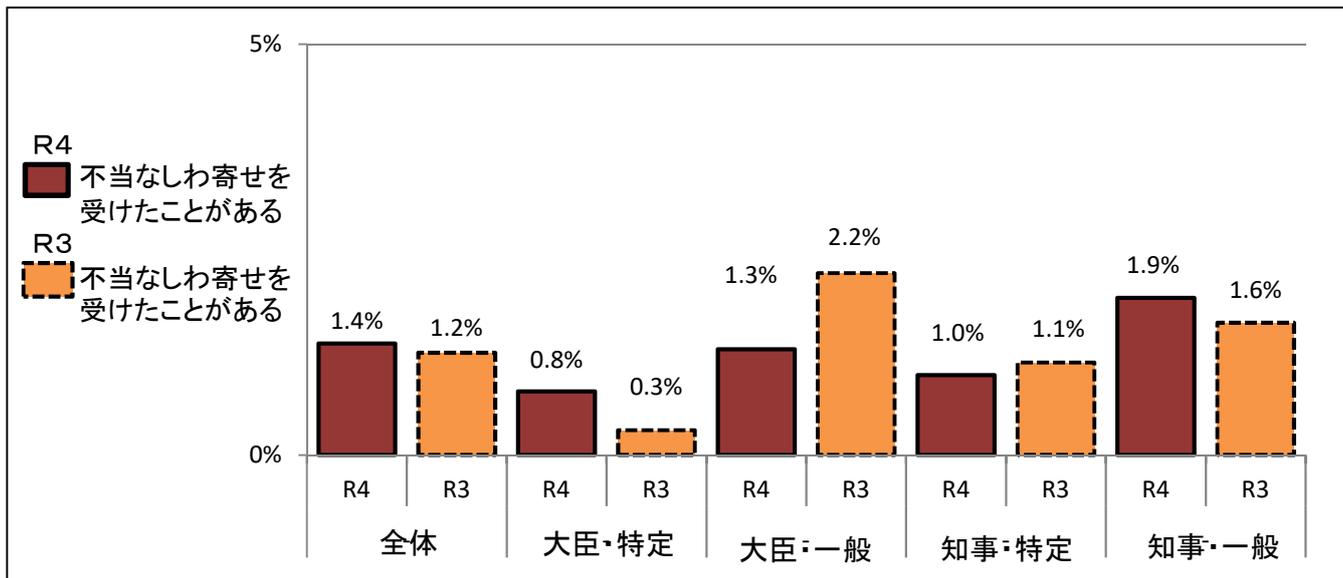
(b) 指導の内容



2.3 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

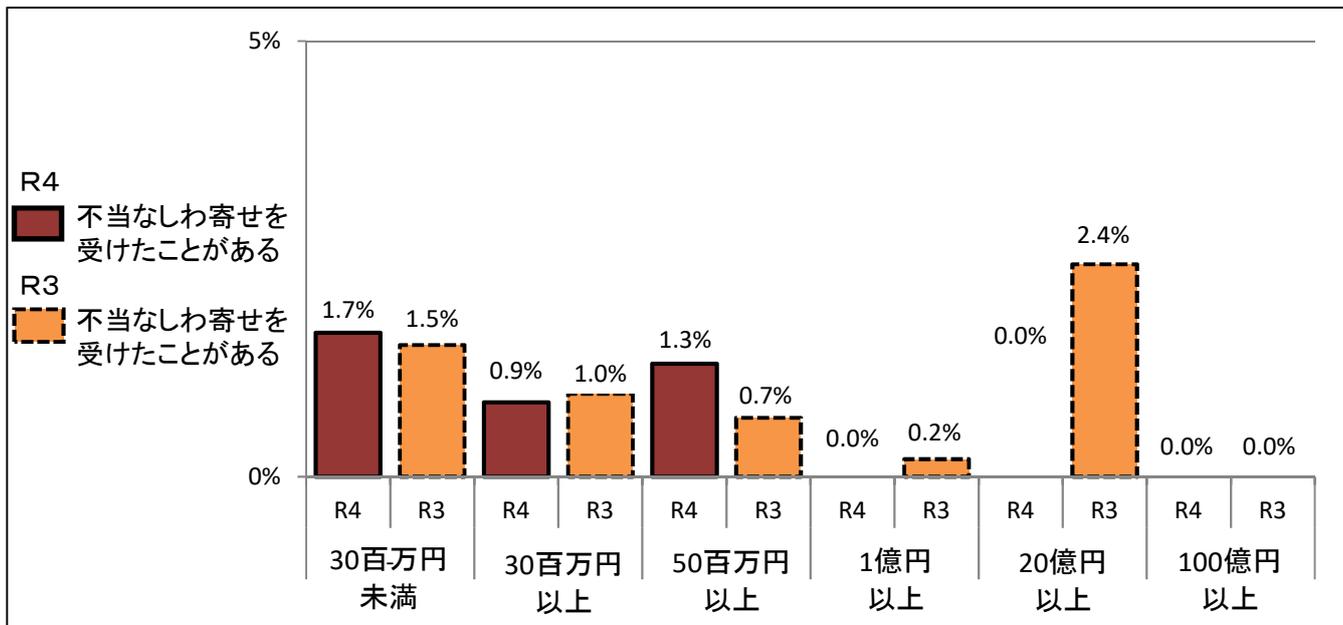
下請負人として建設工事を受注したことがある建設業者 7,619 業者のうち、元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は、108 業者(1.4%:以下「しわ寄せ率」という。)と、昨年度(1.2%)と同様の状況でした。(図-25(a))

図-25 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況
(a) 許可区分別



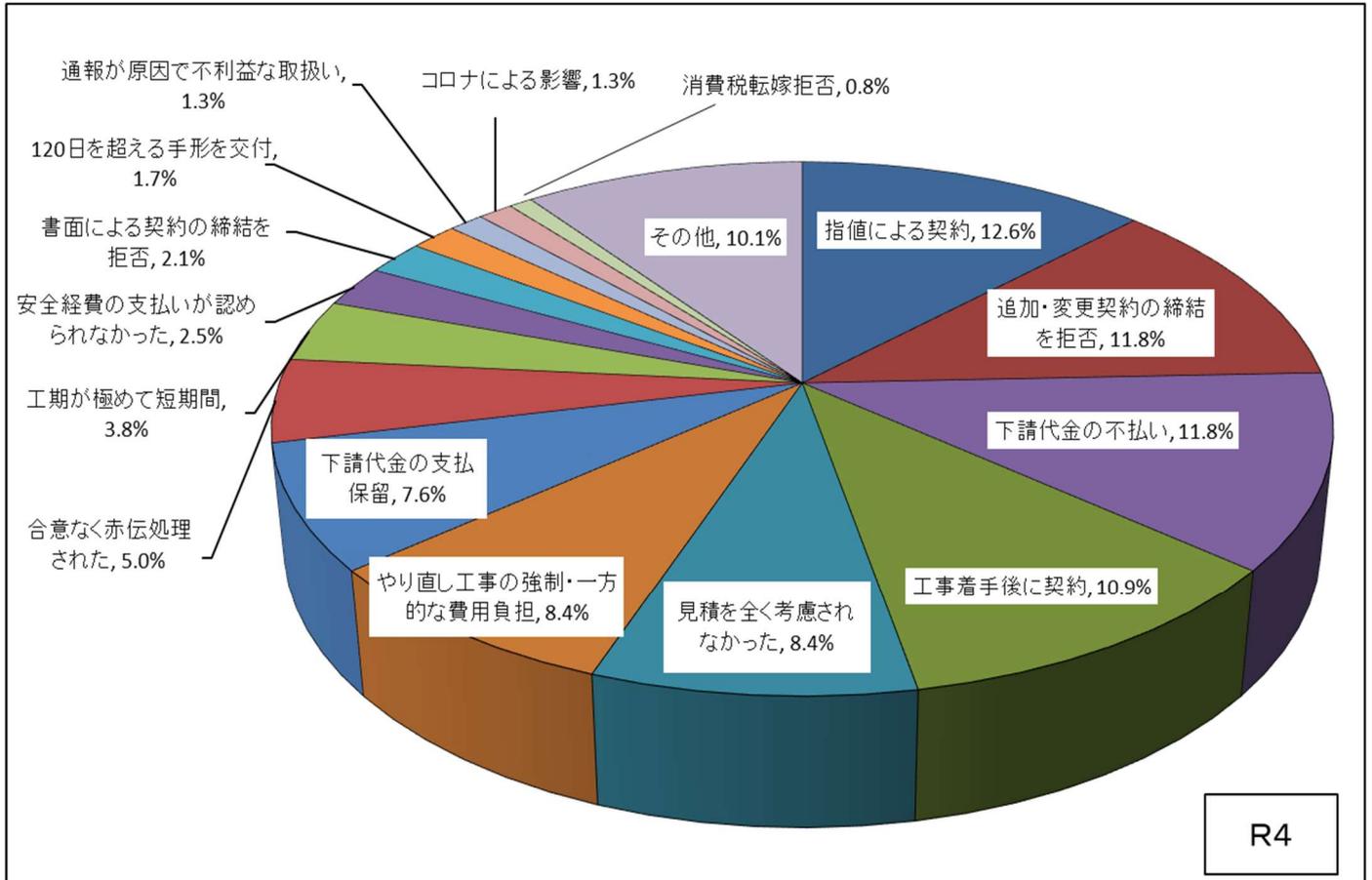
資本金階層別では、資本金 1 億円未満の建設業者がしわ寄せを受けている傾向にあります。(図-25(b))

(b) 資本金階層別



具体的なしわ寄せの内容としては、「指値による契約」(12.6%)、「(資材等価格の高騰などによる)追加・変更契約の締結を拒否」(11.8%)、「下請代金の不払い」(11.8%)、「工事着手後に契約」(10.9%)の割合が高い状況でした。(図-26)

図-26 しわ寄せの内容



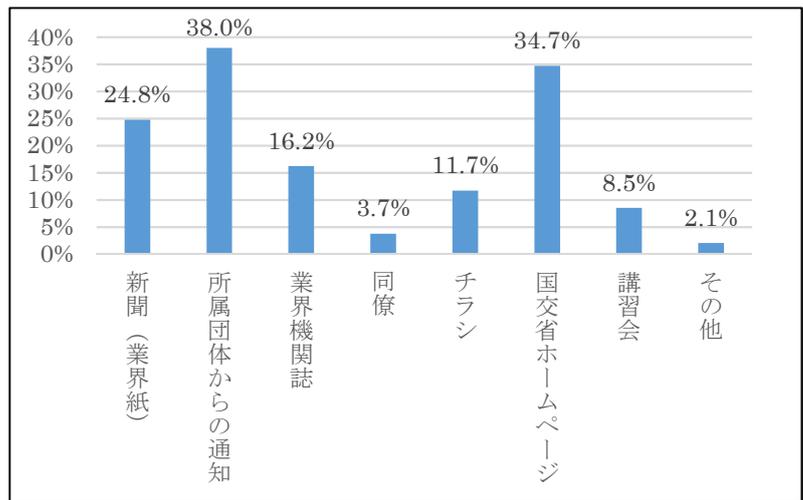
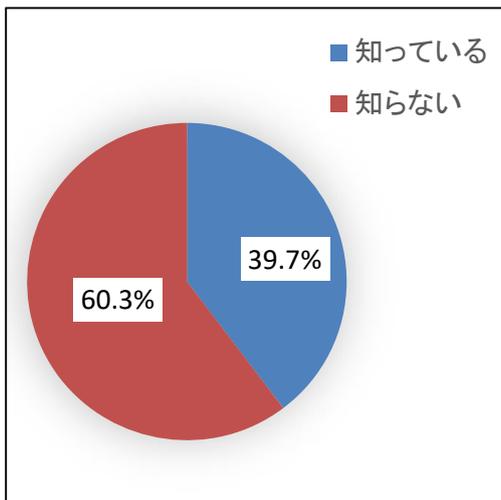
国土交通省では、建設業法違反通報窓口として、「駆け込みホットライン」を開設するとともに、建設工事の請負契約をめぐる元請負人と下請負人のトラブル等に関する相談窓口として、「建設業取引適正化センター」を開設しています。

駆け込みホットラインについて「知っている」との回答は 39.7%であり、昨年度(42.1%)と同様、約 6 割が認知していない状況でした。(図-27(a))

「知っている」と回答した建設業者が認知したきっかけとしては、「所属団体からの通知」(38.0%)、「国交省ホームページ」(34.7%)の割合が高くなっています。(図-27(b))

図-27(a)「駆け込みホットライン」の認知状況

図-27(b)「駆け込みホットライン」を認知したきっかけ



また、建設業取引適正化センターについて「知っている」との回答は 37.9%であり、昨年度(40.1%)と同様、約 6 割が認知していない状況でした。(図-27(c))

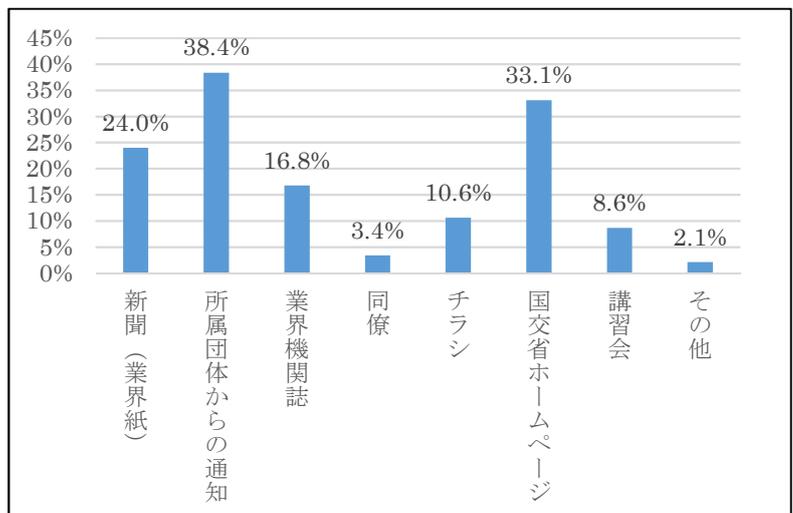
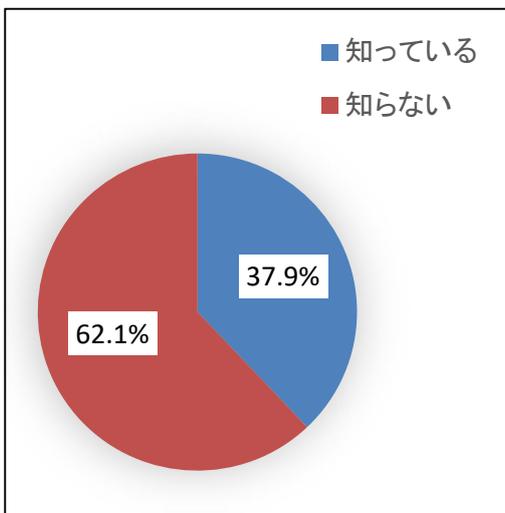
「知っている」と回答した建設業者が認知したきっかけとしては、「所属団体からの通知」(38.4%)、「国交省ホームページ」(33.1%)の割合が高くなっています。(図-27(d))

図-27(c)

「建設業取引適正化センター」の認知状況

図-27(d)

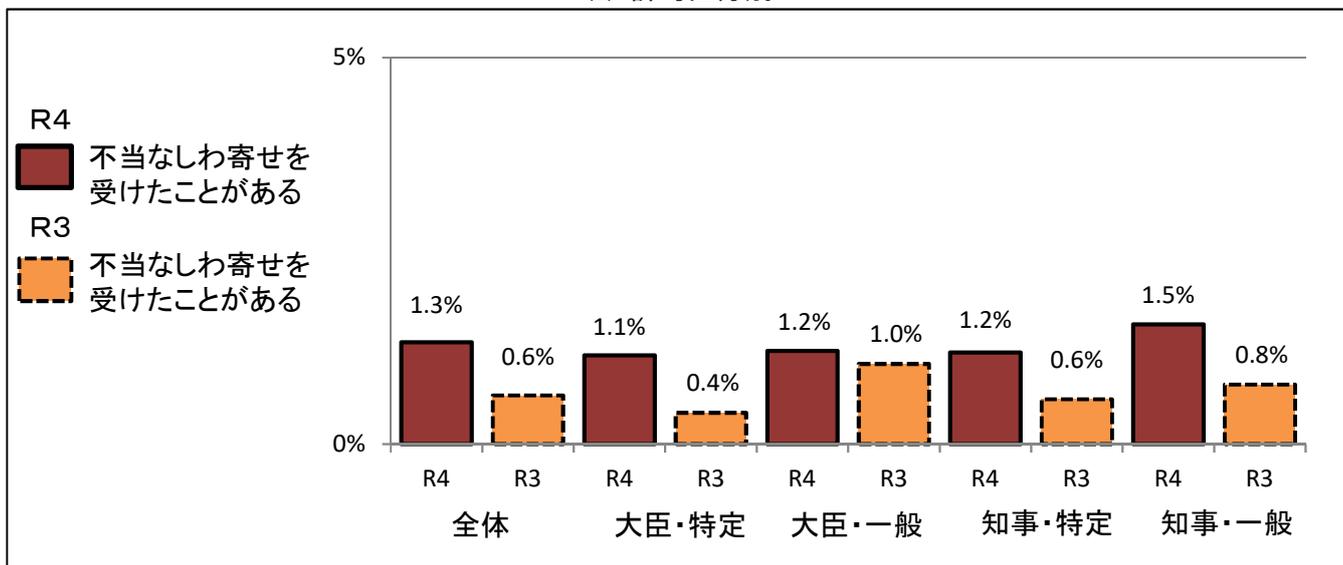
「建設業取引適正化センター」を認知したきっかけ



2.4 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況

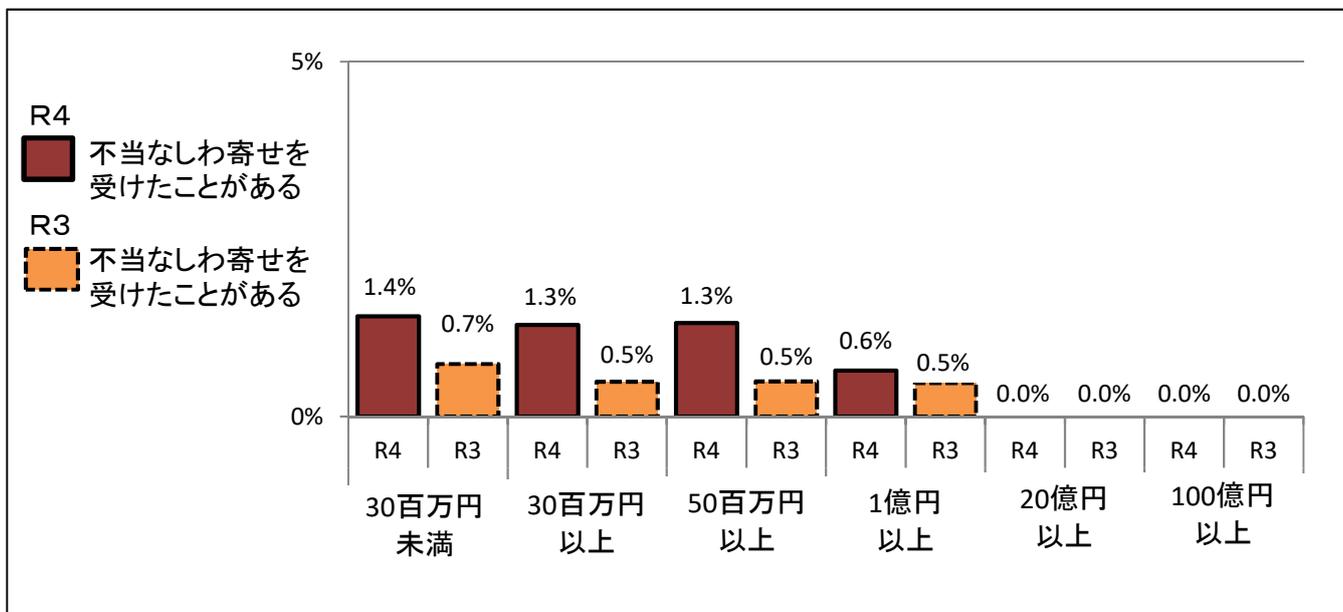
元請負人として建設工事を発注者(施主)から直接受注したことがある8,049業者のうち、発注者(施主)から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は112業者(しわ寄せ率1.3%(昨年度(0.6%))でした。(図-28(a))

図-28 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況
(a) 許可区分別



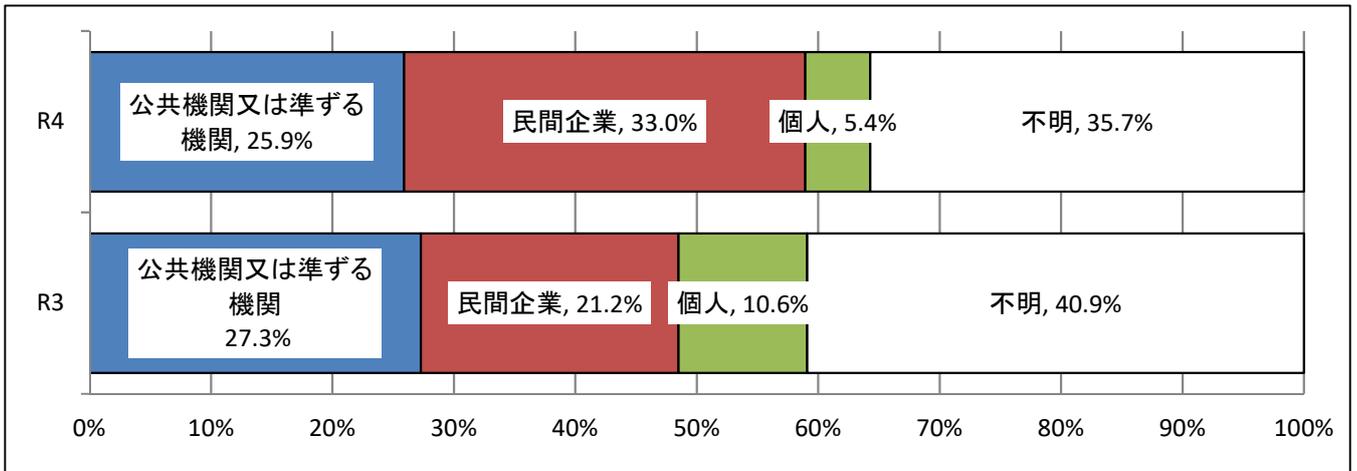
資本金階層別では、資本金規模の小さい建設業者ほどしわ寄せ率が高い傾向にあります。(図-28(b))

(b) 資本金階層別



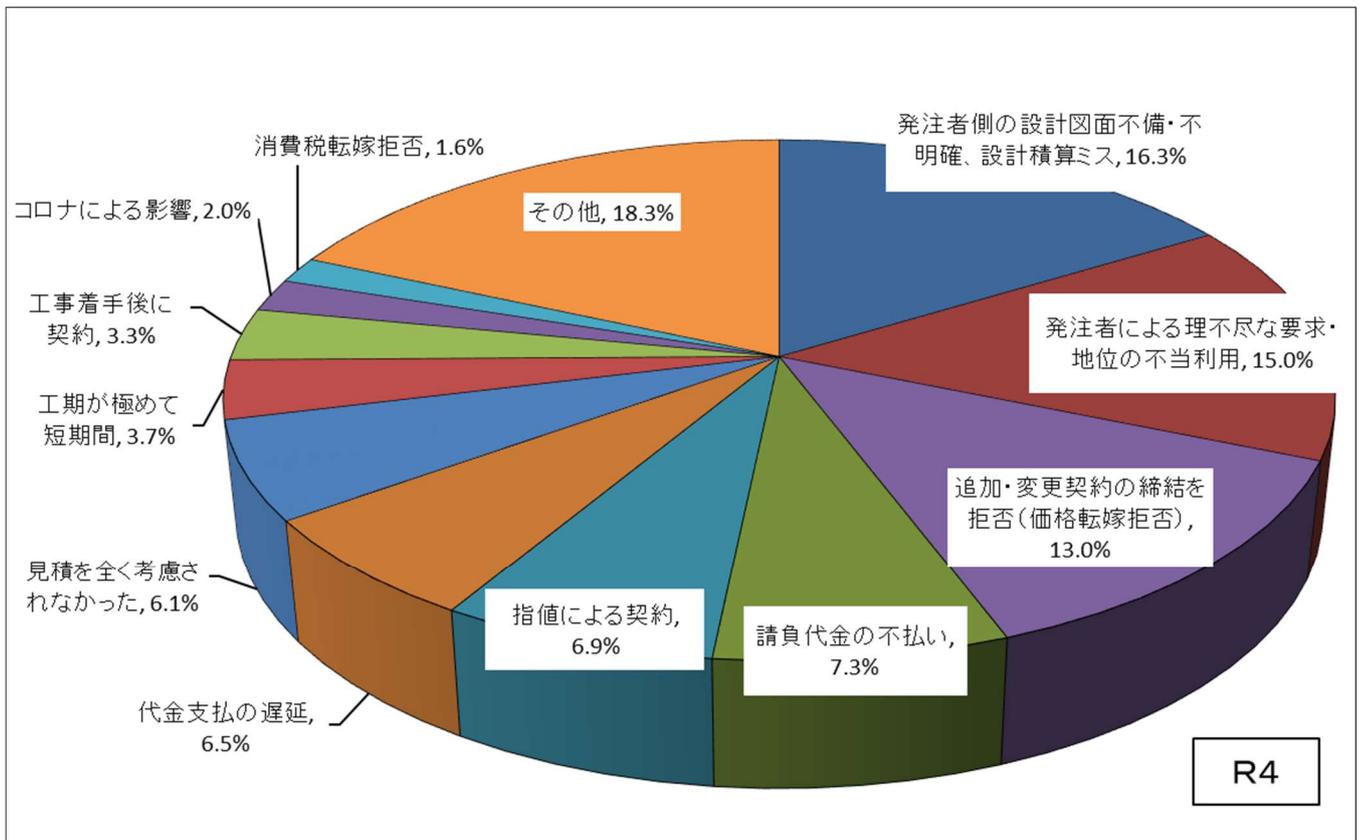
発注者の内訳としては、「公共機関又は準ずる機関」が 25.9%、「民間企業」が 33.0%と、昨年度に比べ民間企業の割合が高い結果となりました。(図-28(c))

(c) 発注者の内訳



具体的なしわ寄せの内容としては、「発注者側の設計図面不備・不明確、設計積算ミス」(16.3%)、「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」(15.0%)、「(資材等価格の高騰などによる)追加・変更契約の締結を拒否」(13.0%)、「請負代金の不払い」(7.3%)の割合が高い状況でした。(図-28(d))

(d) 不適正な取引の内容



また、平成27年度より、公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)違反が疑われる公共工事の発注者の行為に対する相談などを総合的に受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」が開設されています。本ダイヤルについて「知っている」との回答は37.8%(昨年度43.1%)であり、約6割が認知していない状況でした。(図-29(a))

「知っている」と回答した建設業者が認知したきっかけとしては、「所属団体からの通知」(43.7%)、「国交省ホームページ」(31.1%)の割合が高くなっています。(図-29(b))

図-29(a)

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の認知状況

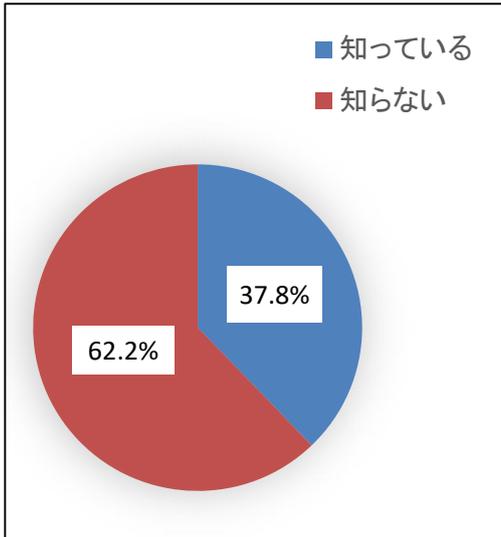
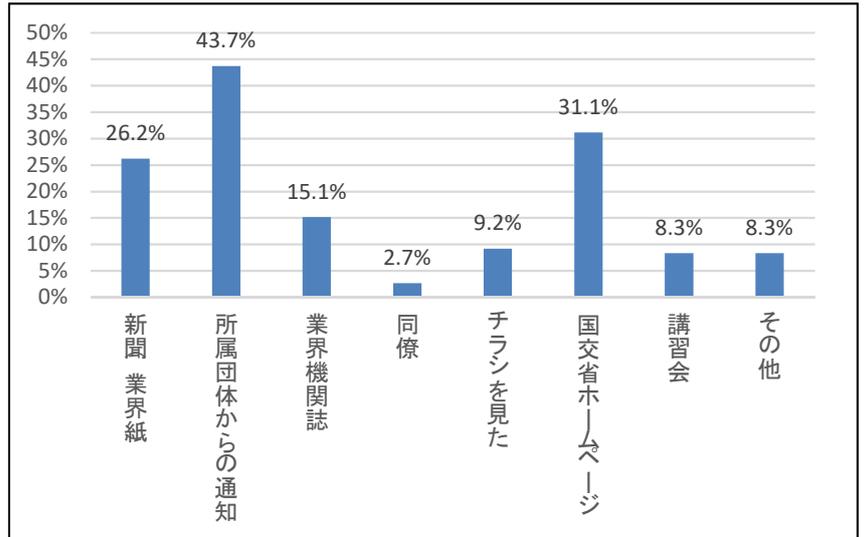


図-29(b)

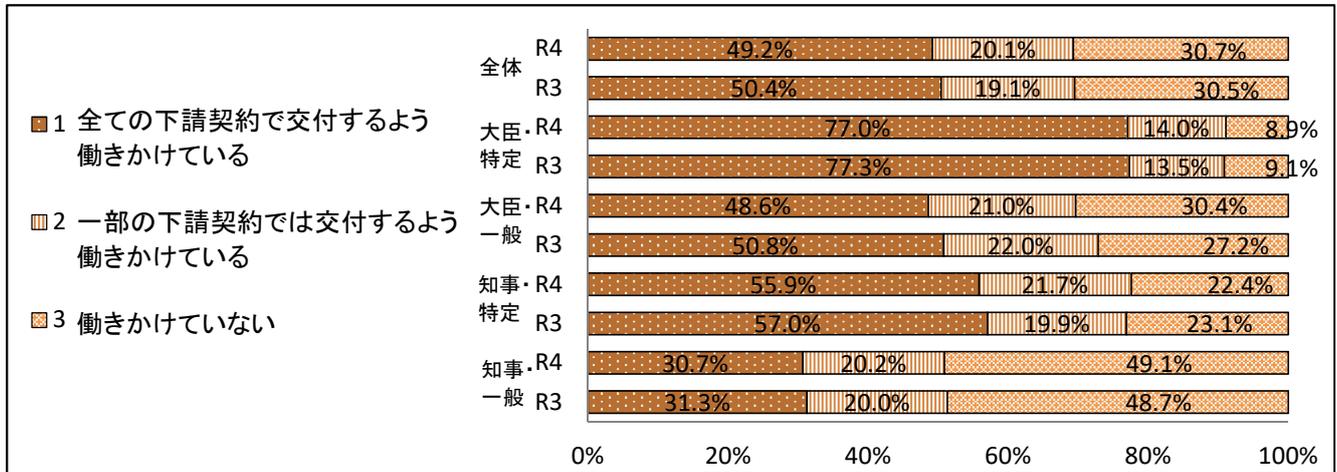
「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を認知したきっかけ



2.5 法定福利費を内訳明示した見積書(標準見積書)・請負代金内訳書の活用状況について

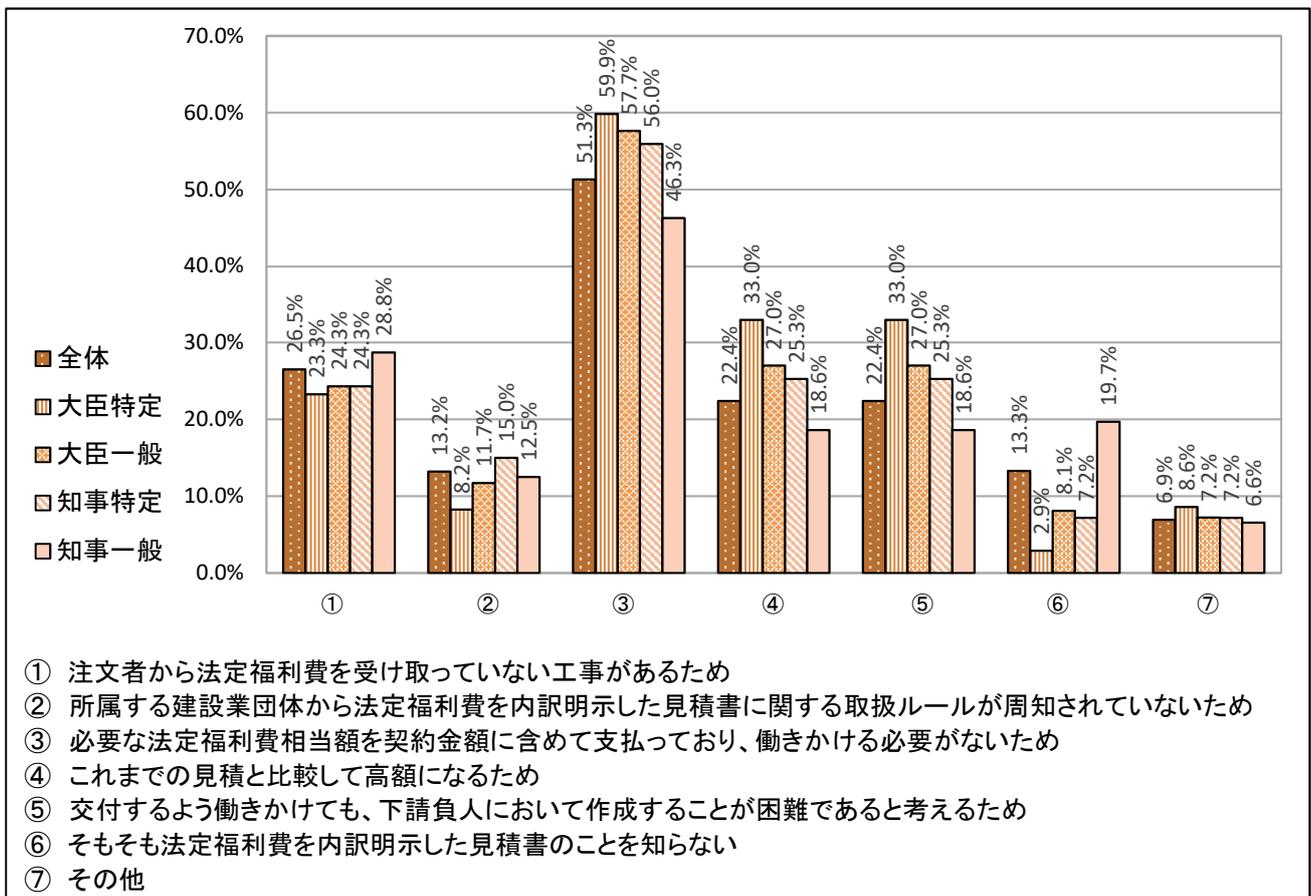
元請負人が下請負人に対し、標準見積書の交付を「全ての下請契約で働きかけている」又は「一部の下請契約で働きかけている」との回答は合わせて **69.3%**(昨年度 **69.5%**)で、昨年度とほぼ同様となりました。(図-30)

図-30 標準見積書の交付に係る下請負人への働きかけ



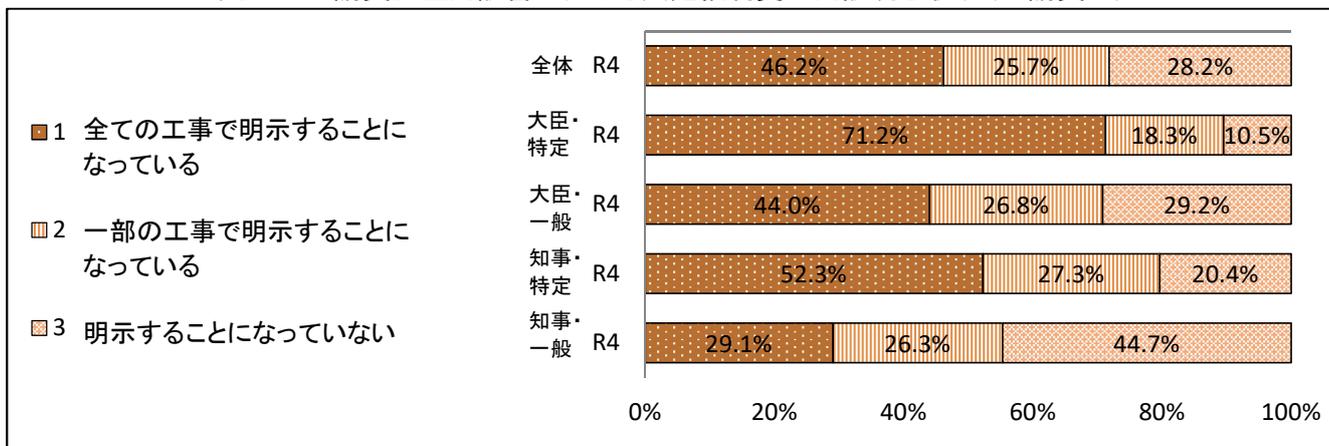
また、標準見積書の交付を働きかけていない理由としては、「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、働きかける必要がないため」(**51.3%**)が最も多い結果となりました。(図-31)

図-31 標準見積書の交付を働きかけていない理由



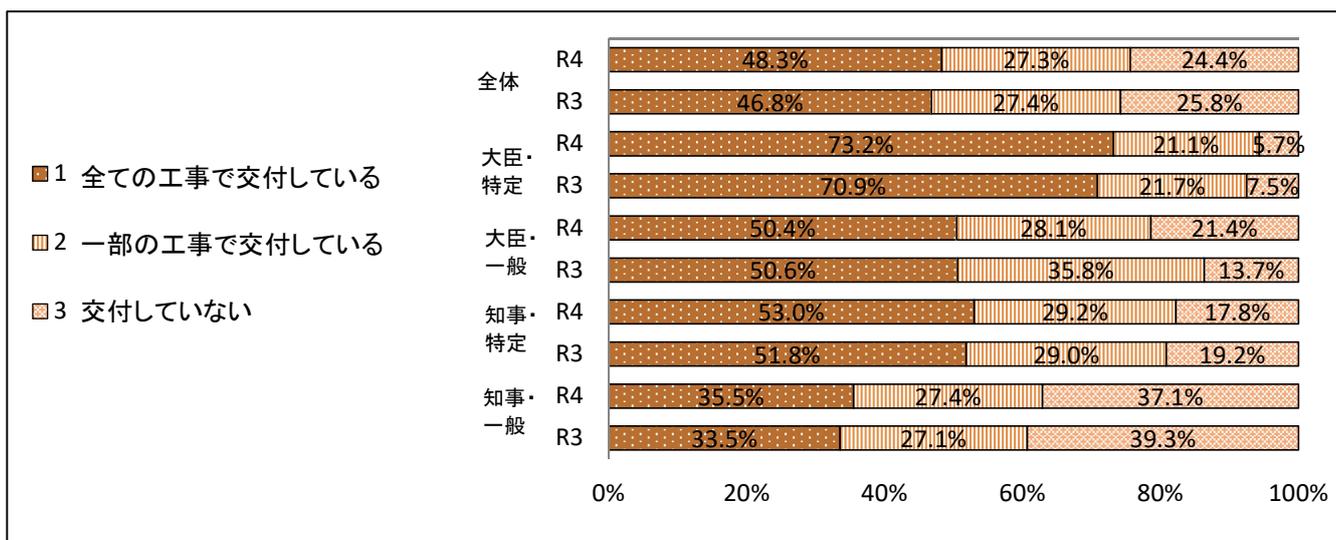
元請負人が下請契約において、請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示している状況については、「全ての工事で明示することになっている」又は「一部の工事で明示することになっている」との回答は **71.8%** でした。(図-32)

図-32 請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示状況(元請負人)



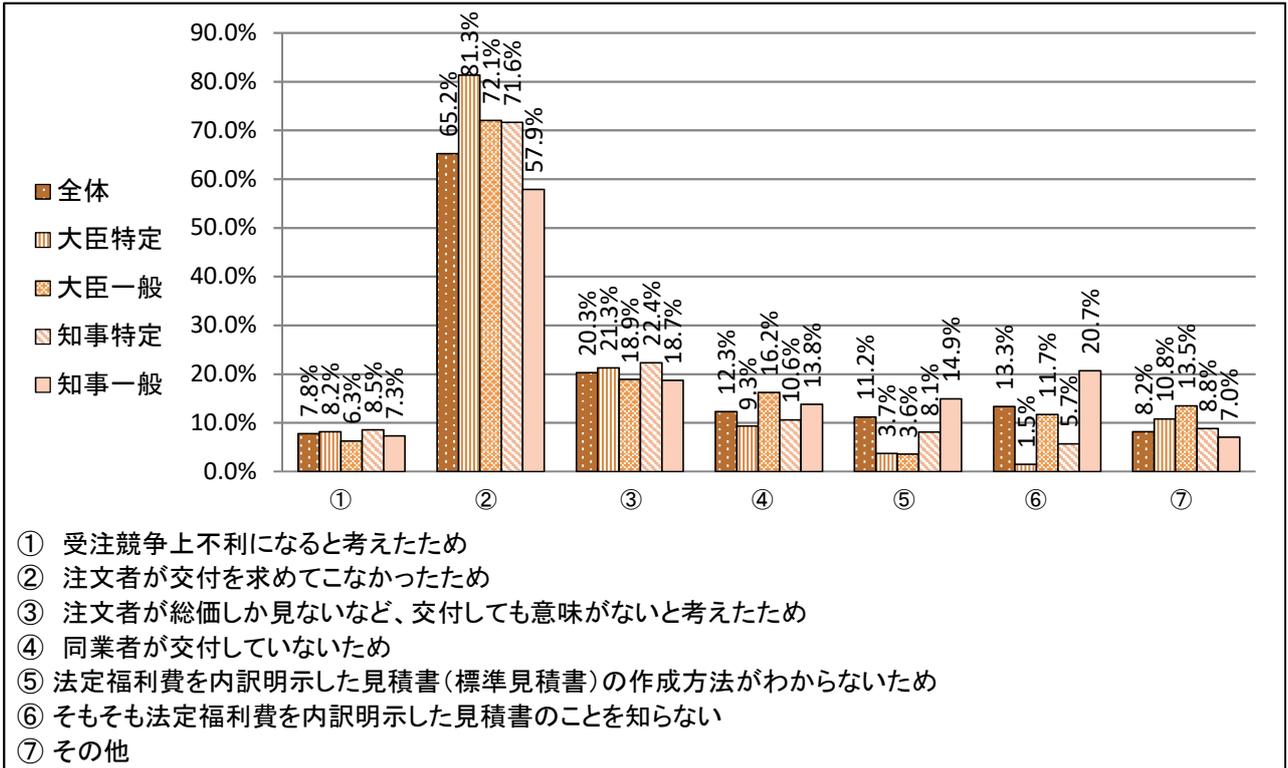
下請負人の標準見積書の活用状況については、「全ての工事で交付している」又は「一部の工事で交付している」との回答は合わせて **75.6%**(昨年度 **74.2%**) でした。(図-33)

図-33 標準見積書の活用状況



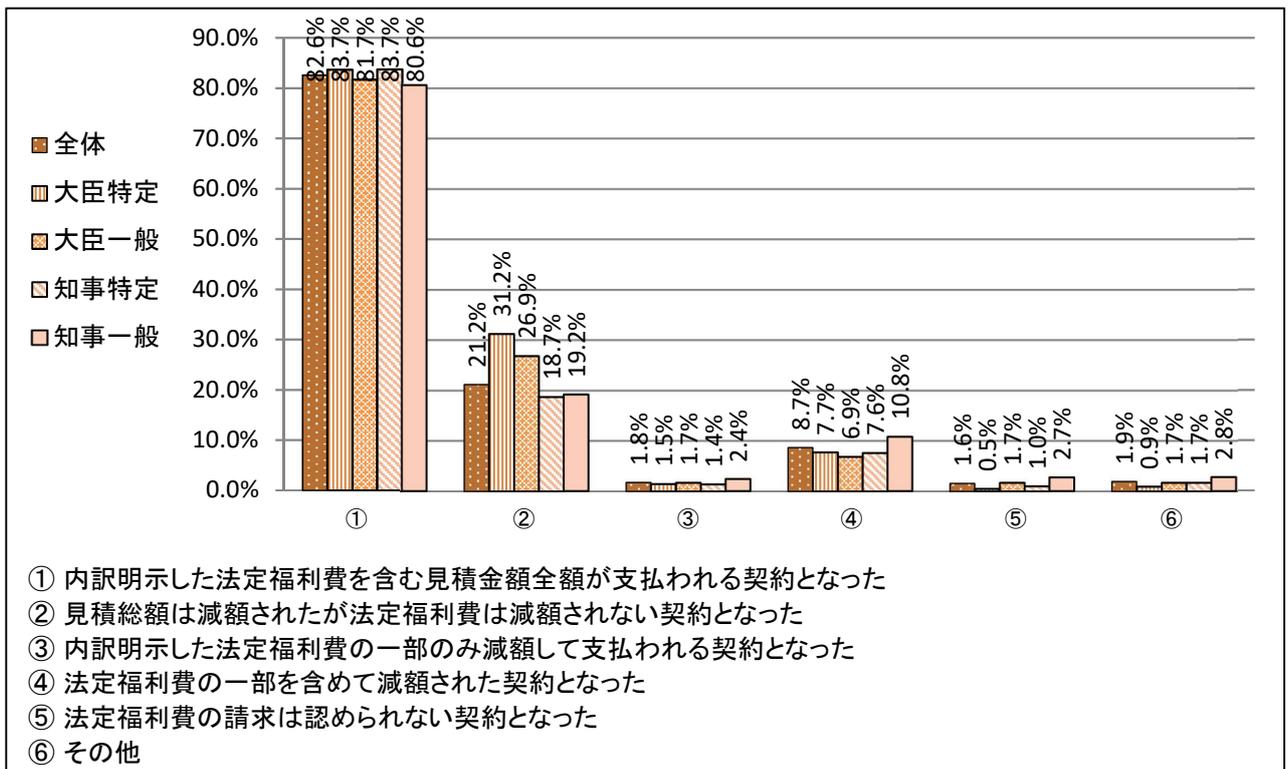
また、標準見積書を交付しない理由としては、「注文者が交付を求めてこなかったため」(**65.2%**)との回答が最も多く、「注文者が総価しか見ないなど、交付しても意味がないと考えたため」(**20.3%**)との回答がこれに次いで多い結果となりました。(図-34)

図-34 下請負人が標準見積書を交付しない理由



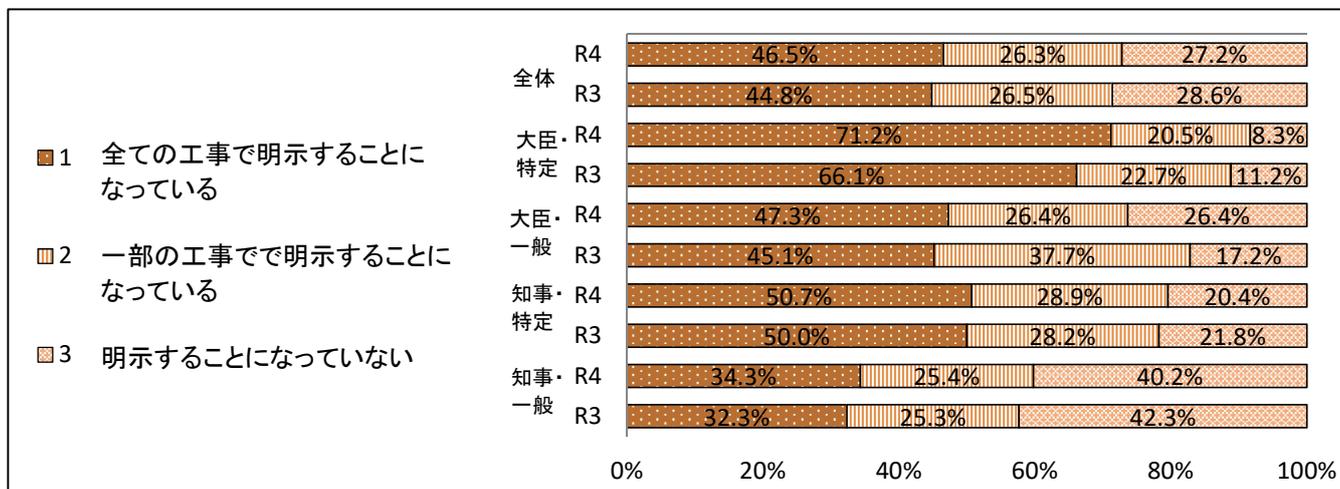
標準見積書を交付した際の元請負人からの対応については、「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」との回答が **82.6%**、「見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった」との回答が **21.2%**という結果となりました。(図-35)

図-35 標準見積書を交付した際の元請負人からの対応



下請負人が元請負人との下請契約において、請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示している状況については、「全ての工事で明示することになっている」又は「一部の工事で明示することになっている」との回答は72.8%（昨年度71.4%）でした。（図-36）

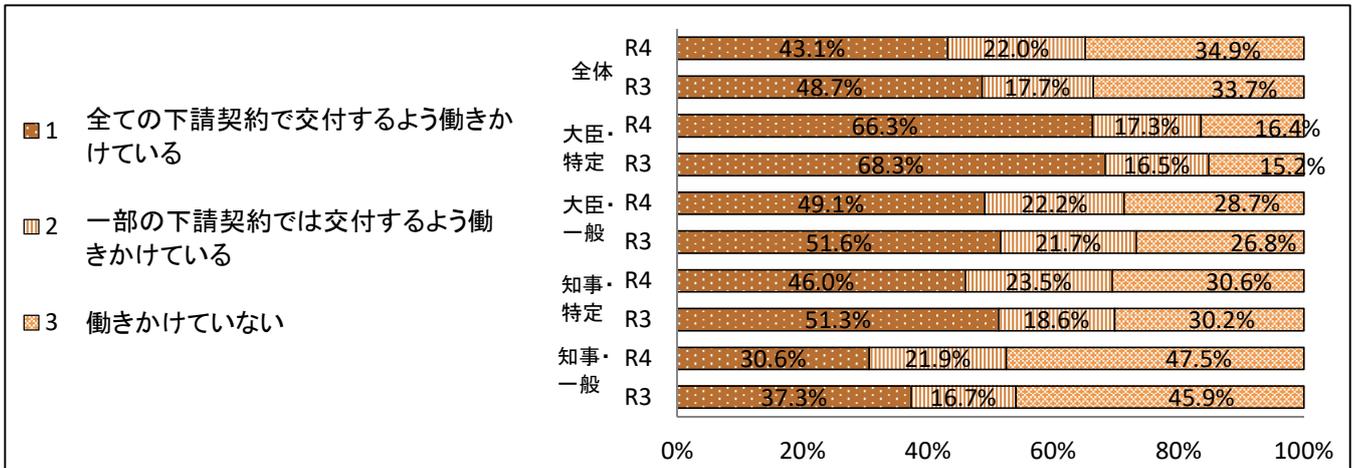
図-36 請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示状況（下請負人）



2.6 労務費の内訳を明示した見積書の活用状況について

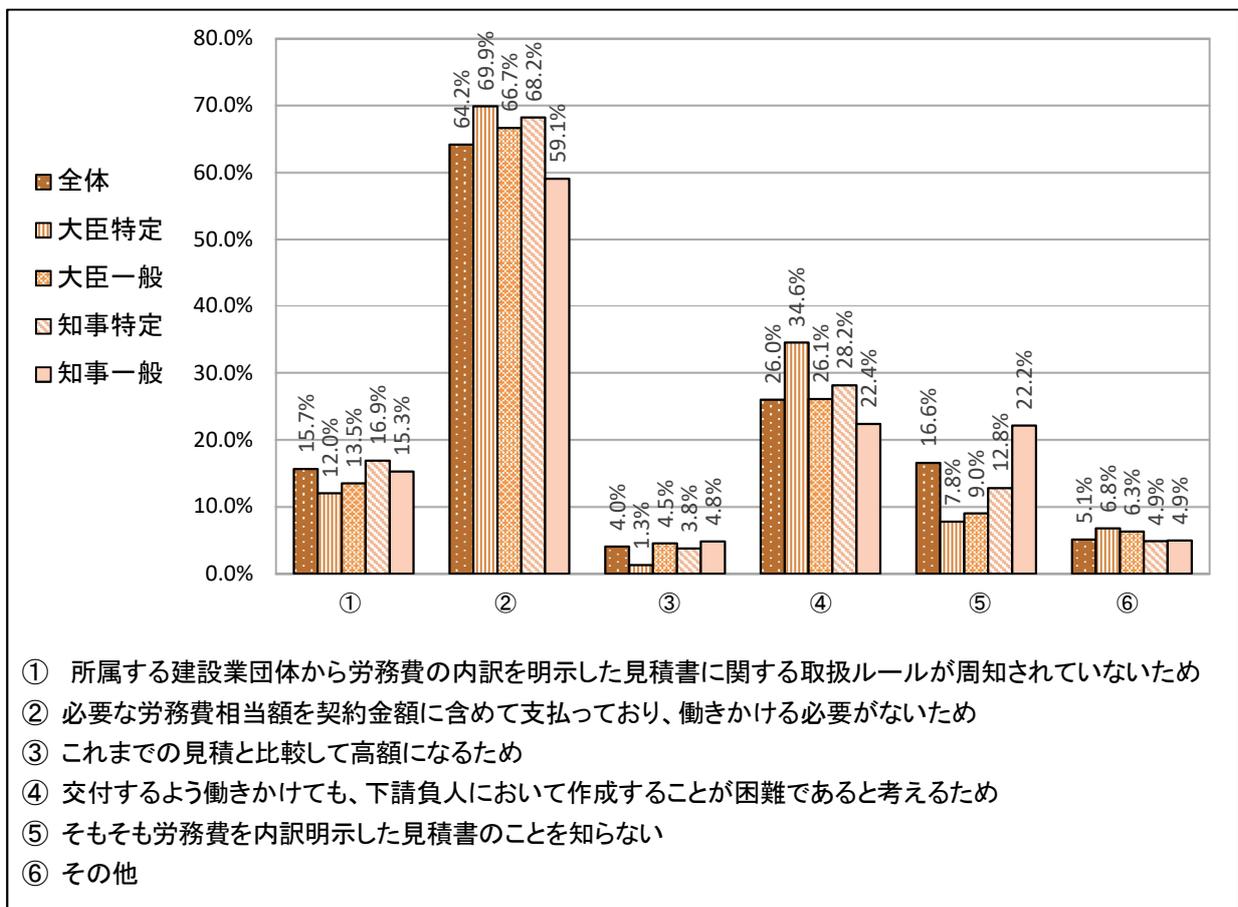
元請負人が下請負人に対し、労務費の内訳を明示した見積書の交付を「全ての下請契約で働きかけている」又は「一部の下の請契約で働きかけている」との回答は **65.1%**(昨年度 **66.3%**)となりました。(図-37)

図-37 労務費の内訳を明示した見積書の交付に係る下請負人への働きかけ



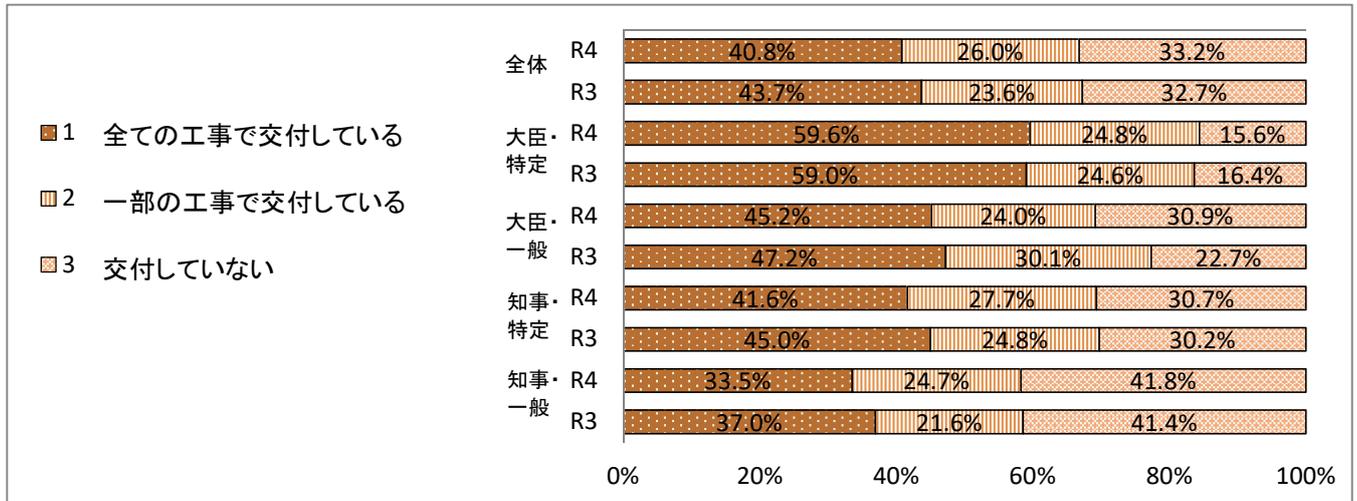
また、労務費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけていない理由としては、「必要な労務費相当額を契約金額に含めて支払っており、働きかける必要がないため」(**64.2%**)が最も多い結果となりました。(図-38)

図-38 労務費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけていない理由



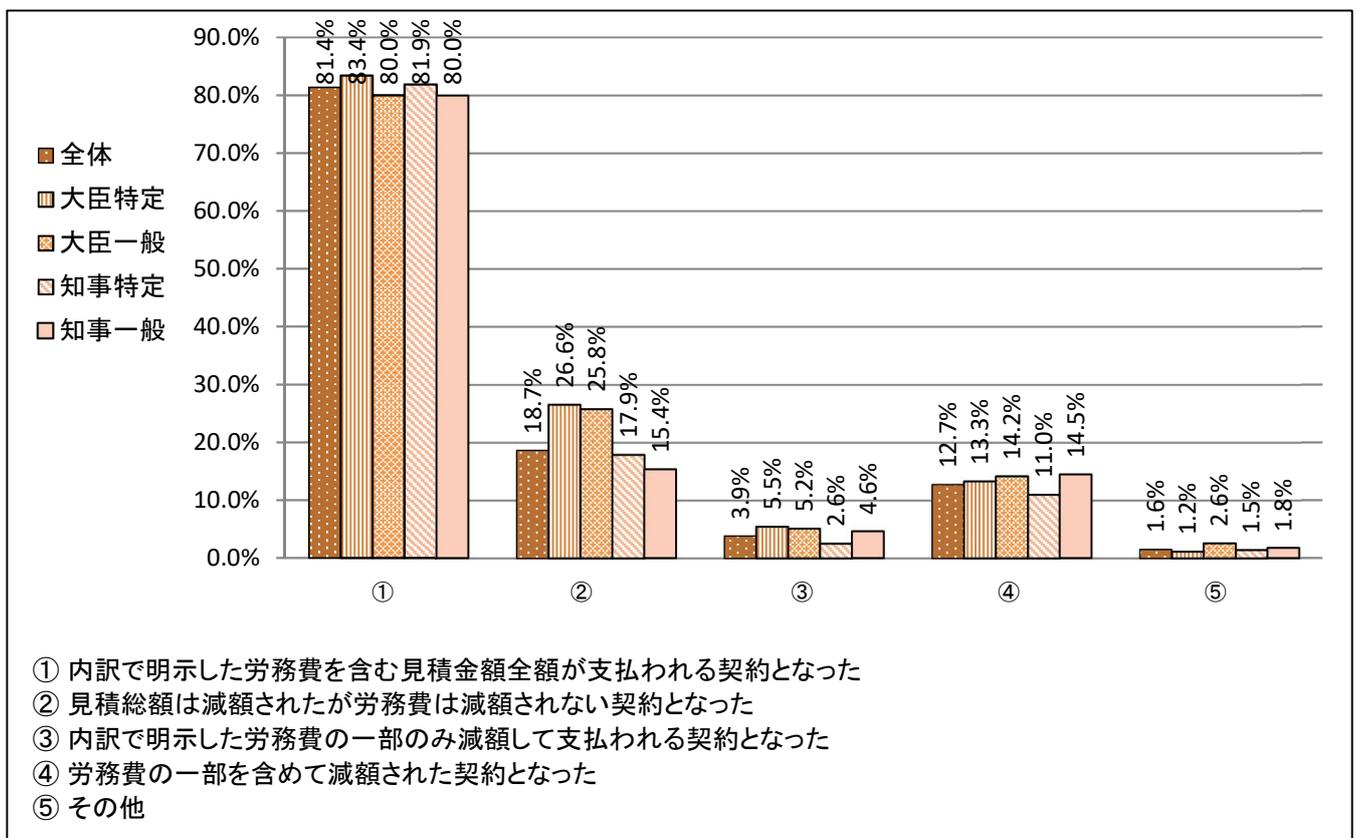
下請負人の労務費の内訳を明示した見積書の活用状況については、「全ての工事で交付している」又は「一部の工事で交付している」との回答は合わせて **66.8%**(昨年度 **67.3%**)となりました。(図-39)

図-39 労務費の内訳を明示した見積書の活用状況



労務費の内訳を明示した見積書を交付した際の元請負人からの対応については、「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」との回答が **81.4%**、「見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった」との回答が **18.7%**という結果となりました。(図-40)

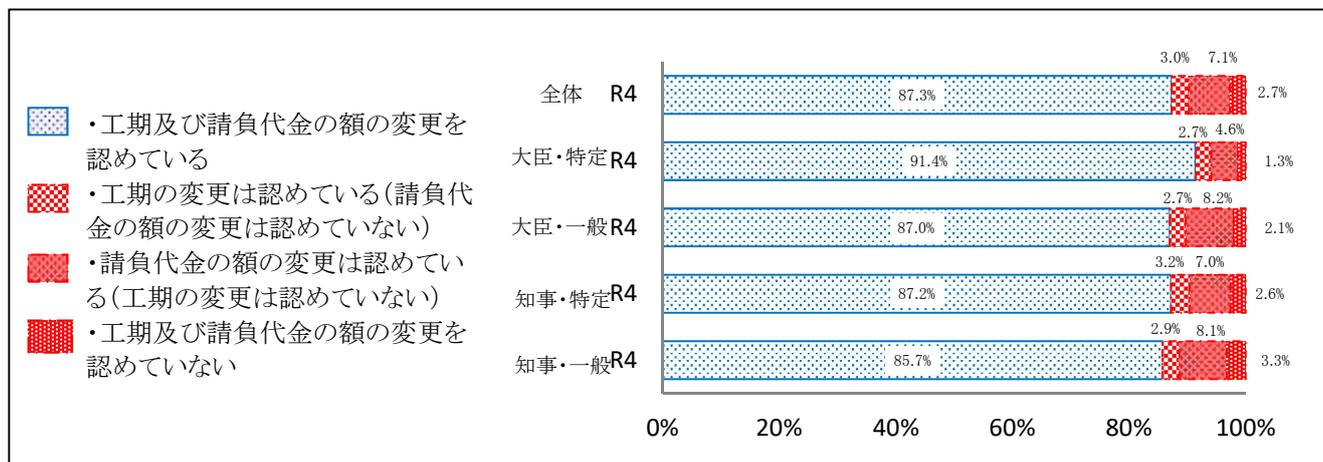
図-40 労務費の内訳を明示した見積書を交付した際の元請負人からの対応



2.7 工期設定、価格転嫁の状況（元請負人の立場）

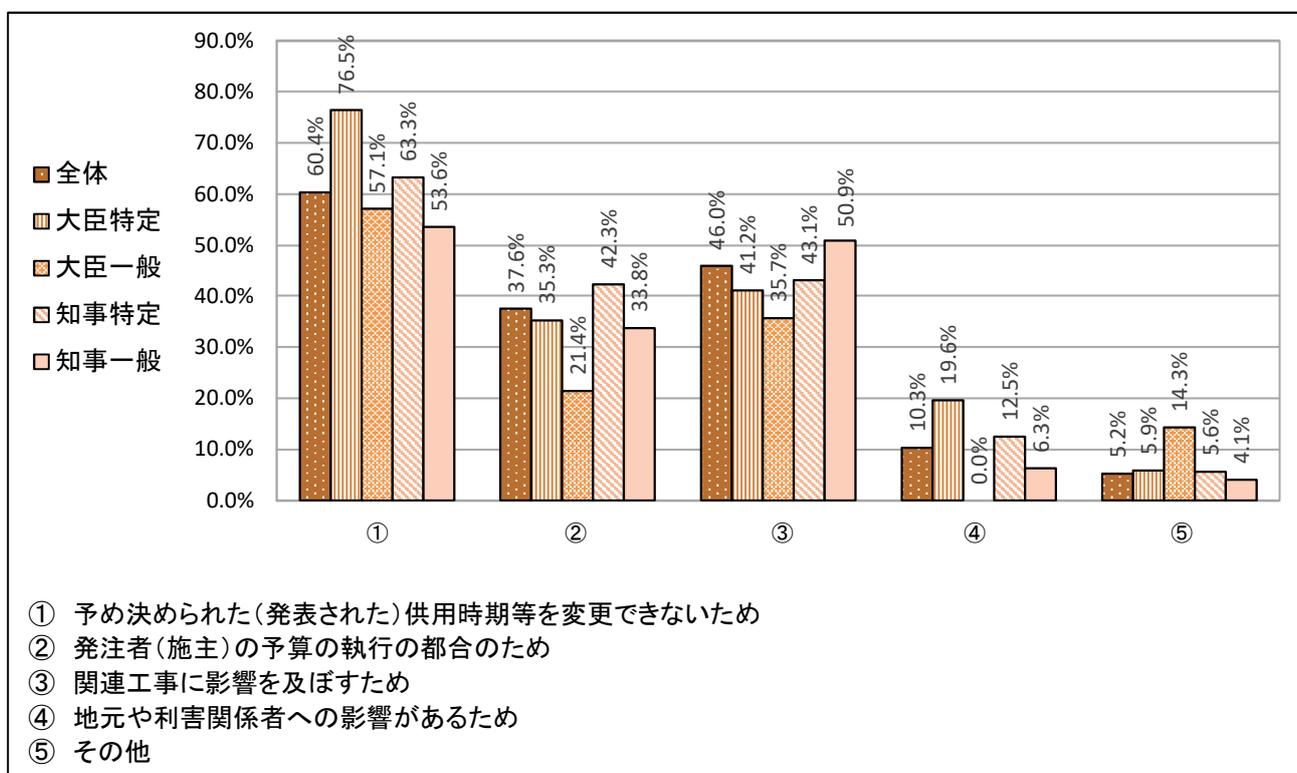
元請負人は、下請負人から資材等価格の高騰による工期又は請負代金の額の変更交渉があった際、両方認めているとの回答は **87.3%**、工期の変更のみ認めているとの回答は **3.0%**、請負代金の額の変更のみ認めているとの回答は **7.1%**と、ほとんどの場合で変更を認めている状況でした。（図－41）

図－41 工期又は請負代金の額の変更交渉への対応



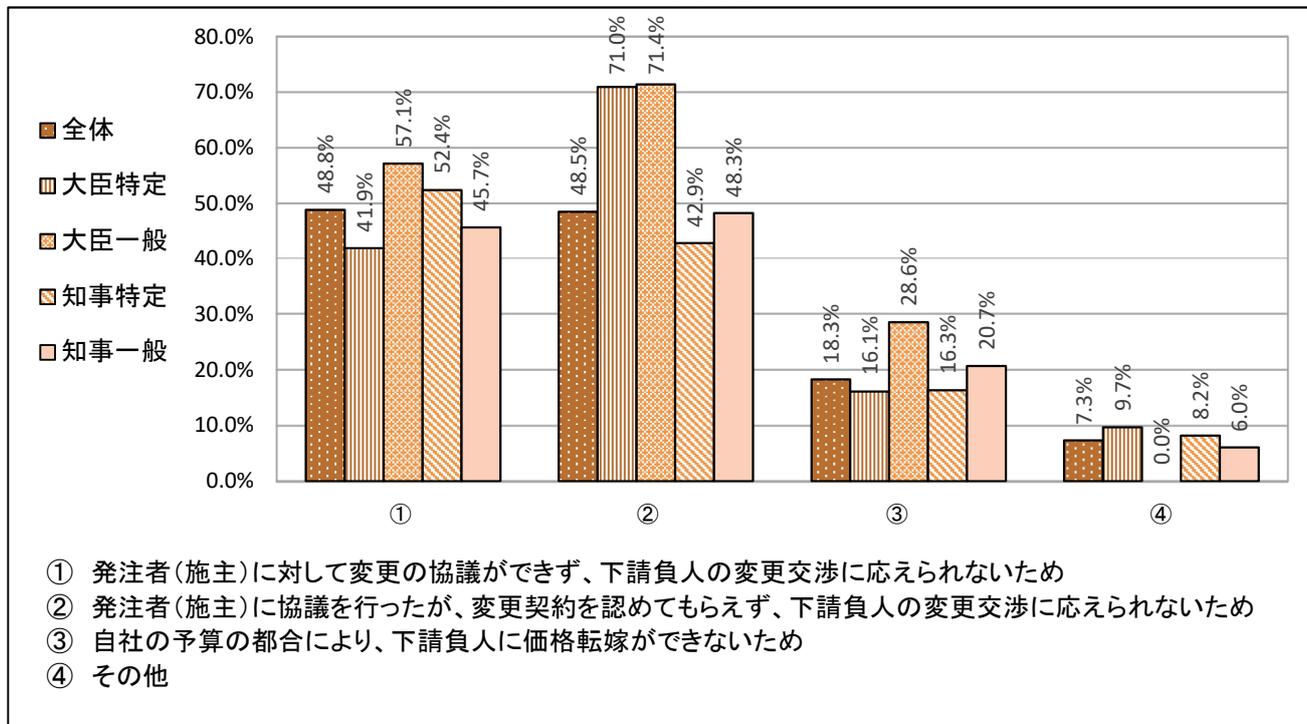
元請負人が下請負人から工期の変更交渉があった際に、工期の変更を認めていない理由は、「予め決められた(発表された)供用時期等を変更できないため」が **60.4%**、「関連工事に影響を及ぼすため」が **46.0%**との回答が多い結果となりました。（図－42）

図－42 工期の変更を認めていない理由



元請負人が下請負人から請負代金の額の変更交渉があった際に、請負代金の額の変更を認めていない理由は、「発注者(施主)に対して変更の協議ができず、下請負人の変更交渉に応えられない」が 48.8%、「発注者(施主)に協議を行ったが、変更契約を認めてもらえず、下請負人の変更交渉に応えられない」が 48.5%、との回答が多い結果となりました。(図-43)

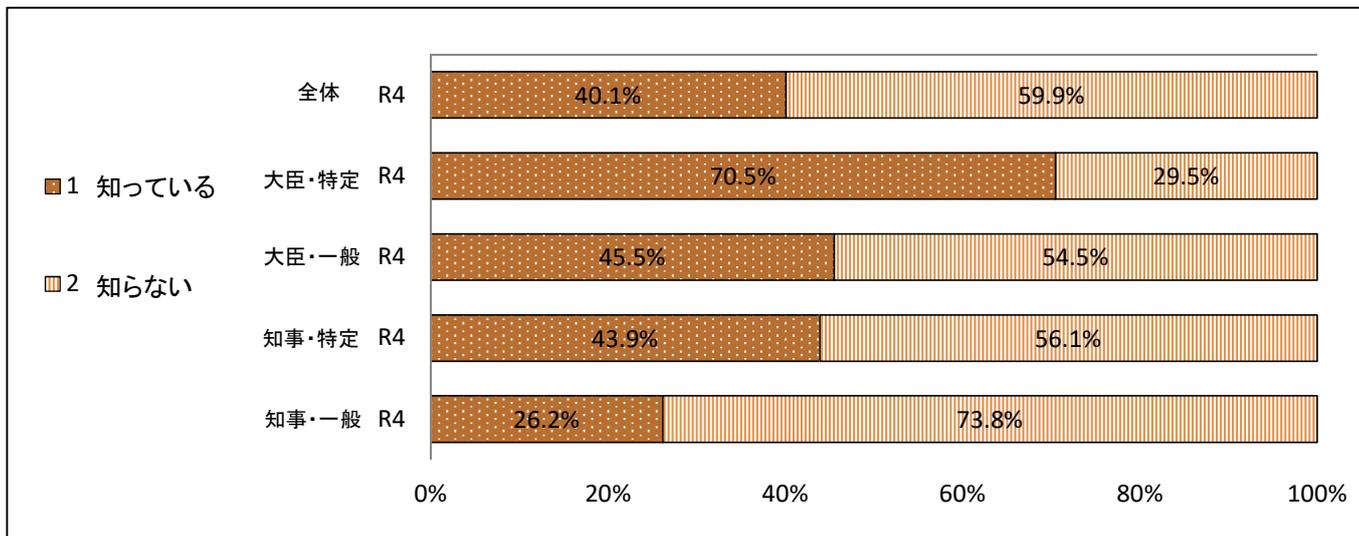
図-43 請負代金の額の変更を認めていない理由



2.8 工期設定の状況（下請負人の立場）

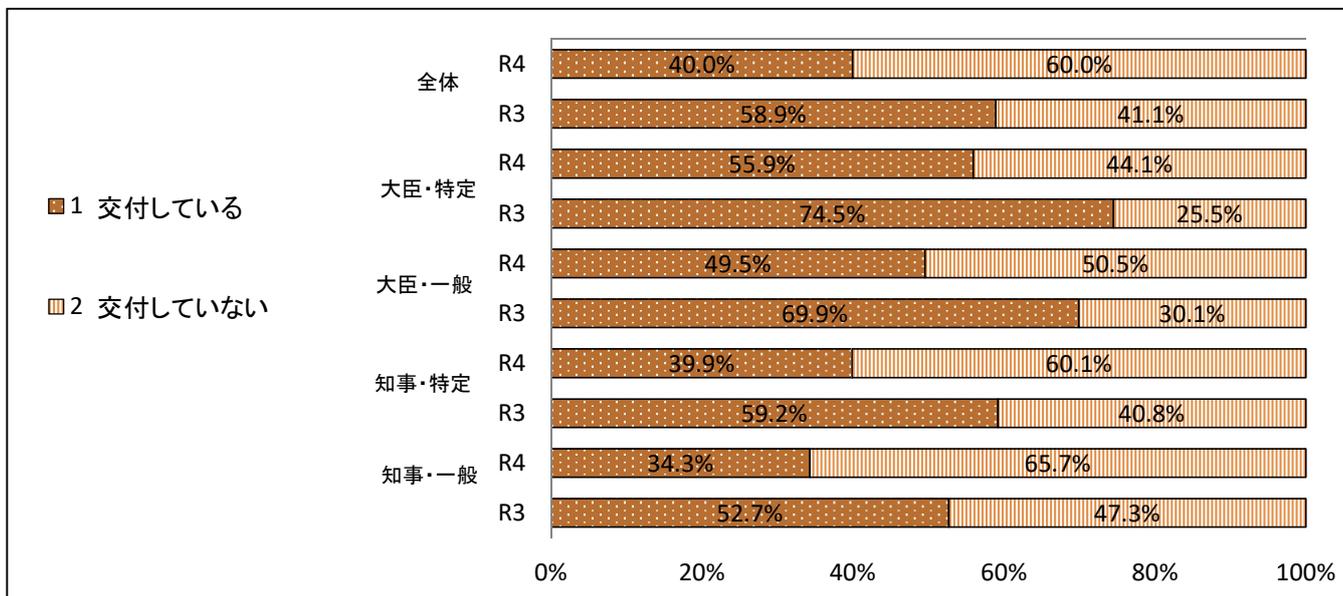
工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会)を知っていると回答した建設業者は40.1%と、約6割が工期に関する基準を知らない状況でした。(図-44)

図-44 工期に関する基準の認知状況



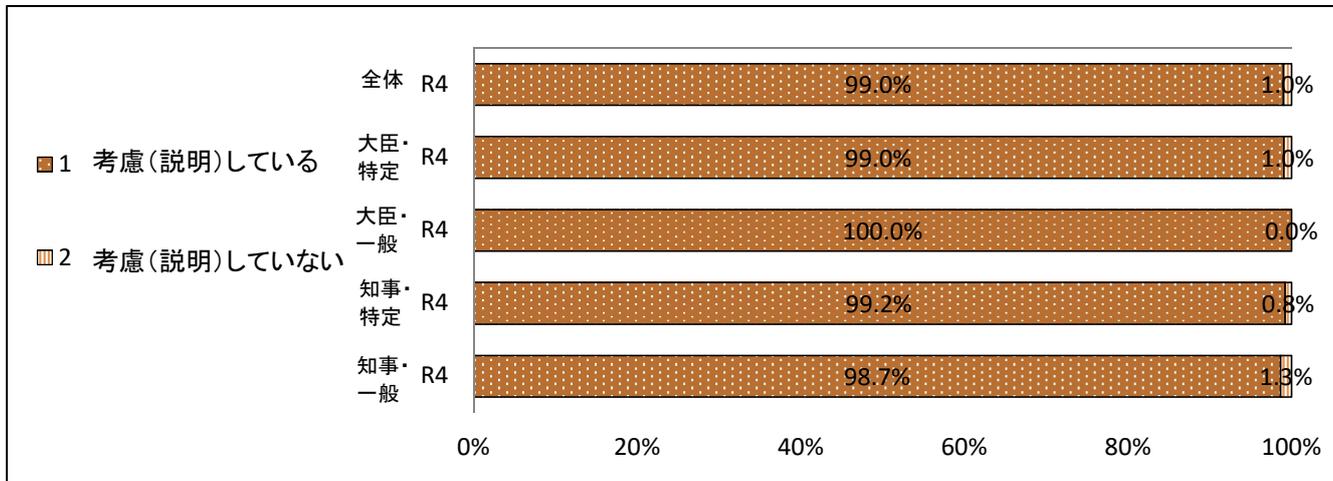
下請負人の工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書の活用状況については、「交付している」との回答は40.0%(昨年度58.9%)となりました。(図-45)

図-45 工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書の活用状況



下請負人は元請負人に見積書を交付する際、資材の納期の長期化が見られる場合に、納期を考慮した工期の設定を行っている(元請負人に納期の長期化を説明している)と回答したのは 99.0%と、ほとんどの建設業者が考慮している状況でした。(図-46)

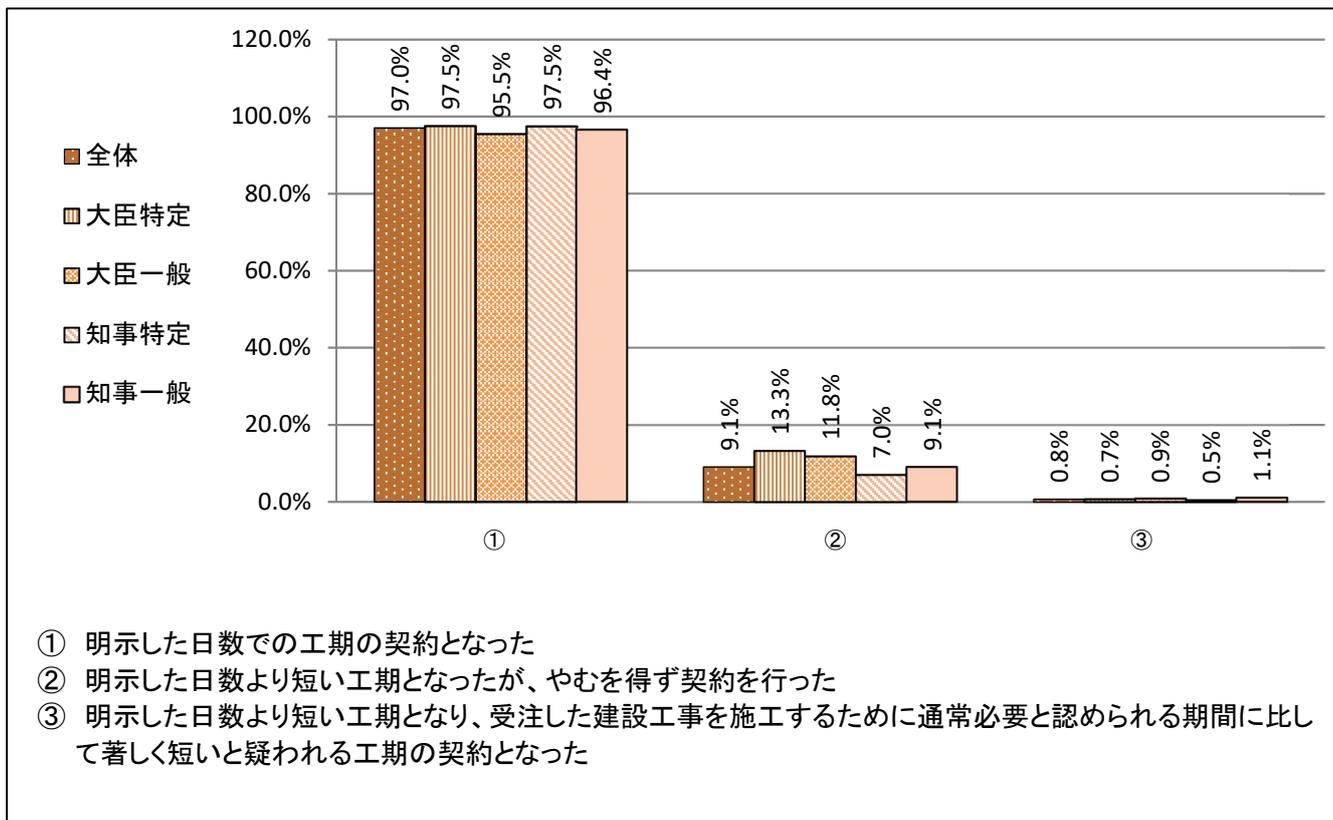
図-46 納期を考慮した工期の設定状況



工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付した際の元請負人からの対応については、「明示した日数での工期の契約となった」との回答が 97.0%と、ほとんどの場合明示した日数通りで認められている状況でした。(図-47)

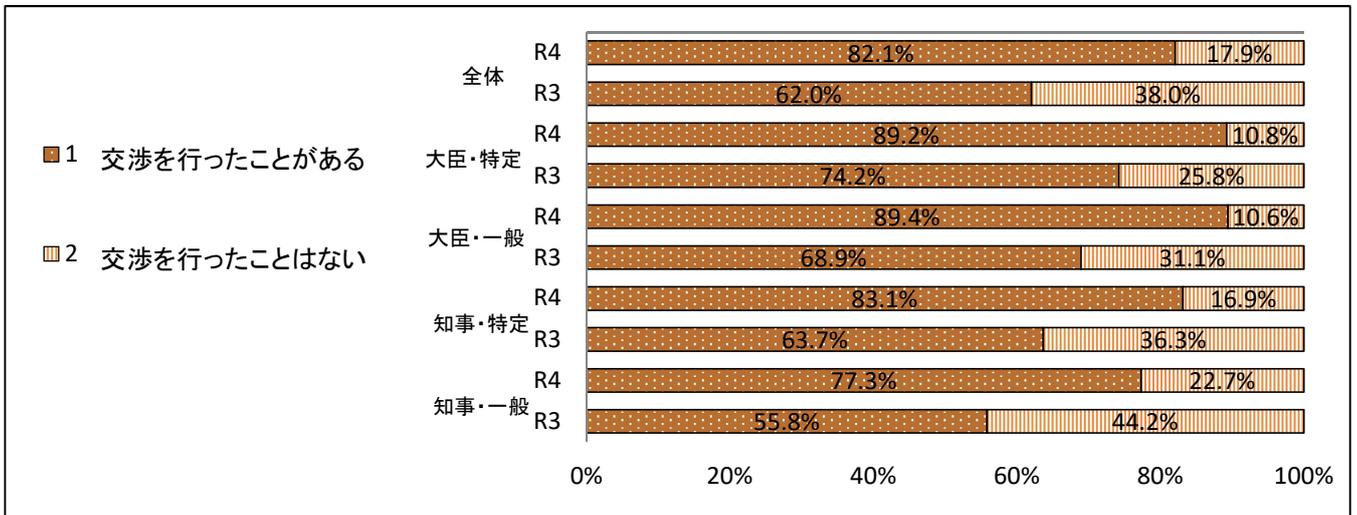
図-47

工期の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付した際の元請負人からの対応



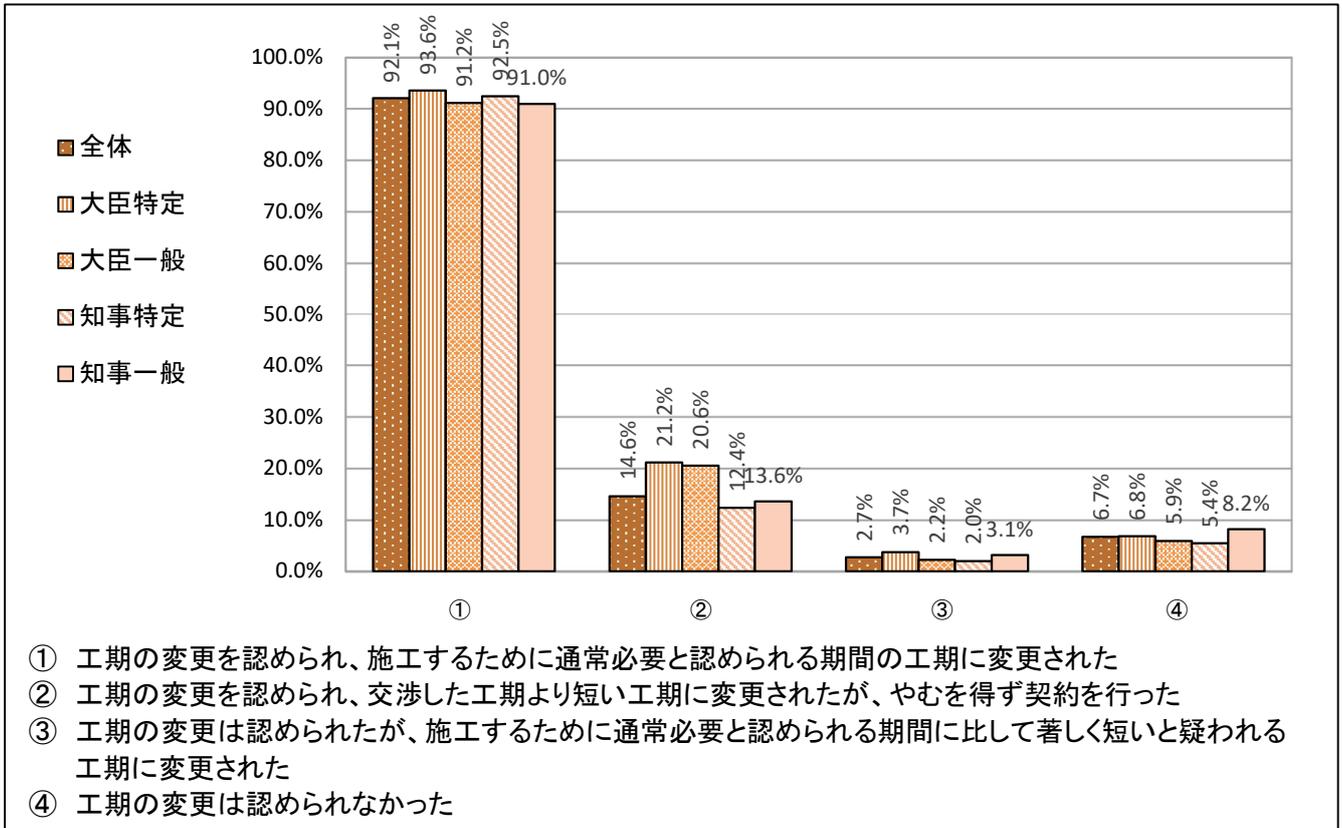
下請負人は、下請契約に定められた工期内に、受注者の責によらない事由によって工事の完成が難しいと判断した際、元請負人との工期の変更交渉を行ったことがあるのは **82.1%**(昨年度 **62.0%**)で、昨年度に比べ変更交渉を行ったとの割合が高い結果となりました。(図-48)

図-48 工期の変更交渉の有無



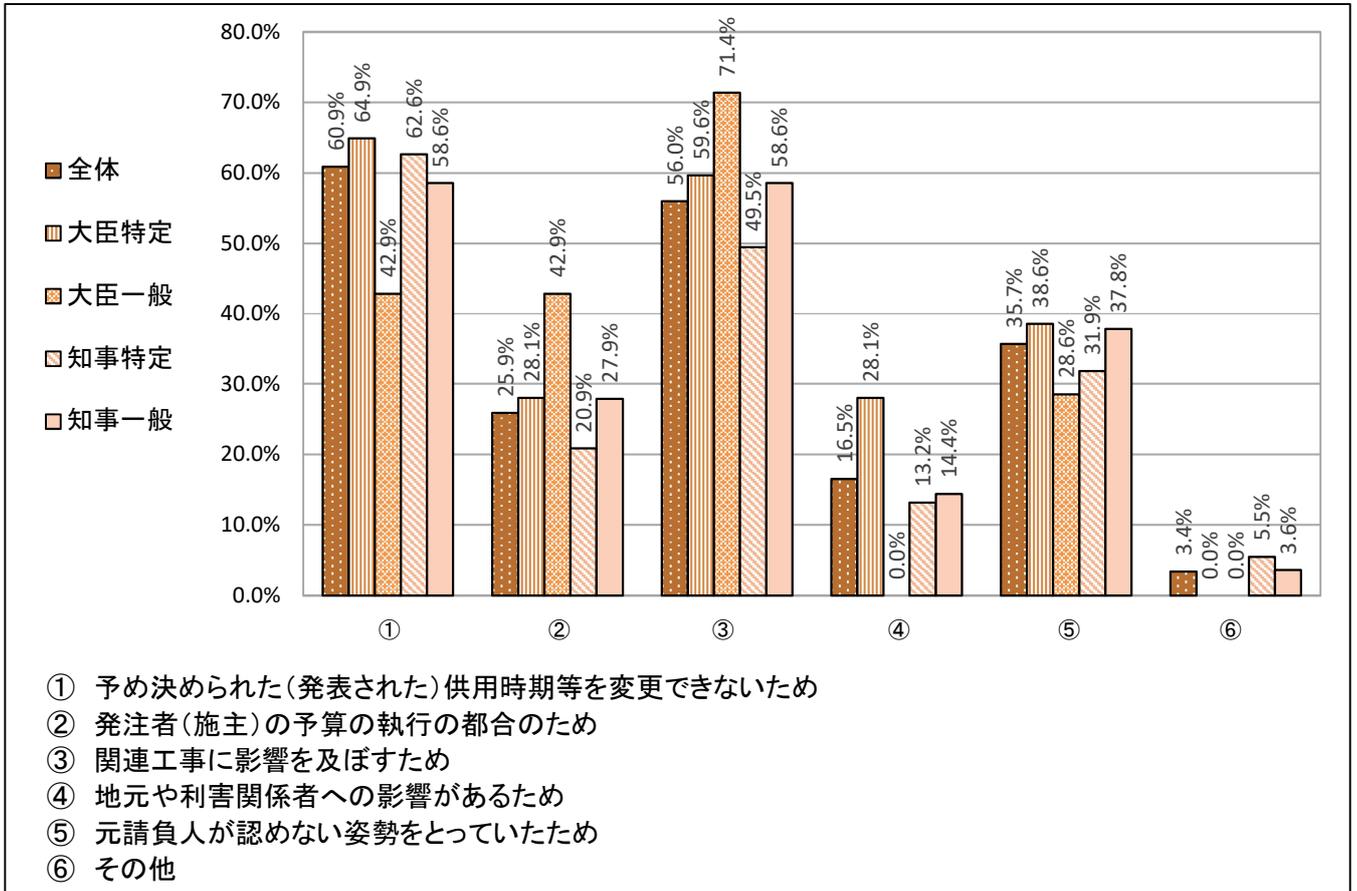
工期の変更交渉を行った際の元請負人からの対応については、「工期の変更を認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された」との回答が **92.1%**、「工期の変更を認められ、交渉した工期より短い工期に変更されたが、やむを得ず契約を行った」との回答が **14.6%**という結果となりました。(図-49)

図-49 工期の変更交渉を行った際の元請負人からの対応



当初契約または変更契約の際に、工期の変更が認められなかった理由については、「予め決められた(発表された)供用時期等を変更できないため」が 60.9%、「関連工事に影響を及ぼすため」が 56.0%との回答が多い結果となりました。(図-50)

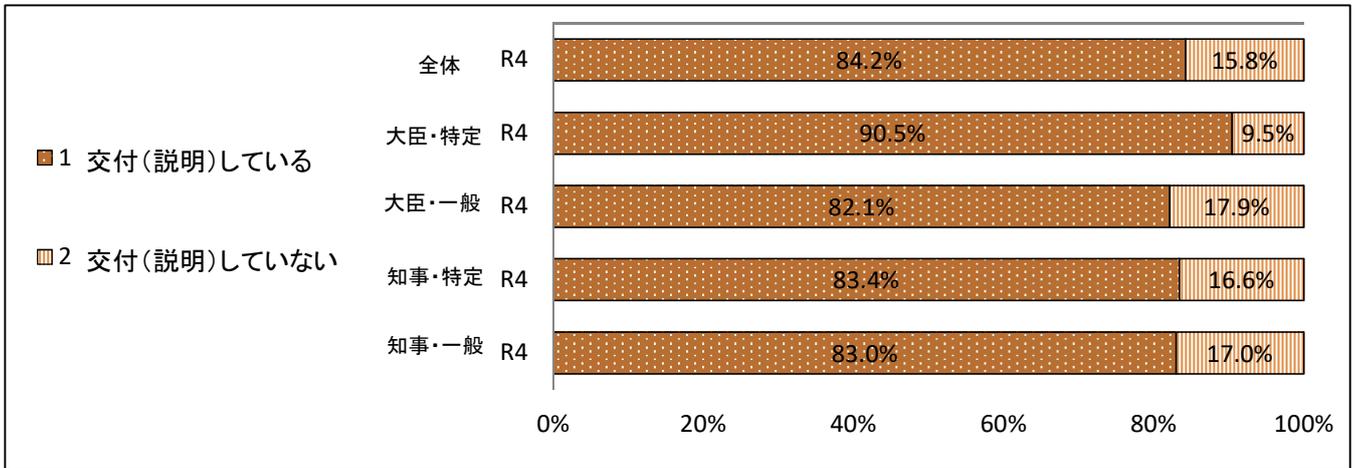
図-50 工期の変更を認められない理由



2.9 価格転嫁の状況（下請負人の立場）

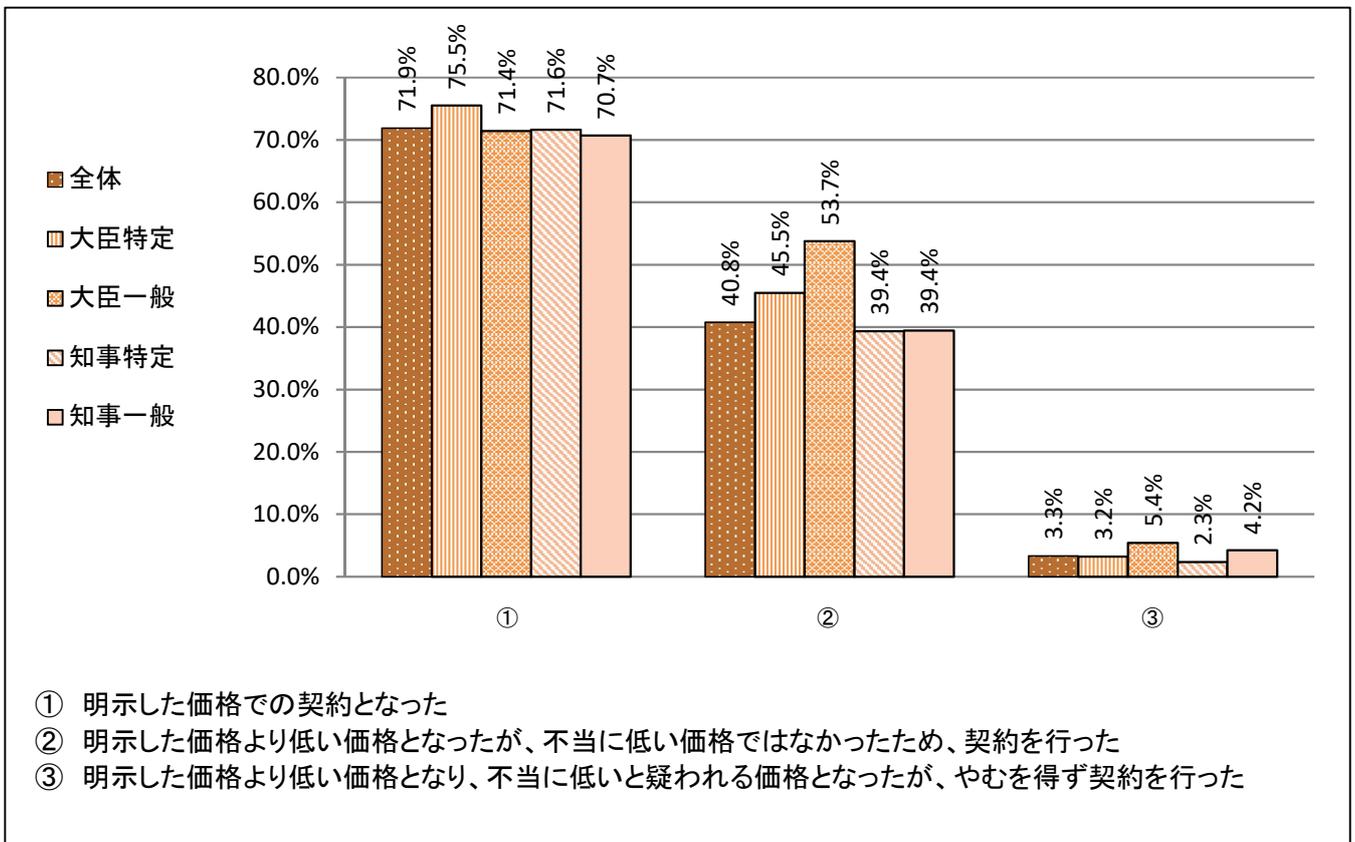
下請負人は元請負人に見積書を交付する際、資材等価格の高騰を考慮した積算を行っている（元請負人に価格高騰の説明している）と回答したのは、**84.2%**となりました。（図-51）

図-51 価格高騰を考慮した請負代金の額の設定状況



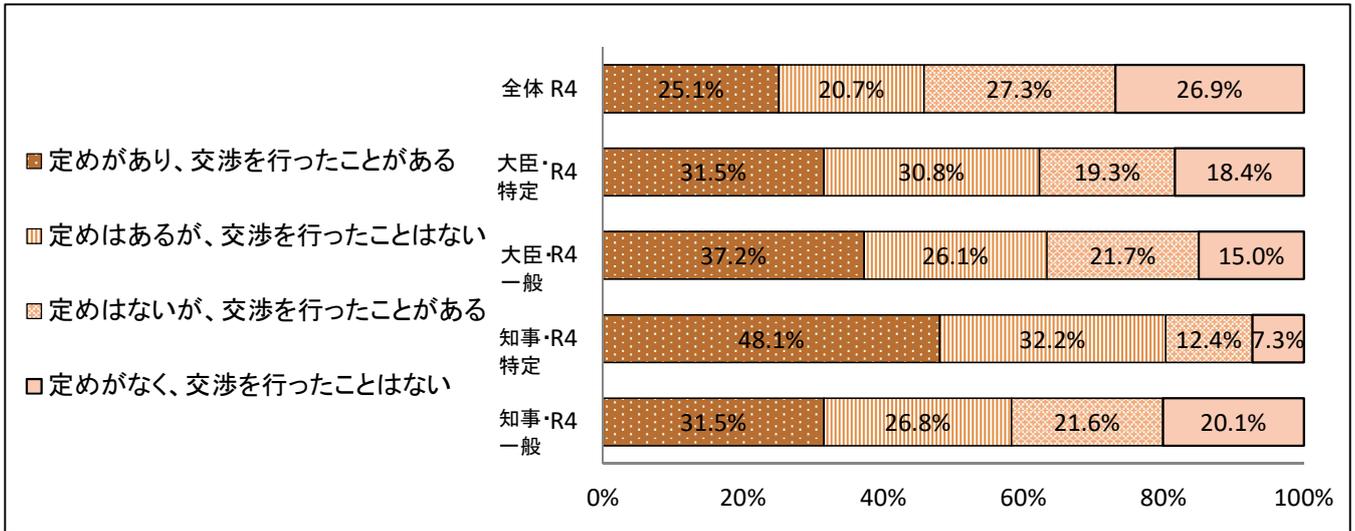
資材等価格の高騰を考慮した積算を行った見積書を交付した際の元請負人からの対応については、「明示した価格での契約となった」との回答が **71.9%**と、**約 3~4割**が明示した価格より低い価格で契約を行っている状況でした。（図-52）

図-52 資材等価格の高騰を考慮した積算を行った見積書を交付した際の元請負人からの対応



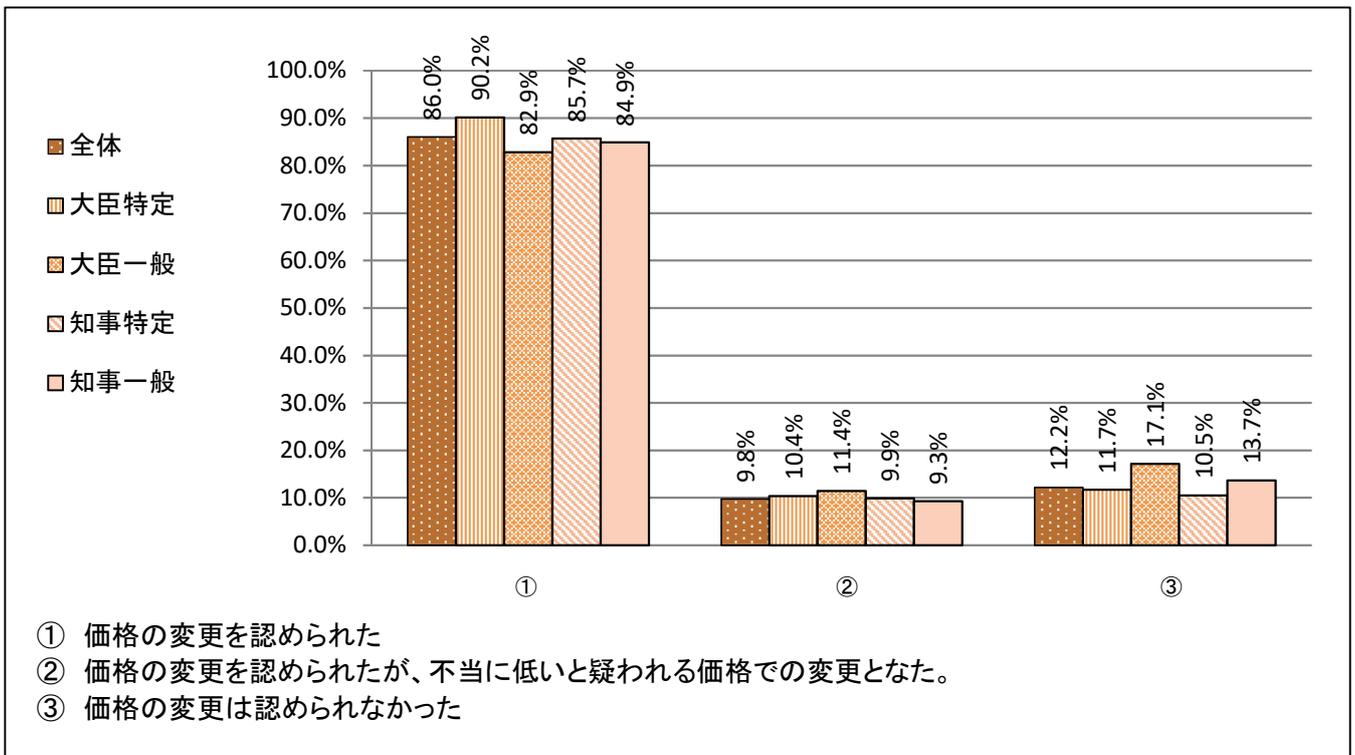
下請負人は、元請負人との契約書(注文書・請書等も含む。)に、「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の定めがあり、価格の変更交渉を行ったことがある」との回答は 25.1%、「定めはないが交渉を行ったことがある」との回答は 27.3%と、約 5 割が変更交渉を行っていませんでした。(図-53)

図-53 価格の変更交渉の有無



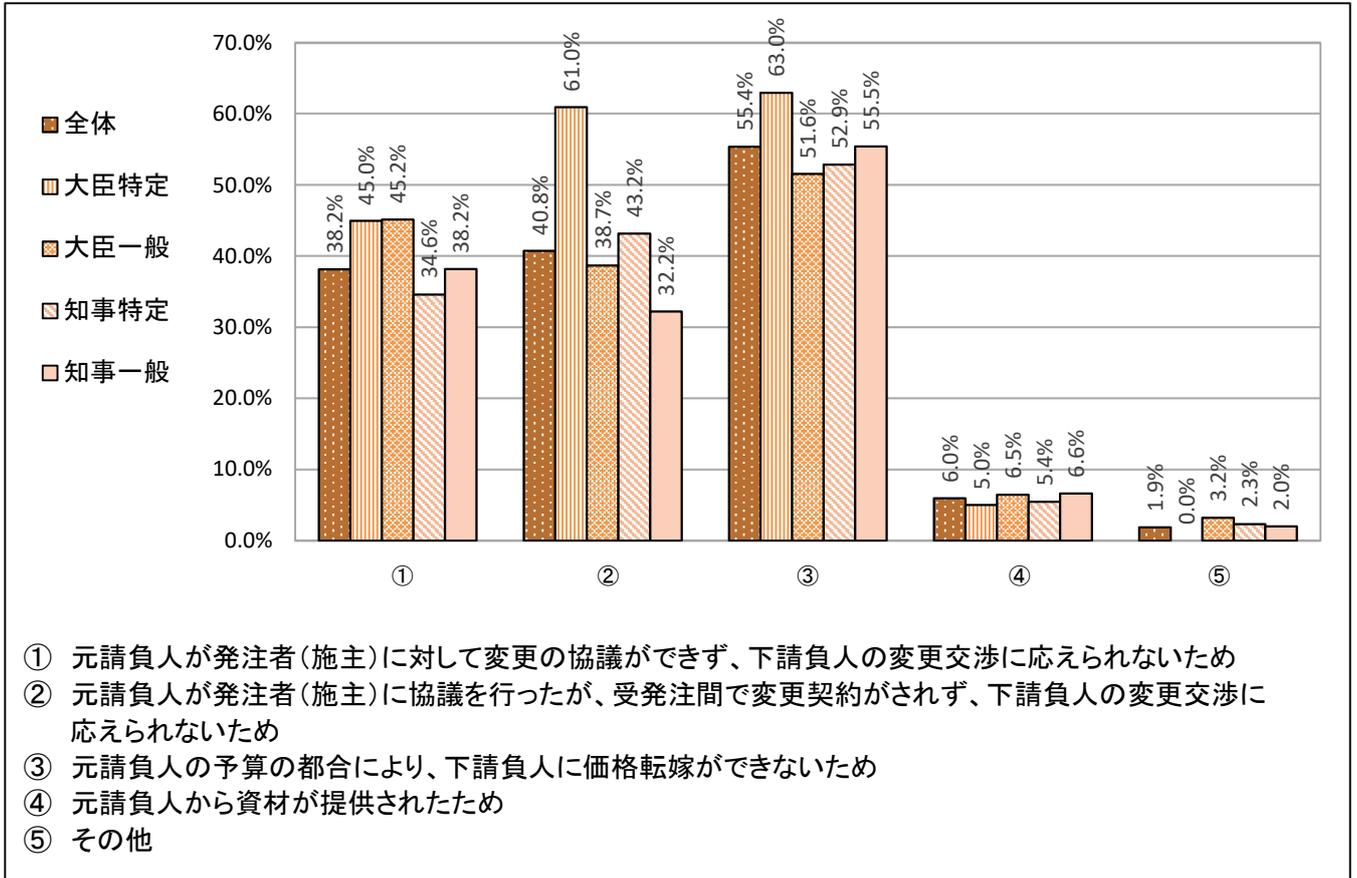
請負契約後の資材等価格の高騰といった状況変化により、価格の変更交渉を行った際の元請負人からの対応については、「価格の変更を認められた」との回答が 86.0%と、ほとんどの場合で認められている結果となりました。(図-54)

図-54 価格の変更交渉を行った際の元請負人からの対応



当初契約または変更契約の際に、価格の変更が認められなかった理由については、「元請負人の予算の都合により、下請負人に価格転嫁ができないため」が 55.4%、「元請負人が発注者(施主)に協議を行ったが、受発注間で変更契約がされず、下請負人の変更交渉に応えられないため」が 40.8%との回答が多い結果となりました。(図-55)

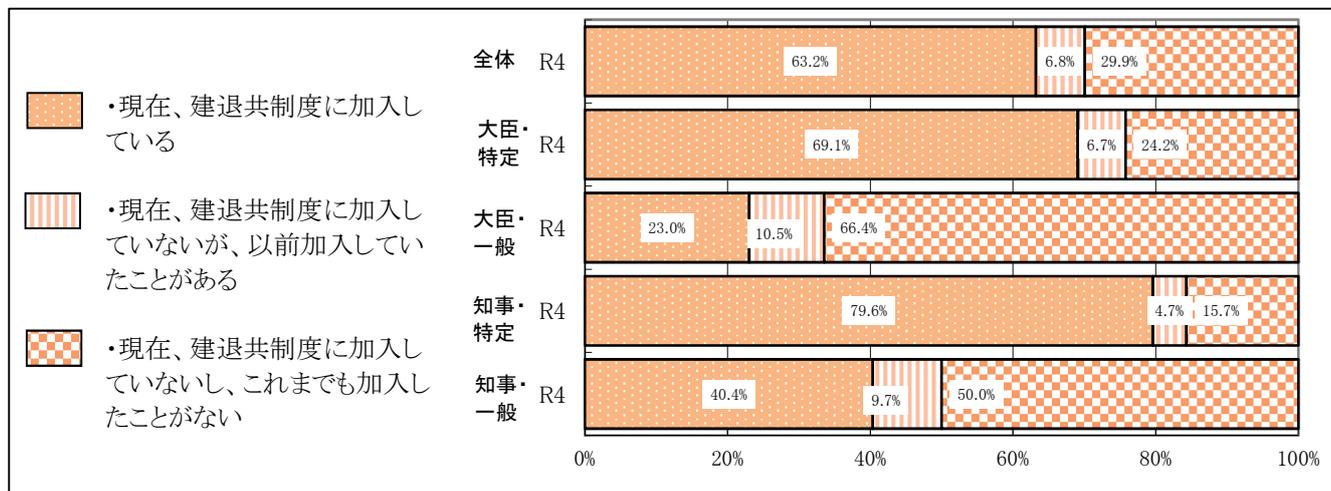
図-55 価格の変更を認められない理由



2.10 建退共・建設キャリアアップシステムについて

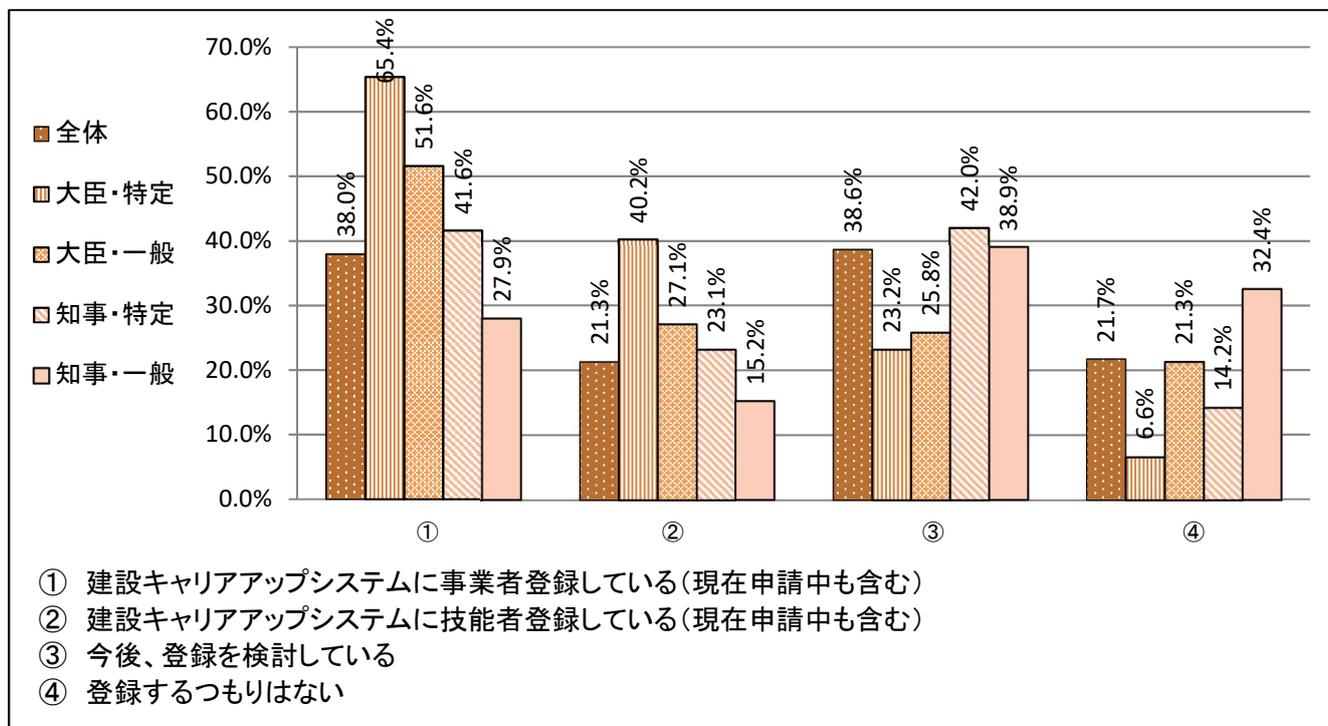
「建設業退職金共済制度（建退共制度）の加入状況」について、「現在加入している」との回答は **63.2%**（昨年度 **66.5%**）でした。（図－56(a)）

図－56(a) 建設業退職金共済制度（建退共制度）の加入状況



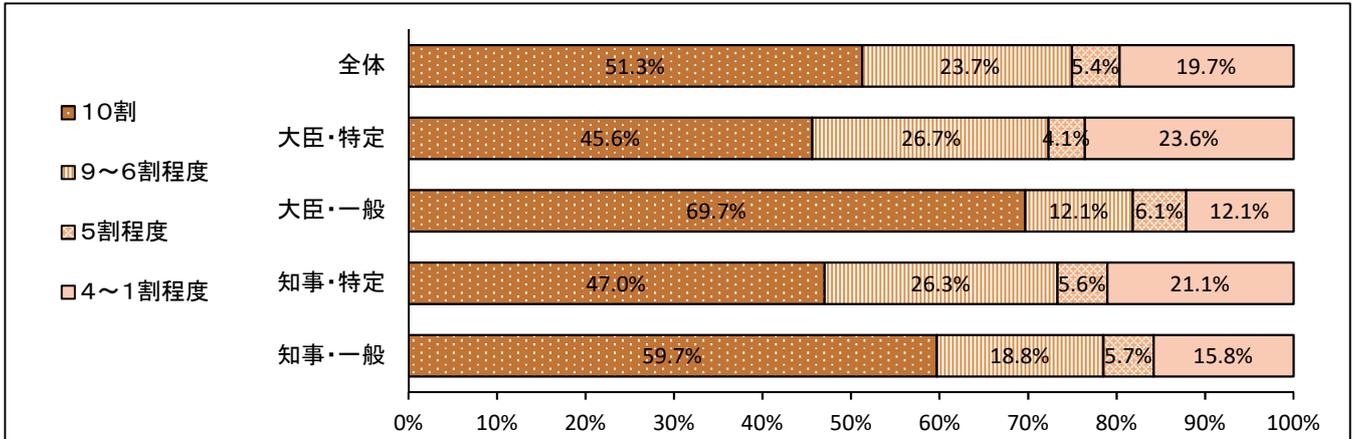
「建設キャリアアップシステムの登録（申請）状況」について、「事業者登録している」との回答が **38.0%**（昨年度 **18.9%**）、「技能者登録している」との回答が **21.3%**（昨年度 **16.5%**）、「登録を検討している」との回答が **38.6%**（昨年度 **39.2%**）でした。（図－57(a)）

図－57 建設キャリアアップシステムの登録（申請）状況



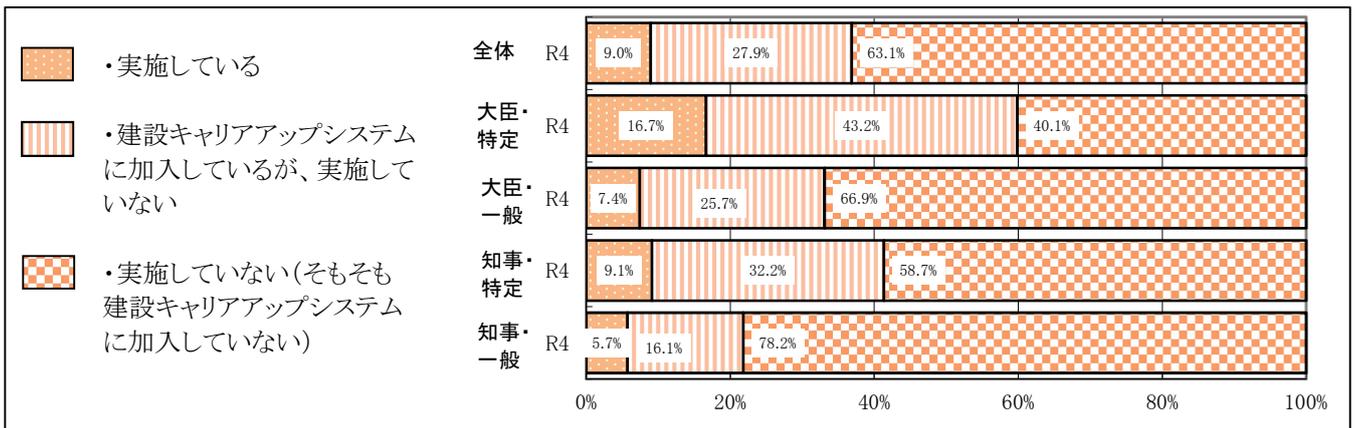
「建設キャリアアップシステムの登録（申請）状況」について、「技能者登録している」建設業者のうち、「雇用する技能労働者全員を登録している」との回答 **51.3%** (昨年度 **47.7%**) でした。(図-57(b))

図-57(b) 雇用する技能労働者に対し技能者登録している割合



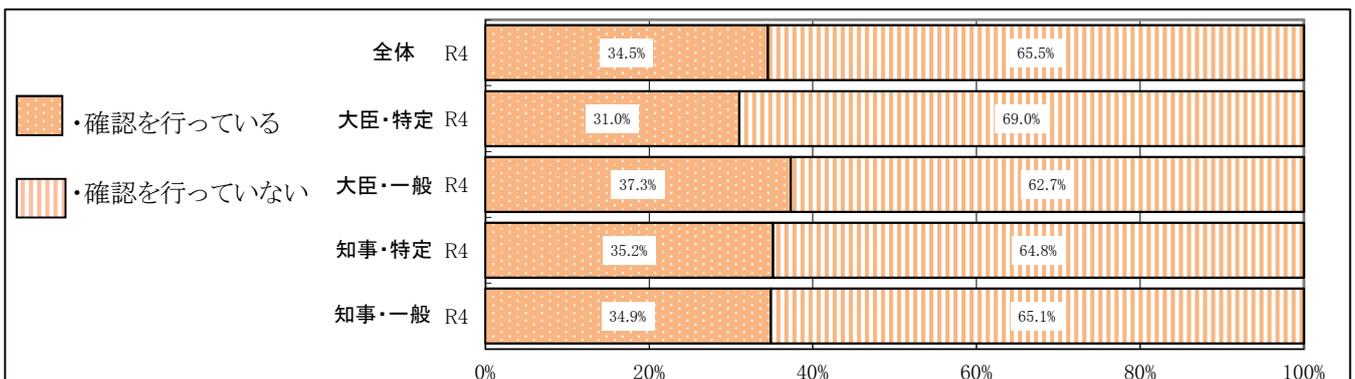
「建設キャリアアップシステムのカードリーダーの各現場への設置状況及び工事現場登録の実施状況」について、「実施している」との回答は **9.0%** (昨年度 **6.9%**) でした。(図-58)

図-58 CCUS カードリーダーの各現場への設置状況及び工事現場登録の実施状況



令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として導入される、適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関して、元請負人は、見積依頼をする際に下請負人が課税事業者か免税事業者かの確認を行っているかと回答したのは **34.5%** という結果となりました。(図-59)

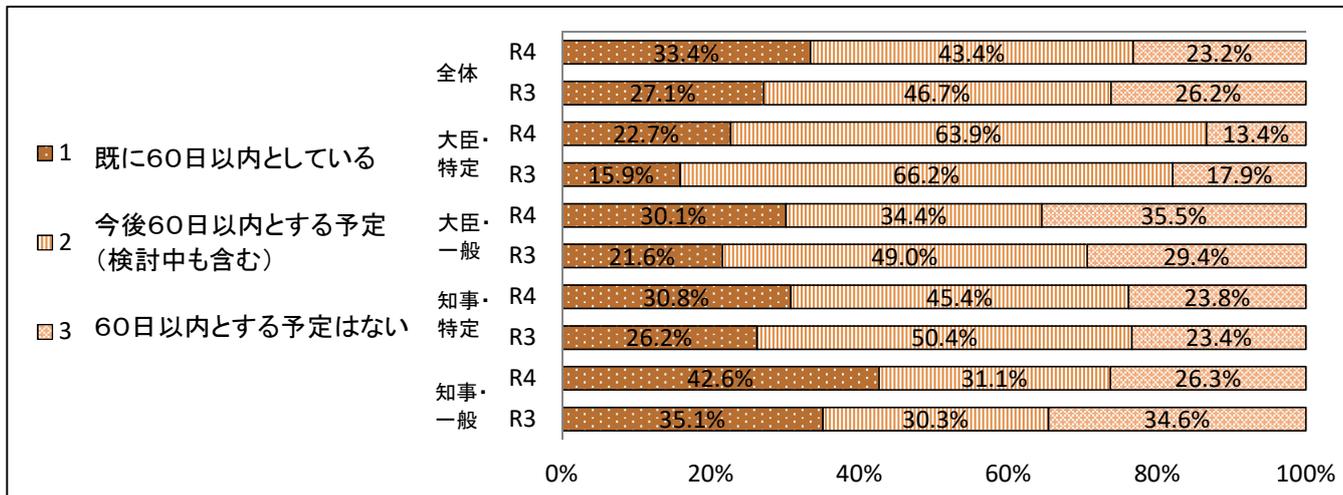
図-59 課税事業者か免税事業者かの確認状況



2.11 約束手形について

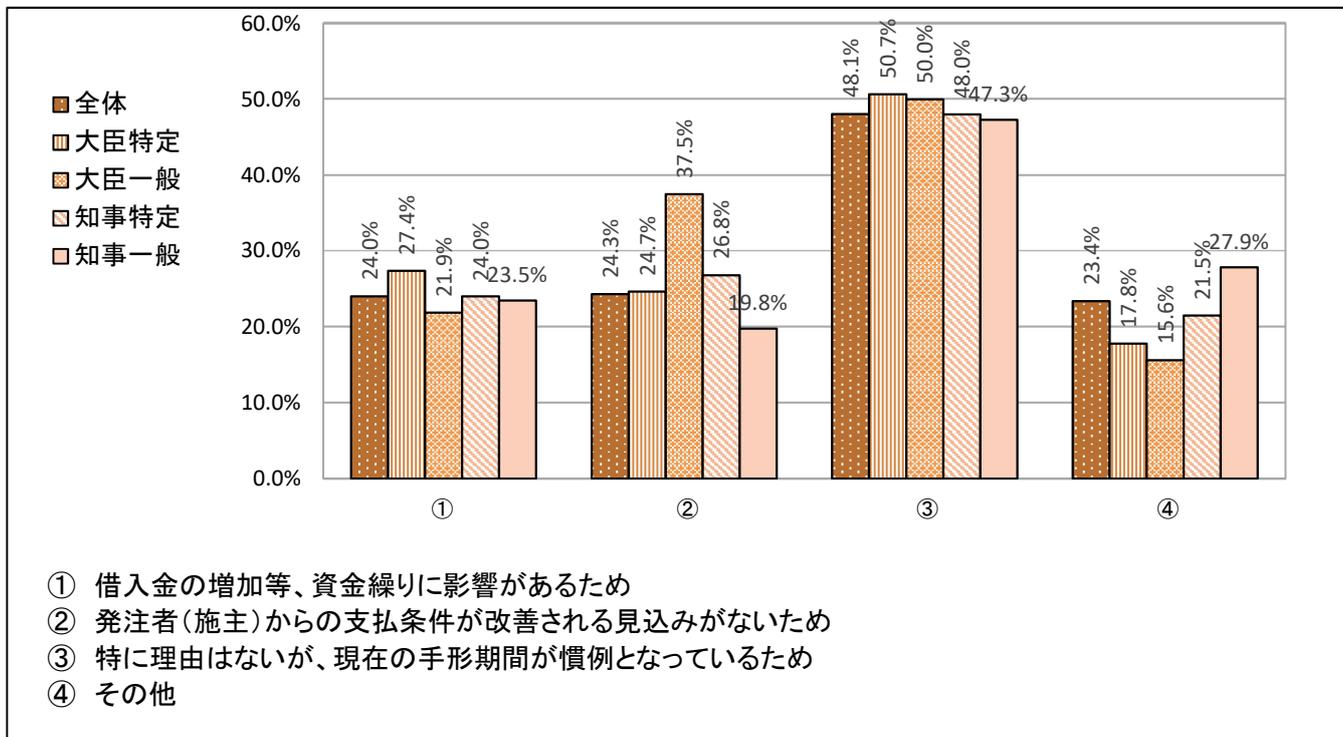
手形期間について、「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日 20210322 中庁第2号・公取企第25号)の要請に基づき、60日以内とすることとされていますが、「既に60日以内としている」は **33.4%**(昨年度 **27.1%**)、「今後60日以内とする予定」は **43.4%**(昨年度 **46.7%**)との回答でした。(図-60)

図-60 手形期間



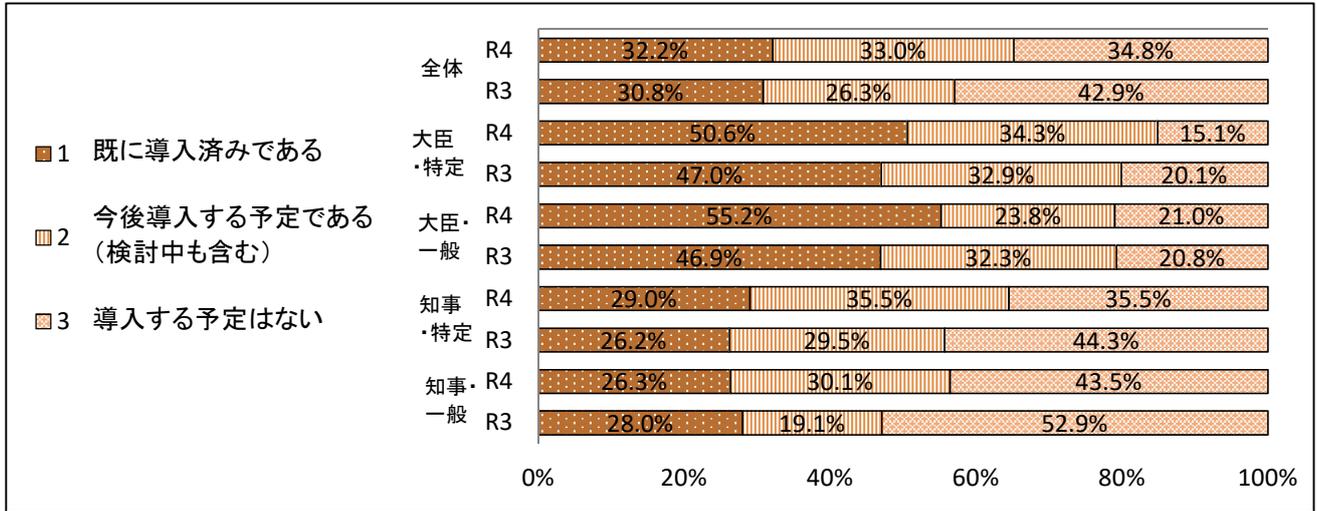
手形期間を60日以内とする予定がない理由としては、「特に理由はないが、現在の手形期間が慣例となっているため」が **48.1%**、「発注者(施主)からの支払条件が改善される見込みがないため」が **24.3%**との回答でした。(図-61)

図-61 手形期間を60日以内とする予定がない理由



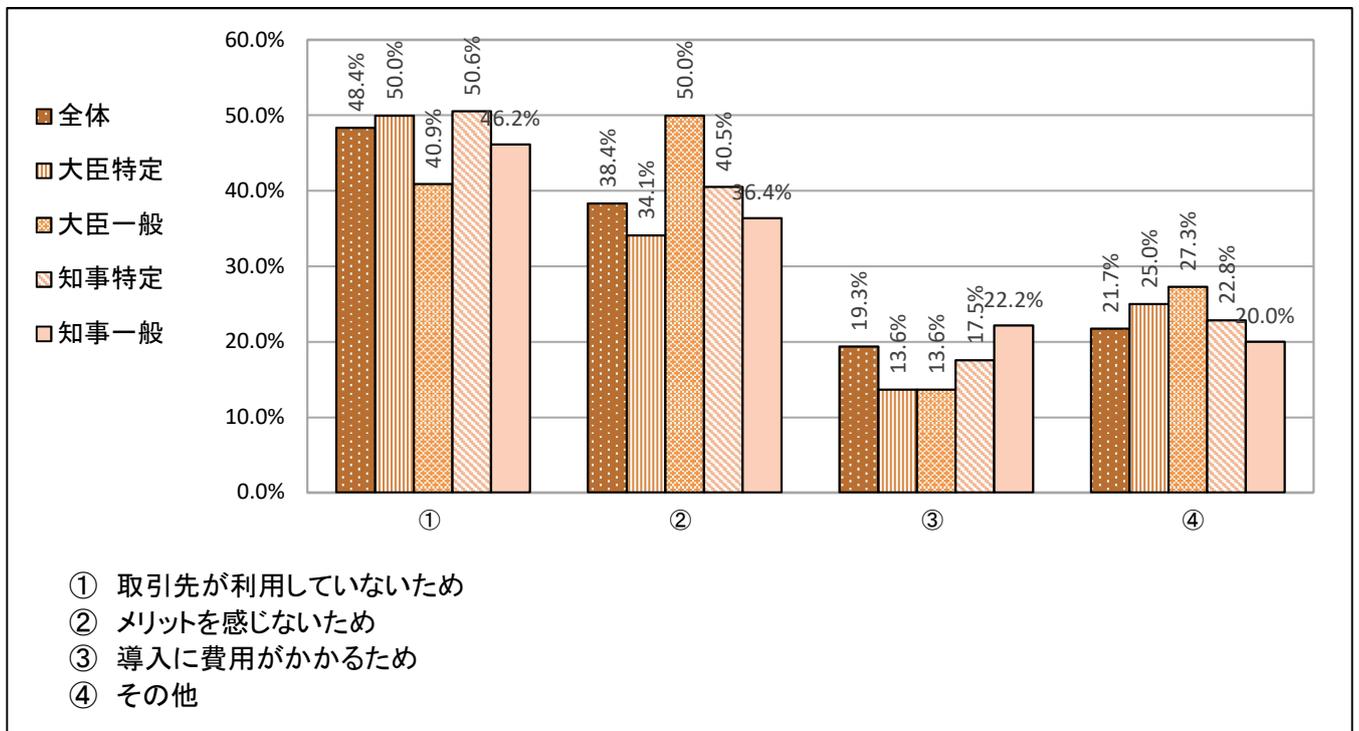
手形期間の短縮と合わせて、令和 8 年の約束手形の利用廃止に向けた取組等について、強力に推進するとされていること（「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日 閣議決定））から、振込払い及び電子記録債権への移行等の取り組みを進めていくことが重要となっていますが、電子記録債権を既に導入済みは 32.2%（昨年度 30.8%）、導入予定は 33.0%（昨年度 26.3%）との回答でした。（図－62）

図－62 電子記録債権の導入状況



電子記録債権を導入する予定がない理由について、「取引先が利用していないため」が 48.4%、「メリットを感じないため」が 38.4%との回答でした。（図－63）

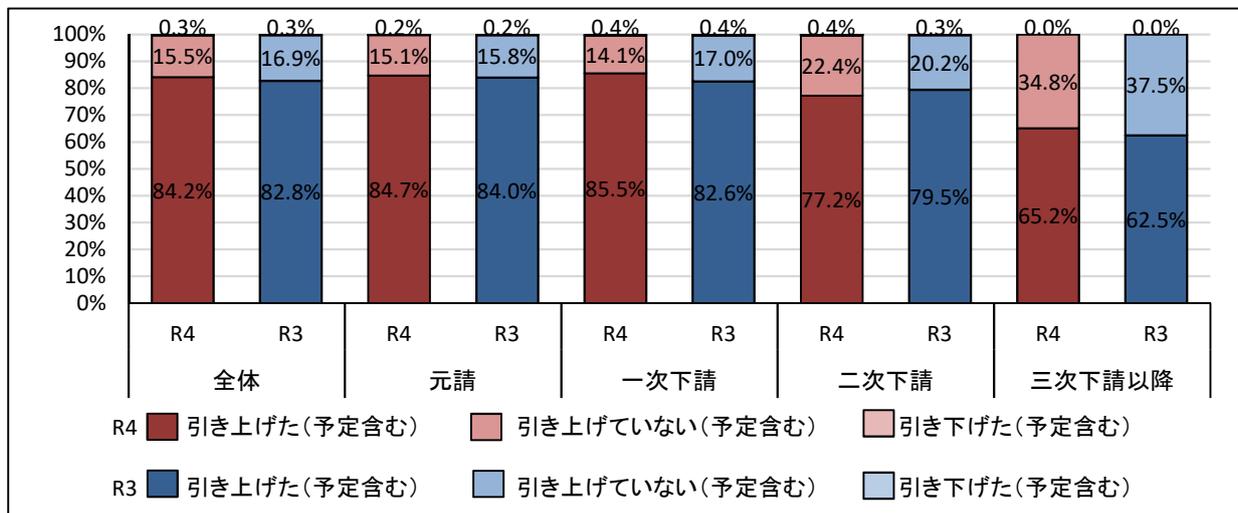
図－63 電子記録債権を導入する予定がない理由



2.12 賃金等について

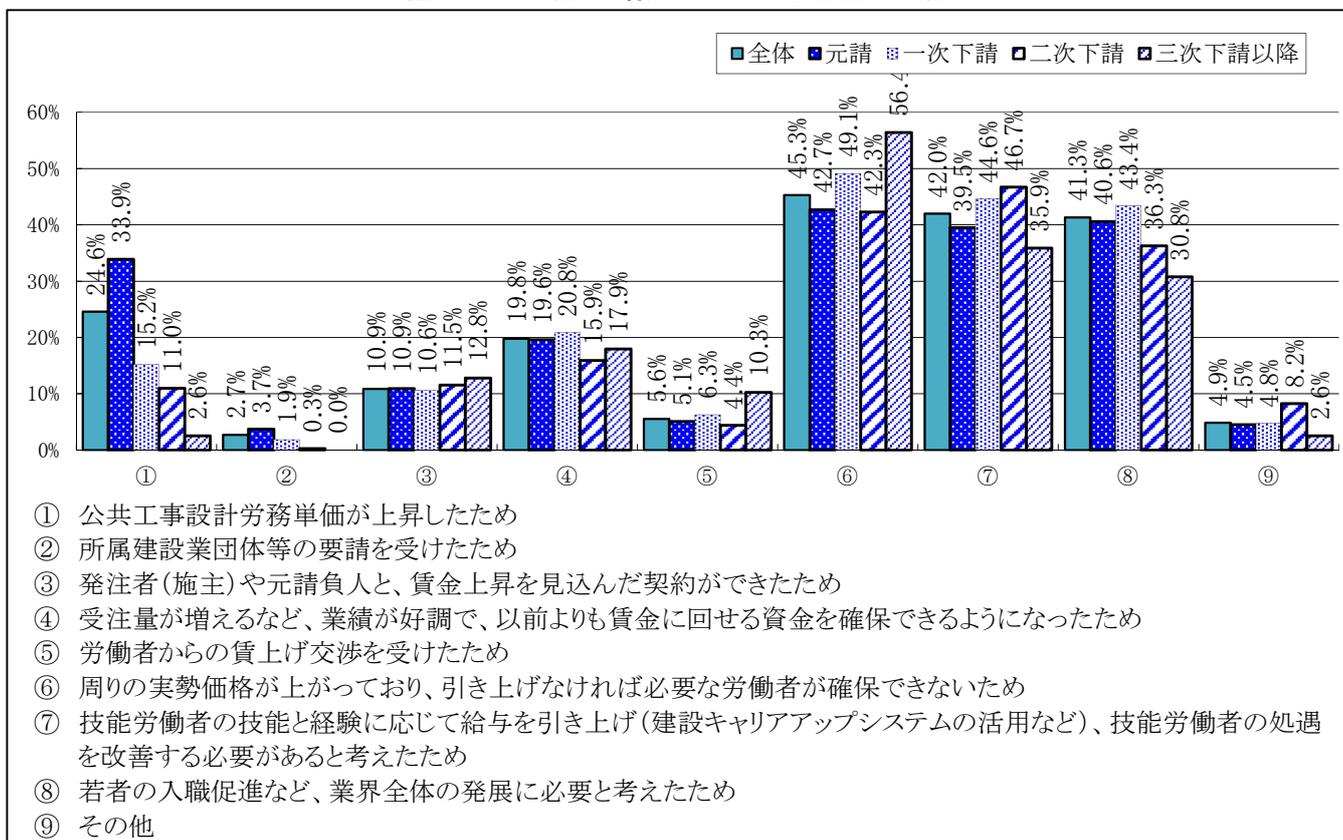
「技能労働者の賃金水準の引き上げ状況」について、「引き上げた(予定含む)」の回答が **84.2%**(昨年度 **82.8%**)でした。(図-64)

図-64 賃金水準の引き上げ状況(立場別)



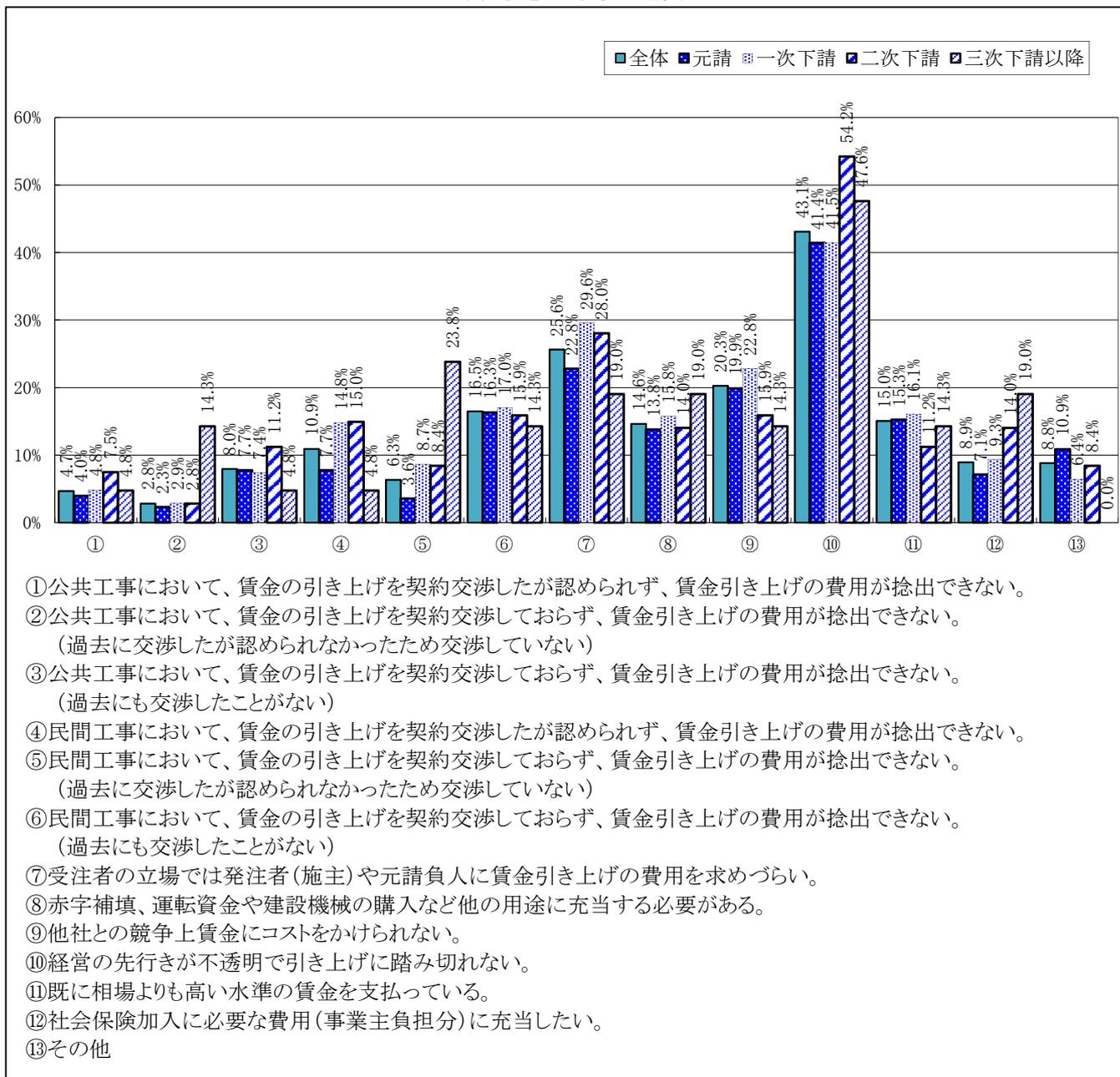
引き上げた理由としては、「⑥周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」が **45.3%**と最も高く、次いで、「⑦技能労働者の技能と経験に応じて給与を引き上げ(建設キャリアアップシステムの活用など)、技能労働者の処遇を改善する必要があると考えたため」(**42.0%**)「⑧若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため」(**41.3%**)の順で高い状況でした。(図-65(a))

図-65 理由(立場別) (a) 引き上げ理由



引き上げない理由としては、「⑩経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」(43.1%)、「⑦受注者の立場では発注者(施主)や元請負人に賃金引き上げの費用を求めづらい」(25.6%)の順で高い状況でした。(図-65(b))

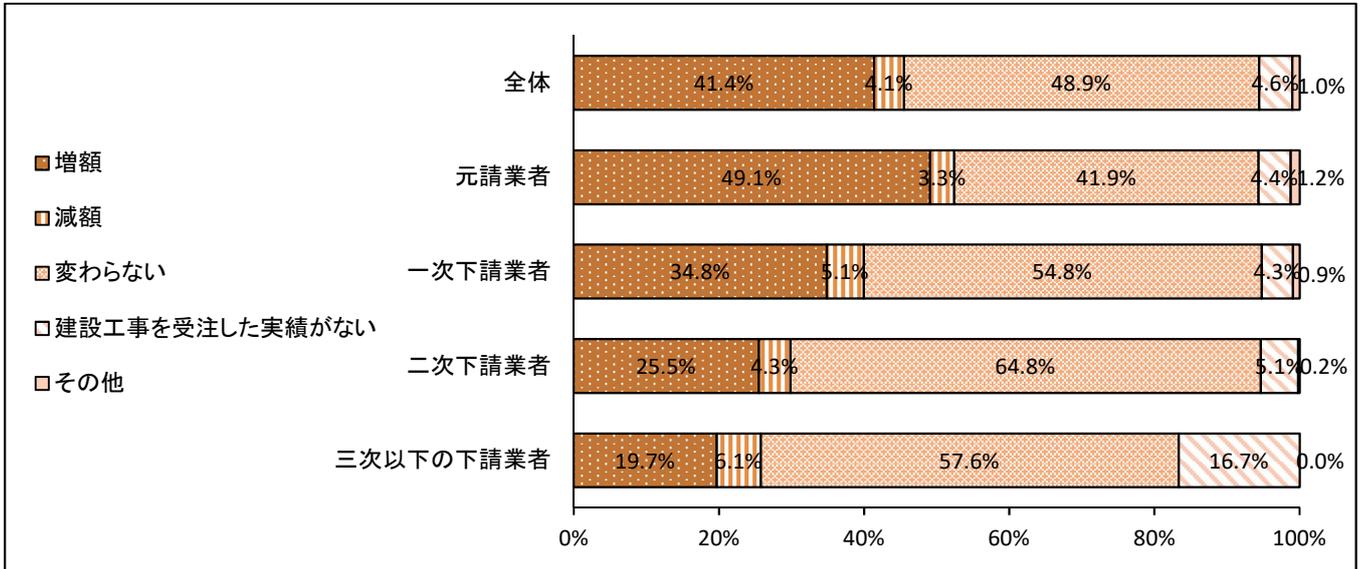
(b) 引き上げない理由



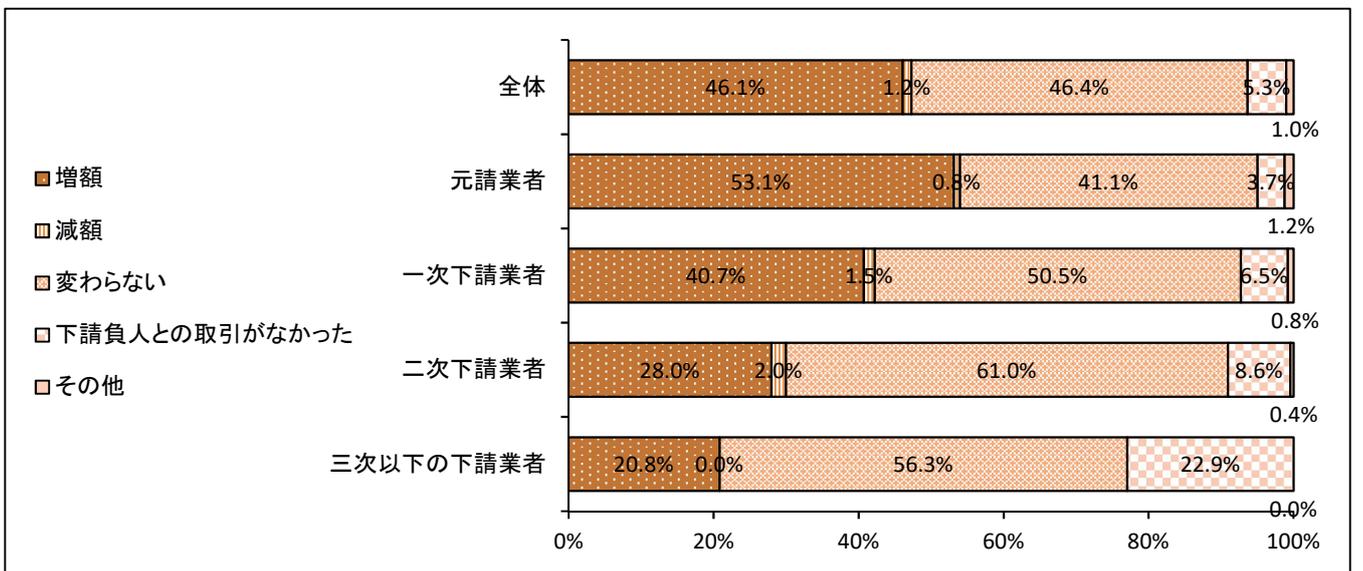
1工事当たりの「請負契約額の状況」について、令和3年7月(約1年前)以降、請負契約額を「増加した」と回答したのは、下請負人(※)の立場(41.4%)、元請負人の立場(46.1%)でした。また、下請負人・元請負人のいずれの立場においても、下の次数の建設業者ほど「増加した」の回答率が低下しています。(図-66(a)、(b))

図-66 請負契約額の増減について

(a) 下請負人(※)の立場で元請負人との請負契約額が増減したか
 ※元請業者については、発注者との請負契約額について回答

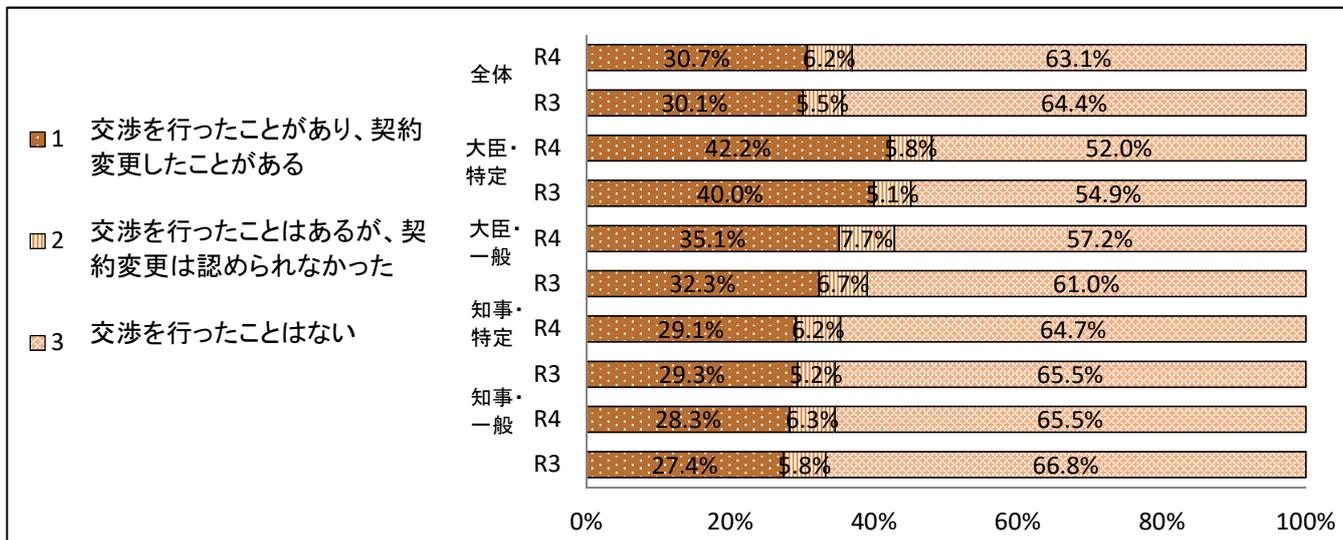


(b) 元請負人の立場で下請負人との請負契約額を増減させたか



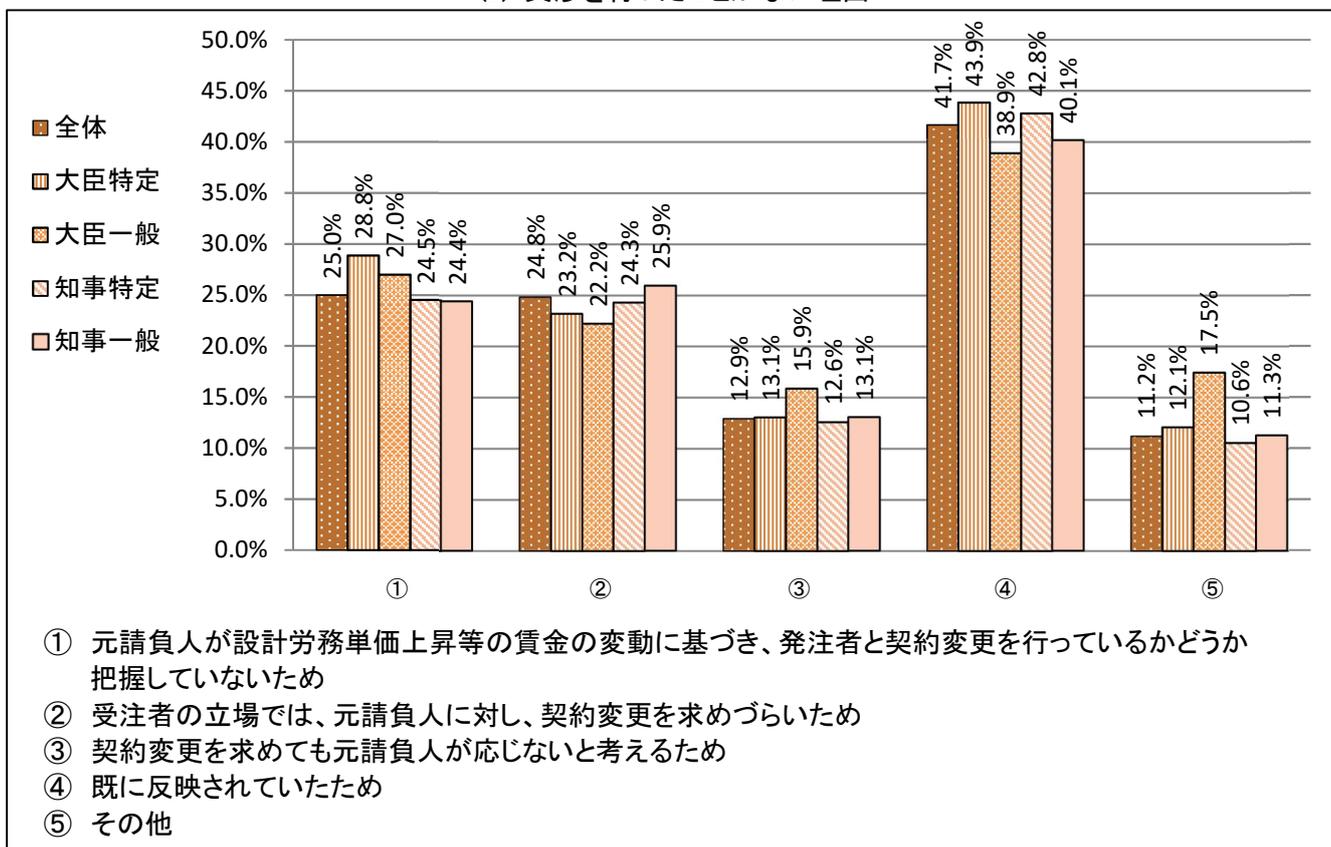
また、公共工事設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、元請負人との請負代金の変更交渉を「行ったことがある」との回答は 36.9%(昨年度 35.6%)であり、約 6 割以上が「交渉を行ったことはない」という状況でした。(図-67(a))

図-67 設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づく元請負人との請負代金の変更交渉
(a) 交渉を行ったことはあるか



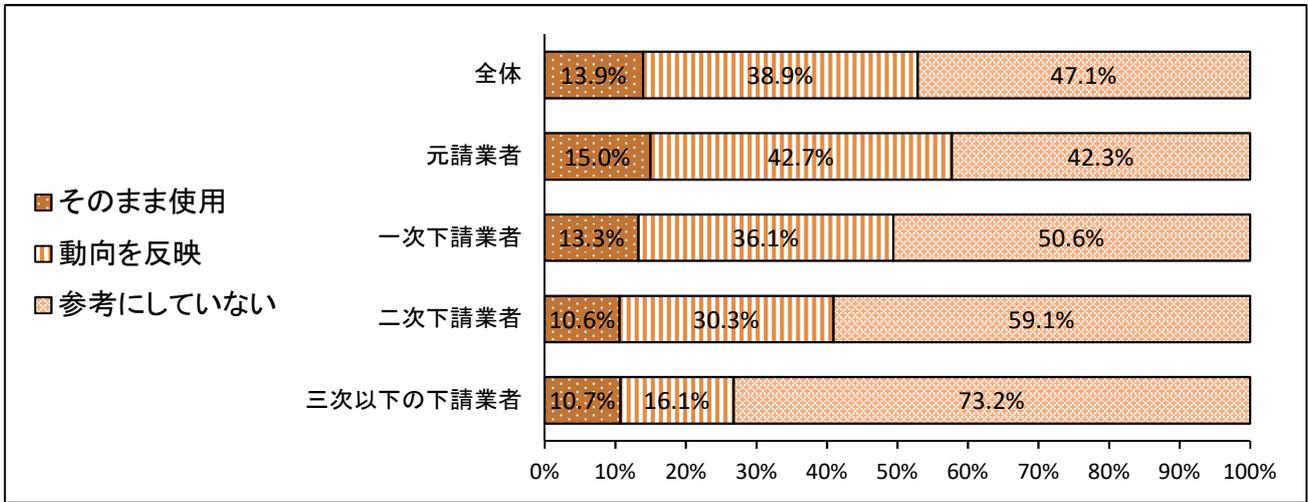
交渉を行ったことが無い理由としては、「既に反映されていたため」(41.7%)との回答が最も多く、「元請負人が設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、発注者と契約変更を行っているかどうか把握していないため」(25.0%)がこれに次いで多い状況でした。(図-63(b))

(b) 交渉を行ったことがない理由



国土交通省では令和4年3月に公共工事設計労務単価を引き上げましたが、これを踏まえ技能労働者への賃金水準の設定において「単価の変動等の動向を賃金に反映させている」が **38.9%**との回答が最も多く、「単価をそのまま使用している」との回答は **13.9%**という状況でした。(図-64)

図-68 賃金水準の設定において公共工事設計労務単価を参考にしているか



建設業の担い手確保のため、週休2日制の普及に向けた取り組みが行われているところです。完全週休2日制を採用している割合は、全体で **36.3%**(昨年度 **33.6%**)であり、最も高い大臣特定建設業者においても **59.2%**(昨年度 **54.3%**)という状況です。(図-69)

図-69 雇用する技能労働者の休暇形態

